

# 草津市地域防災計画(資料編)

令和8年3月



## 草津市地域防災計画資料編 目 次

[ I  条例、規則、要綱等]	7
I-1  草津市防災会議条例	8
I-2  草津市防災会議委員名簿	10
I-3  草津市災害対策本部条例	11
I-4  草津市災害対策本部規程	12
I-5  被災者生活再建支援法	16
I-6  草津市災害弔慰金の支給等に関する条例	24
I-7  草津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	28
I-8  草津市り災見舞金およびり災弔慰金交付要綱	49
I-9  草津市防災行政無線局管理運用規程	51
I-10  草津市地域防災無線協議会規約	55
I-11  草津市緊急通報システム利用要綱	58
I-12  草津市障害者緊急通報システム事業運営要綱	69
I-13  草津市自主防災組織設置要綱	78
I-14  草津市自主防災組織事業補助金交付要綱	83
I-15  草津市自主防災組織等一覧	98
I-16  草津市建築物の浸水対策に関する条例	104
I-17  草津市建築物の浸水対策に関する条例施行規則	106
[ II  協定関係]	109
[ III  防災関係組織・体制、連絡先等]	122
III-1  草津市災害対策本部組織	123
III-2  各班の任務分担表	126
III-3  草津市職員警戒体制時動員計画	130
III-4  水防体制動員基準水防組織	141
III-5  水防組織	141
III-6  水防区域の分担	142
III-7  防災関係機関情報交換担当部署	143
III-8  訓練メニュー	144
[ IV  避難所・避難場所、輸送、備蓄等]	145
IV-1  避難所等一覧表	146
IV-2  広域避難所一覧表	149
IV-3  避難集合場所等候補地一覧表	150
IV-4  草津市防災行政無線設置場所・呼出番号一覧表	159
IV-5  主要な県防災無線FAX一覧	164
IV-6  草津市の県防災無線局	164
IV-7  滋賀地区非常通信経路計画	165
IV-8  貨物自動車運送一覧	166
IV-9  市公用車保有台数一覧	167
IV-10  漁船一覧	168
IV-11  ヘリコプター離発着場	169
IV-12  備蓄場所および備蓄品目	170
[ V  公共施設等の現況]	172

V-1	土地区画整理事業・市街地再開発事業の執行状況	173
V-2	消防水利の設置状況	174
V-3	消防力の現況（消防車両等の保有台数）	175
V-4	防火地域の指定状況	176
[VI	危険箇所・区域、危険物施設等]	177
VI-1	草津市の主な風水害	178
VI-2	草津市洪水・内水ハザードマップ	180
VI-3	市内の主要河川現況	182
VI-4	主要河川の水位段階	184
VI-5	重要水門・樋門調書	185
VI-6	農業用ため池一覧	186
VI-7	重要水防区域および危険箇所	188
VI-8	草津市役所より 100km 圏内で発生した過去の被害地震一覧	189
VI-9	草津市周辺の活断層の長期評価一覧	195
VI-10	琵琶湖西岸断層帯の活断層分布図	198
VI-11	草津市防災アセスメント調査結果抜粋（平成 27 年 1 月）	199
VI-12	危険物施設一覧	206
VI-13	高圧ガス製造所、貯蔵所一覧	213
VI-14	毒物劇物製造所一覧	214
VI-15	危険物施設分布図	215
VI-16	気象予警報（警報の種別および発表基準）	216
VI-17	気象予警報伝達系統図	219
VI-18	土砂災害警戒区域指定位置図	220
VI-19	浸水想定区域図	231
VI-20	水害・土砂災害リスクの見込まれる要配慮者利用施設リスト	234
[VII	医療・福祉・教育施設等]	244
VII-1	医療機関	245
VII-2	近隣死体処理場	246
VII-3	棺の調達先	247
VII-4	ドライアイス調達先	248
VII-5	教育施設(学校・幼稚園・幼稚園型認定こども園)	249
VII-6	文化財の指定状況等	250
[VIII	基準等]	251
VIII-1	火災警報の発令基準	252
VIII-2	被害即報等	253
VIII-3	災害の被害認定基準	260
VIII-4	災害救助法の適用基準	264
VIII-5	災害救助基準表「救助の程度、方法および期間」	265
VIII-6	農業用河川工作物応急対策事業の事業区分および採択基準	270
VIII-7	災害り災者救じゅつ用寄贈品等に対する J R 運賃減免実施基準	271
VIII-8	水防工法	274
VIII-9	新震度階級	292
VIII-10	災害時の死者・安否不明者等の氏名等公表にかかる県の方針	296
[IX	様式等]	297
IX-1	災害被害即報様式(その 1-人・建物)	298
IX-2	災害被害即報様式(その 2-道路・河川等)	299

IX-3	災害被害即報様式(その3-農業関係被害、避難勧告等)	300
IX-4	「第1号様式(火災)」	301
IX-5	「第2号様式(特定の事故)」	302
IX-6	「第3号様式(救急・救助・武力攻撃災害等)」	303
IX-7	第4号様式(その1)「災害概況即報」	304
IX-8	第4号様式(その2)「被害状況即報」	307
IX-9	第5号様式「災害確定報告」	307
IX-10	被害即報事項事例	309
IX-11	パトロール結果報告書	311
IX-12	水防実施状況報告書	312
IX-13	災害情報等受理通報書	313
IX-14	家屋被害調査結果報告書	314
IX-15	り災者台帳	315
IX-16	り災証明書	317
IX-17	避難所収容者名簿	318
IX-18	避難所開設日誌	319
IX-19	物品出納簿	320
IX-20	被災者救助明細書	321
IX-21	応急食糧(応急用米穀・災害救助用米穀)引渡申請書	322
IX-22	応急食糧(応急用米穀・災害救助用米穀)所要数量通知書	323
IX-23	災害救助用米穀売却指示書	324
IX-24	災害救助用米穀引渡申請書	325
IX-25	受領書	326
IX-26	世帯構成員別被害状況書	327
IX-27	生活必需品等必要状況	328
IX-28	義援金品拠出者名簿	329
IX-29	義援金品引継書	330
IX-30	義援金品受領書	331
IX-31	現金出納簿	332
IX-32	義援品受払簿	333
IX-33	緊急輸送車両確認申請書	334
IX-34	緊急輸送車両確認証明書	335
IX-35	緊急車両標章	336
IX-36	「災害状況報告書」(様式第1号)	337
IX-37	「災害防疫活動状況報告書」(様式第2号)	338
IX-38	「災害防疫作業日誌」(様式第3号)	340
IX-39	「患者台帳」(様式第4号)	341
IX-40	緊急放送依頼様式(草津市災害対策本部広報渉外班)	342
[X	草津市の概況]	345
X-1	草津市の地形	346
X-2	草津市の地盤種別図	347
X-3	草津市の気象状況	348
X-4	草津市の人口推移	350
X-5	草津市人口分布	351
X-6	草津市の建築物の状況	352
X-7	建物棟数	353
X-8	木造建物割合	354

X-9	非木造建物割合.....	355
X-10	土地利用の変遷図.....	356
[XI	大規模事故災害関連] .....	358
XI-1	危険物貯蔵施設・毒物劇物貯蔵施設・高圧ガス施設危険物施設.....	359
XI-2	AED 設置場所検索サイト.....	359
XI-3	滋賀県広域災害緊急医療情報システム.....	360
XI-4	毒物および劇物の事故時における応急措置に関する基準.....	361

[ I 条例、規則、要綱等 ]

## I-1 草津市防災会議条例

昭和38年7月12日

条例第17号

改正 昭和58年3月29日条例第22号

昭和61年10月1日条例第26号

平成12年3月24日条例第1号

平成24年10月11日条例第17号

平成25年3月29日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき草津市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務ならびに組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 草津市地域防災計画を作成し、およびその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長および委員)

第3条 防災会議は、会長および委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (2) 滋賀県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (3) 市の区域の全部または一部を管轄する警察署の警察署長
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 市の区域の全部または一部を管轄する消防署の消防署長および消防団長
  - (7) 指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
  - (9) その他市長が特に必要と認める公共的機関の職員のうちから委嘱する者
- 6 防災会議は、委員30人以内で組織する。
- 7 第5項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、滋賀県の職員、草津市の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員および学識経験のある者の中から、市長が委嘱し、または任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(会議)

第5条 防災会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第6条 防災会議に幹事を置く。

2 幹事は、草津市の職員のうちから市長が指名する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について委員を補佐する。

(部会)

第7条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員および専門委員は会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和58年3月29日条例第22号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則 (昭和61年10月1日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月24日条例第1号) 抄

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年10月11日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(草津市防災会議条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の草津市防災会議条例第3条第5項第8号の委員として市長が最初に委嘱する委員の任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成25年7月31日までとする。

付 則 (平成25年3月29日条例第4号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## I-2 草津市防災会議委員名簿

委員別 条例第3条第5項	機 関 名 等	
同条第1号委員	国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所	
同条第2号委員	滋賀県南部土木事務所	
	滋賀県南部健康福祉事務所	
同条第3号委員	草津警察署	
同条第4号委員	草津市総合政策部	
	草津市建設部	
	草津市健康福祉部	
同条第5号委員	草津市教育委員会教育長	
同条第6号委員	草津市消防団長	
	湖南広域消防局西消防署長	
	湖南広域消防局南消防署長	
同条第7号委員	西日本旅客鉄道(株)草津駅	
	NTT 西日本(株)滋賀支店	
	関西電力送配電(株)滋賀 <del>本部</del>	
	大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部	
	(一社)滋賀県 LP ガス協会草津支部	
同条第8号委員	自主防災組織を構成する者 または学識経験のある者	学識経験者 草津市赤十字奉仕団 湖南幼年女性防火委員会 公益社団法人滋賀県看護協会第2地区支部 草津栗東医師会

### I-3 草津市災害対策本部条例

昭和38年7月12日

条例第18号

改正 平成8年4月1日条例第9号  
平成24年10月11日条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、草津市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成8年4月1日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年10月11日条例第17号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## I-4 草津市災害対策本部規程

昭和46年7月12日  
訓令第7号

### (本部の設置)

- 第1条 市内の全部もしくは一部にわたる非常災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、緊急に災害情報の伝達と被害状況のは握を行い、併せて被害の防止および災害対策を確立するため、草津市災害対策本部(以下「本部」という。)を置く。
- 2 本部は、草津市役所2階特大会議室に置く。ただし、特に必要ある場合には適当と認められた場所に移すことができるものとする。

### (本部の組織)

- 第2条 本部に本部長、副本部長および本部員を置く。
- 2 本部長は、市長が当たり、副本部長は、副市長、教育長および危機管理監をもつて充てる。
- 3 市長が不在のときは、草津市副市長の事務分担等に関する規則(平成28年草津市規則第52号)第2条第1号に掲げる副市長が、同号に掲げる副市長が不在のときは、他の副市長が、他の副市長が不在のときは、危機管理監が配備等の決定を行い、指揮するものとする。
- 4 本部員は、草津市地域防災計画(以下「計画」という。)に掲げる職にある者をもつて充てる。

### (本部会議)

- 第3条 災害に関する総合対策確立について協議するため、本部に本部会議を置き、本部長、副本部長および本部員をもつて構成する。
- 2 本部会議は、必要のつど本部長が招集する。

### (部、班および事務分掌)

- 第4条 本部に計画に掲げる部および班を置き、それぞれの事務分掌を行うものとする。
- 2 本部長は必要に応じ、前項に規定する部および班以外の部もしくは班を設け、またはこれらの一部を置かないことができる。
- 3 班長は、部長の命を受け、班員は班長の指示によりその任に当たる。

### (本部連絡員)

- 第5条 本部と各部および班との連絡調整を行うため、本部連絡員を設け、計画に掲げる職にある者をもつて充てる。

### (配備区分等)

- 第6条 計画に掲げる災害の状況に応じて、部および班員(以下「職員等」という。)は、別に定める場所に速やかに集合し、第4条に規定する業務を行うものとする。

### (待機等)

- 第7条 本部長は、総合的情報に基づき災害が予測される場合、その災害の規模その他の情勢により必要あるときは、職員に待機命令、非常活動命令等適宜命令を発するものとする。

### (本部の開閉)

- 第8条 本部は、非常災害が発生し、またはそのおそれのある場合において市長が必要と認めるとき開設し、災害の発生がなく、また災害の応急措置が完了したとき閉鎖するものとする。

(本部の事務連絡)

第9条 本部の開設前または閉鎖後における事務の連絡は、総合政策部危機管理課において行う。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(昭和52年9月8日訓令第21号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(昭和52年10月27日訓令第24号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(昭和53年4月1日訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(昭和53年7月28日訓令第9号)

この訓令は、昭和53年7月28日から施行する。

付 則(昭和54年3月31日訓令第4号)

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

付 則(昭和54年8月21日訓令第5号)

この訓令は、昭和54年8月21日から施行する。

付 則(昭和54年11月1日訓令第9号)

この訓令は、昭和54年11月1日から施行する。

付 則(昭和55年4月1日訓令第15号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(昭和56年5月13日訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(昭和56年10月13日訓令第8号)

この訓令は、昭和56年10月13日から施行する。

付 則(昭和56年12月1日訓令第14号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(昭和57年4月1日訓令第7号)

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(昭和58年4月1日訓令第7号)

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則(昭和58年7月1日訓令第10号)  
この訓令は、昭和58年7月1日から施行する。

付 則(昭和59年3月31日訓令第11号)  
この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則(昭和60年7月1日訓令第13号)  
この訓令は、昭和60年7月1日から施行する。

付 則(昭和61年4月1日訓令第7号)  
この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則(昭和63年4月1日訓令第4号)  
この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則(平成元年4月1日訓令第3号)  
この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

付 則(平成元年10月5日訓令第7号)  
この訓令は、平成元年10月5日から施行する。

付 則(平成3年4月1日訓令第4号)  
この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

付 則(平成3年10月1日訓令第9号)  
この訓令は、平成3年10月1日から施行する。

付 則(平成4年3月25日訓令第1号)  
この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

付 則(平成5年3月31日訓令第7号)  
この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

付 則(平成7年3月31日訓令第6号)  
この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

付 則(平成8年4月1日訓令第4号)  
この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

付 則(平成13年6月29日訓令第9号)  
この訓令は、平成13年6月29日から施行する。

付 則(平成15年7月1日訓令第3号)  
この訓令は、平成15年7月1日から施行する。

付 則(平成16年4月1日訓令第3号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成17年4月1日訓令第3号)  
この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成18年3月31日訓令第3号)  
この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月30日訓令第4号)  
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成21年4月1日訓令第7号)  
この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成28年10月4日訓令第10号)  
この訓令は、平成28年10月4日から施行する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）  
第二章 被災者生活再建支援金の支給（第三条―第五条）  
第三章 被災者生活再建支援法人（第六条―第十七条）  
第四章 国の補助等（第十八条―第二十条）  
第五章 雑則（第二十条の二―第二十二条）  
第六章 罰則（第二十三条―第二十五条）  
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 被災世帯 政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であつて次に掲げるものをいう。
  - イ 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
  - ロ 当該自然災害により、その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至つた世帯
  - ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
  - ニ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロ及びハに掲げる世帯を除く。次条において「大規模半壊世帯」という。）
  - ホ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（ロからニまでに掲げる世帯を除く。）

第二章 被災者生活再建支援金の支給

（被災者生活再建支援金の支給）

第三条 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となつた世帯の世帯主に対

し、当該世帯主の申請に基づき、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給を行うものとする。

- 2 被災世帯（被災世帯であって自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（第七項において「単数世帯」という。）を除く。以下この条において同じ。）のうち前条第二号イからニまでのいずれかに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあつては、五十万円）に、当該被災世帯が次の各号に掲げる世帯であるときは、当該各号に定める額を加えた額とする。
  - 一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円
  - 二 その居住する住宅を補修する世帯 百万円
  - 三 その居住する住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅（第五項第三号において「公営住宅」という。）を除く。）を賃借する世帯 五十万円
- 3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、百万円（大規模半壊世帯にあつては、五十万円）に当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高いものを加えた額とする。
- 4 前二項の規定にかかわらず、前条第二号ハに該当する被災世帯であつて政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、三百万円を超えない範囲内で政令で定める額とする。
- 5 被災世帯のうち前条第二号ホに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - 一 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 百万円
  - 二 その居住する住宅を補修する世帯 五十万円
  - 三 その居住する住宅（公営住宅を除く。）を賃借する世帯 二十五万円
- 6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する被災世帯が同一の自然災害により同項各号のうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、当該世帯が該当する同項各号に定める額のうち最も高い額とする。
- 7 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、第二項から前項までの規定を準用する。この場合において、第二項、第三項及び第五項中「百万円」とあるのは「七十五万円」と、「五十万円」とあるのは「三十七万五千元」と、第二項中「二百万円」とあるのは「百五十万円」と、第四項中「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と、第五項中「二十五万円」とあるのは「十八万七千五百円」と読み替えるものとする。

（支給事務の委託）

第四条 都道府県は、議会の議決を経て、支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する支援法人に委託することができる。

- 2 都道府県（当該都道府県が前項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を第六条第一項に規定する支援法人に委託した場合には、当該支援法人）は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができる。

（政令への委任）

第五条 支援金の申請期間、支給方法その他支援金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

### 第三章 被災者生活再建支援法人

（指定等）

第六条 内閣総理大臣は、被災者の生活再建を支援することを目的とする一般社団法人又

- は一般財団法人であって、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議するものとする。
  - 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、支援法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
  - 4 支援法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
  - 5 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

#### （業務）

第七条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第三条第一項の規定により支援金を支給する都道府県（第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した都道府県を除く。）に対し、当該都道府県が支給する支援金の額に相当する額の交付を行うこと。
- 二 第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うこと。
- 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

#### （費用の支弁）

第八条 支援法人は、第四条第一項の規定により都道府県の委託を受けて支援金の支給を行うときは、支援金の支給に要する費用の全額を支弁する。

#### （基金）

第九条 支援法人は、支援業務を運営するための基金（以下この条において単に「基金」という。）を設けるものとする。

- 2 都道府県は、支援法人に対し、基金に充てるために必要な資金を、相互扶助の観点も踏まえ、世帯数その他の地域の事情を考慮して、拠出するものとする。
- 3 都道府県は、前項の規定によるもののほか、基金に充てるために必要があると認めるときは、支援法人に対し、必要な資金を拠出することができる。

#### （運営委員会）

第十条 支援法人は、運営委員会を置くものとする。

- 2 次に掲げる事項は、運営委員会の議決を経なければならない。
  - 一 次条第一項に規定する業務規程の作成及び変更
  - 二 第十二条第一項に規定する事業計画書及び収支予算書の作成及び変更
- 3 運営委員会は、前項に定めるもののほか、支援業務の運営に関する重要事項について、支援法人の代表者の諮問に応じて審議し、又は支援法人の代表者に意見を述べることができる。
- 4 運営委員会の委員は、都道府県知事の全国的連合組織の推薦する都道府県知事をもって充てるものとする。

#### （業務規程の認可）

第十一条 支援法人は、支援業務を行うときは、当該業務の開始前に、当該業務の実施に関する規程（以下この条において「業務規程」という。）を作成し、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 内閣総理大臣は、前項の認可をした業務規程が支援業務の適正かつ確実な実施上不適

当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 業務規程に記載すべき事項は、内閣府令で定める。

(事業計画等)

第十二条 支援法人は、毎事業年度、内閣府令で定めるところにより、支援業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 支援法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度終了後、支援業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第十三条 支援法人は、支援業務に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。

(秘密保持義務)

第十四条 支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第七条第二号の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告)

第十五条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、当該業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせることができる。

(監督命令)

第十六条 内閣総理大臣は、支援業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第十七条 内閣総理大臣は、支援法人がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したときは、第六条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定により指定の取消しをしようとするときについて準用する。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

#### 第四章 国の補助等

(国の補助)

第十八条 国は、第七条第一号の規定により支援法人が交付する額及び同条第二号の規定により支援法人が支給する支援金の額の二分の一に相当する額を補助する。

(地方債の特例)

第十九条 第九条第二項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出に要する経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

(国の配慮)

第二十条 国は、第九条第二項及び第三項の規定に基づく都道府県の支援法人に対する拠出が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

## 第五章 雑則

(譲渡等の禁止)

第二十条の二 支援金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 支援金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第二十一条 租税その他の公課は、支援金として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(政令への委任)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十三条 第十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十五条 支援法人の代表者又は支援法人の代理人、使用人その他の従業者が、支援法人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、支援法人に対しても、同条の刑を科する。

### 附 則 抄

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、第三条（第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の委託があった場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以降の年度において、都道府県の基金に対する資金の拠出があった日として内閣総理大臣が告示する日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯について適用する。

○中央省庁等改革関係法施行法（平成一一法律一六〇）抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出そ

の他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成一一年一月二二日法律第一六〇号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成一六年三月三十一日法律第一三号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一六年政令第九八号で平成一六年四月一日から施行)

(支援金の支給に関する経過措置)

第二条 改正後の被災者生活再建支援法(以下「新法」という。)第三条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給について適用し、施行日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給については、なお従前の例による。

第三条 前条の規定にかかわらず、施行日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯のうち、施行日前に災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十条第一項の規定により避難のための立退きの指示を受けた者であって、施行日以後に、当該指示に係る地域(施行日以後に同条第四項の規定により避難の必要なくなった旨の公示があった地域に限る。以下この条において同じ。)において自立した生活を開始する者又は当該指示に係る地域において自立した生活を開始することが著しく困難であることが明らかになったことにより当該地域以外の地域において自立した生活を開始する者に係る世帯の世帯主に対する支援金の支給については、新法第三条の規定を適用する。この場合においては、同条第一号中「三百万円」とあるのは「三百万円から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律(平成十六年法律第十三号)の施行前に支給された支援金の額を減じた額」と、同条第二号中「百五十万円」とあるのは「百五十万円から被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行前に支給された支援金の額を減じた額」とする。

(被災者生活再建支援基金に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前の被災者生活再建支援法第六条第一項の規定によ

る指定を受けている被災者生活再建支援基金は、新法第六条第一項の規定による指定を受けた被災者生活再建支援法人とみなす。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成一八法律五〇）抄（罰則に関する経過措置）

第四百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄  
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 （平成一九年十一月一六日法律第一一四号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成一九年政令第三六〇号で平成一九年一二月一四日から施行）

（支援金の支給に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の被災者生活再建支援法（次条において「新法」という。）第三条第一項の規定は、この法律の公布の日（以下「公布日」という。）以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給について適用し、公布日前に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対する支援金の支給については、なお従前の例による。

第三条 前条の規定にかかわらず、平成十九年能登半島地震による自然災害、平成十九年新潟県中越沖地震による自然災害、平成十九年台風第十一号及び前線による自然災害又は平成十九年台風第十二号による自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主が公布日以後に申請を行った場合における支援金の支給については、新法第三条第一項の規定を適用する。この場合において、この法律による改正前の被災者生活再建支援法第三条の規定により、当該世帯主に対し、同一の自然災害について既に支援金が支給されているときは、同項の規定に基づき支給される支援金の額は、新法第三条第二項から第五項までの規定による支援金の額から、当該既に支給された支援金の額を減じた額とする。

附 則 （平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇〇号） 抄  
（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（被災者生活再建支援法の一部改正に伴う経過措置）

3 第二条の規定による改正後の被災者生活再建支援法第二十条の二の規定は、平成二十三年三月十一日以後に生じた自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主に対して支給する被災者生活再建支援金について適用する。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

(検討)

- 4 地方公共団体が自然災害に際して行う金銭の給付であって、災害弔慰金若しくは災害障害見舞金又は被災者生活再建支援金に類するものに係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 5 国又は地方公共団体が、災害等に際して危険を顧みることなく職務を遂行したことにより死亡し、又は障害の状態となった者について行う金銭の給付に係る差押えの禁止等については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (令和二年一二月四日法律第六九号)

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の被災者生活再建支援法第二条第二号(ホに係る部分に限る。)及び第三条(同号ホに該当する被災世帯に係る部分に限る。)の規定は、令和二年七月三日以後に発生した自然災害により当該被災世帯となった世帯の世帯主に対する被災者生活再建支援金の支給について適用する。

## I-6 草津市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年12月25日  
条例第53号

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）および同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）で規定に準拠し、暴風、豪雨等で自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神または身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金で支給を行い、ならびに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉および生活の安定に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

### 第2章 災害弔慰金の支給

#### (災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章および次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

#### (災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この号および次号において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
  - (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
    - ア 配偶者
    - イ 子
    - ウ 父母
    - エ 孫
    - オ 祖父母
  - (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、または生計を同じくしていた者に限る。以下この号において同じ。）が存するときは、兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、これらの規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に災害弔慰金を支給す

ることができる。

- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号のいずれかに該当する場合には支給しない。

- (1) その災害による死亡が、その死亡した者の故意または重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告または書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、または疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、または疾病にかかった当時においてその属する世帯で生計を主として維持していた場合にあつては250万円とし、その他の場合にあつては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条および第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類および程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1か月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)および住居の損害がない場合 150万円
  - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
  - ウ 住居が半壊した場合 270万円
  - エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円
  - イ 住居が半壊した場合 170万円
  - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円
  - エ 住居の全体が滅失もしくは流出した場合 350万円
- (3) 第1号のウまたは前号のイもしくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

(保証人および利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で市長が定める率とする。
- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還方法等)

第15条 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(令第7条第2項かつこ書の場合は、5年)とする。

- 2 災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還または月賦償還の方法によるものとする。
- 3 前項の規定による償還は、元利均等償還の方法によるものとする。ただし、いつでも繰上償還をすることができる。
- 4 災害援護資金の貸付けを受けた者の償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還および違約金については、法第13条、第14条第1項および第16条ならびに令第8条、第9条および第12条の規定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和53年12月25日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和56年10月5日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の草津市災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した者の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（昭和57年12月28日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条から第11条までの規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、または疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則（平成4年3月25日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し、または疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

付 則（平成23年11月15日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の草津市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

付 則（令和元年7月1日条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の草津市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条および第15条第4項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

付 則（令和元年11月20日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

## I-7 草津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年12月25日

規則第33号

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年草津市条例第53号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別および生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日および死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別および生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷または疾病の状態となつた年月日および負傷または疾病の状況
- (3) 障害の種類および程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷または疾病の状態となつた市民に対し、負傷し、または疾病にかかつた地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(別記様式第1号)を提出させるものとする。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した借入申込書(別記様式第2号)を市長に提出し

なければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名および生年月日
  - (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間および方法
  - (3) 貸付けを受けようとする理由および資金の用途についての計画
  - (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が、必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあつては、医師の療養見込期間および療養概算額を記載した診断書
  - (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては、前前年とする。以下この号において同じ。)において他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
  - (3) その他市長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(利率)

第6条の2 条例第14条第2項の規定に基づく市長が定める率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 保証人を立てる場合 無利子
- (2) 保証人を立てない場合 年1.5パーセント

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

- 第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間および償還方法を記載した貸付決定通知書(別記様式第3号)を借入申込者に交付するものとする。
- 2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書(別記様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、借用書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書)(別記様式第5号)に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人および保証人の印鑑証明書)を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借入者が貸付金の償還を完了したときは、当該借入者に係る借用書およびこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(別記様式第6号)を市長に提出する

ものとする。

(償還金の支払猶予)

- 第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(別記様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書(別記様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。
  - 3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(別記様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

- 第14条 借受人は違約金の支払免除を申請しようとするときはその理由を記載した申請書(別記様式第10号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間および支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(別記様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。
  - 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(別記様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

- 第15条 災害援護資金の償還未済額の全部または一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(別記様式第13号)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。
    - (1) 借受人が死亡を証する書類
    - (2) 借受人が精神または身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
    - (3) 借受人が破産手続開始の決定または再生手続開始の決定を受けたことを証する書類
  - 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(別記様式第14号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。
  - 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(別記様式第15号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

- 第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名または住所の変更届等)

- 第17条 借受人または保証人について、氏名または住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかにその旨を氏名等変更届(別記様式第16号)により届け出なければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族または保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

(細目)

- 第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金および災害障害見舞金の支給ならびに災害援護資金の貸付けの手続について、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和58年1月12日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条および第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、または疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

付 則(令和元年7月1日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の草津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

付 則(令和元年11月20日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号(第5条第2項関係)

診断書

氏名		生年月日	年 月 日	性別	男・女
傷病名			負傷発病年月日	年 月 日	
障害の部位			初診年月日	年 月 日	
既往症	既存障害		治ゆ年月日	年 月 日	
療養の内容 および経過					
障害の状態 の詳細	(図で示すことができるものは図解すること。)				
関節運動 範囲	種類範囲				
	部位				
		右			
		左			
		右			
		左			
上記のとおり診断します。 郵便番号 電話番号 局 番					
年 月 日	病院または診療所の		診療担当者氏名		所在地 名称 印

様式第2号(第6条第1項関係)

災害援護資金借入申込書

草津市長 様  
年 月 日

借入申込人	住所
	氏名 印
連帯保証人	住所
	氏名 印

災害援護資金の貸付けを受けたいので、次のとおり申し込みます。

記

※受付日	※受付番号	※受付者	※貸付番号	
被災日時 年 月 日 時	災害名			
被害の種類 1 世帯主の負傷 2 住居の全壊 3 住居の半壊 4 家財の損害	被害場所			
返す方法 1 年賦 2 年半賦	いつまでに返せますか		年 月 ( 回)	
借入申込者について	ふりがな	男女		
	氏名	年 月 日生 ( 歳)		
	ふりがな	郵便番号	電話番号	
	現住所	( 方)	〒 局 番	
	本籍	勤務先の名称と所在地		
	職業			
	世帯の状況と収入	氏名	世帯主との続柄	年齢
		健否	職業	収入(月収)
		勤務先、学校名		
		収入合計	円	支出合計
	円	円		
資産の状況	土地	(1)宅地 m2 (2)田畑 m2 (3)山林 m2		
	建物	(1) 自宅 m2 (2) その他 m2		
	負債	生活保護 (金額) 円		
(保証人が書いて下さい)連帯保証人	ふりがな	男女	年 月 日生( 歳)	
	氏名			
	現住所	本籍地		
	職業	月収	円	
	資 土地	(1)宅地 m2 (2)田畑 m2 (3)山林 m2	申込者との関係	家族数 人
	勤 名称			

証人	産 建物	(1) 自宅 m2 (2) その他 m2	務先	所在地	電話 局番		
この災害の前1年以内に被災したことの有無およびその状況					(有・無) (状況)		
この災害により世帯主が死亡または重度障害者となった事実の有無					(有・無)		
借入申込金額					円		
必要資金の額	に	円	資金の内訳	災害援護資金	円		
	に	円		手持資金	円		
	に	円		その他( )	円		
	に	円		合計	円		
被害の状況	被災時の具体的状況						
	住居の被害		(1)全壊	(2)半壊	世帯主の負傷	全治 か月	
	家財の被害	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額
			円	円		円	円
				合計			

様式第3号(第8条第1項関係)

災害援護資金貸付決定通知書

第 年 月 日

様

草津市長 印

年 月 日付けで申込みのあつた災害援護資金の貸付けについては、次のとおり決定したので通知します。

記

記

貸付番号	第	号				
貸付金額		円				
据置期間	年	月	日から	年	月	日まで
償還期間	年	月	日から	年	月	日まで
償還方法	年 賦		半年賦	月	賦	
貸付利率	年	パーセント				

資金をお渡しする日と手続について

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 2 場所
- 3 持参するもの
  - (1) この通知書
  - (2) 同封の借用書
  - (3) あなたの印鑑
  - (4) あなたと保証人の印鑑証明書各1通

様式第4号(第8条第2項関係)

災害援護資金貸付不承認決定通知書

第 年 月 日  
年 月 日

様

草津市長 印

年 月 日付けで申込みのあつた災害援護資金の貸付けについては、次の理由で承認できないので通知します。

記

(承認できない理由)

様式第5号(第9条関係)  
貸付決定番号 号

災害援護資金借用書

借用金額 円  
利 率 年 パーセント  
据置期間 年 月 日から 年 月 日まで  
償還期間 年 月 日から 年 月 日まで  
償還方法 年 賦 半年賦 月 賦

上記のとおり借用いたします。

については、災害弔慰金の支給等に関する法律およびこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い相違なく償還いたします。

年 月 日

草津市長 様

借 受 人 住 所  
氏 名 印

上記の借入れに対し連帯してその債務を負担します。

連帯保証人 住 所  
氏 名 印

様式第6号(第12条関係)

災害援護資金繰上償還申出書

年 月 日

草津市長 様

住所  
借受人  
氏名 印

災害援護資金の繰上償還を行いたいので、次のとおり申し出ます。

記

貸付番号 第 号  
借受人氏名  
貸付けを受けた日 年 月 日  
貸付けを受けた金額 円  
償還期限 年 月 日  
償還金額 円  
償還未済額 円  
繰上償還をする日 年 月 日  
繰上償還をする金額 円

様式第7号(第13条第1項関係)

災害援護資金償還金支払猶予申請書

年 月 日

草津市長 様

借受人 住所  
氏名 印  
連帯保証人 住所  
氏名 印

災害援護資金償還金の支払猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

記

申請の理由 (具体的に)				
貸付の条件	借入 金額	円	貸付 番号	第 号
	据置 期間	1 3 年 2 5 年	希望 猶予 期間 等	ただし か月 年 月 日 第 回償還以降
	償還 方法	1 年賦 2 半年賦 3 月賦		
	償還 期間	年 月 日か ら 年 月 日 まで	変更 後の 償還 期間	年 月 日から 年 月 日まで
支払猶予期間の 根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

様式第8号(第13条第2項関係)

災害援護資金償還金支払猶予承認通知書

第 号  
年 月 日

様

草津市長 印

年 月 日付けで申請のあつた災害援護資金償還金の支払猶予については、次のとおり承認したので通知します。

記

支払猶予承認期間 年 月 日から か月

変更後の償還期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第9号(第13条第3項関係)

災害援護資金償還金支払猶予不承認通知書

第 年 月 日  
年 月 日

様

草津市長 印

年 月 日付けで申請のあつた災害援護資金償還金の支払猶予については、次の理由で承認できないので、当初の計画により償還されるよう通知します。

記

(承認できない理由)

様式第10号(第14条第1項関係)

災害援護資金貸付金に係る違約金支払免除申請書

年 月 日

草津市長 様

借受人	住所
	氏名 印
連帯保証人	住所
	氏名 印

災害援護資金貸付金に係る違約金の支払免除を受けたいので、次のとおり申請します。

記

貸付番号		第号		円	
支払免除を申請する違約金の金額					
内容	回数	期別	元金	利子	申請日までの違約金
		年 月 期	円	円	円
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

様式第11号(第14条第2項関係)

災害援護資金貸付金に係る違約金支払免除承認通知書

第 年 月 日  
年 月 日

様

草津市長 印

年 月 日付けで申請のあつた災害援護資金貸付金に係る違約金の支払免除については、次のとおり承認したので、通知します。

記

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子 円  
に係る 年 月 日における違約金 円の支払を免除する。

様式第12号(第14条第3項関係)

災害援護資金貸付金に係る違約金支払免除不承認通知書

第 年 月 日 号

様

草津市長 印

年 月 日付けで申請のあつた災害援護資金貸付金に係る違約金の支払免除については、次の理由で承認できないので通知します。

記

(承認できない理由)

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金(元利合計 円)に係る違約金は、年 月 日現在 円となつておりますので、至急償還してください。

様式第13号(第15条第1項関係)

災害援護資金償還免除申請書

年 月 日

草津市長

住所  
申請人

氏名

印

災害援護資金の償還免除を受けたいので、次のとおり申請します。

貸付番号	第 号				
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円
償還方法	年賦・半年賦・ 月賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円
免除申請額	円(償還未済額の		全部 一部で	円)	
免除申請理由および理由発生年月日または理由継続期間					
免除申請者続人借受人またはその相保証人	ふりがな		男女	年 月 日生	
	氏名				
	現住所				
	本籍				
	借受人との関係		職業		
	勤務先および所在地				
	ふりがな		男女	年 月 日生	
	氏名				
	現住所		借受人との続柄		
	職業		勤務先および所在地		
ふりがな		男女	年 月 日生		
氏名					
現住所			借受人との関係		
職業		勤務先および所在地			

様式第14号(第15条第3項関係)

災害援護資金償還免除承認通知書

第 年 月 日 号

様

草津市長 印

年 月 日付けで申請のあつた災害援護資金の償還免除については、次のとおり承認したので通知します。

記

(承認内容)

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額

元金 円  
利子 円  
違約金 円  
合計 円

償還を免除した額	元金	円	
----------	----	---	--

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額

利子	円
違約金	円
合計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利5パーセントの率で違約金が更に加算されます。

様式第15号(第15条第4項関係)

災害援護資金償還免除不承認通知書

第 号  
年 月 日

様

草津市長 印

年 月 日付けで申請のあつた災害援護資金の償還免除については、次の理由で承認できないので通知します。

記

(承認できない理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年利5パーセントの率で違約金が更に加算されます。

元金	円
利子	円
違約金	円
合計	円

様式第16号(第17条関係)

氏名等変更届

年 月 日

草津市長 様

借受人 住所

	または同居の親族	氏名	印
	連帯保証人		住所
		氏名	印

氏名等について異動したので、次のとおり届け出ます。

貸付番号	第 号			
借受人	ふりがな		住所	
	氏名			
連帯保証人	ふりがな		住所	
	氏名			
異動する事項(○で囲むこと。)				(異動の内容)
1 住所変更				
2 改姓または改名				
3 死亡または行方不明				
4 その他				

## I-8 草津市り災見舞金およびり災弔慰金交付要綱

昭和 58 年 4 月 30 日  
告示第 57 号

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市の区域内において災害が発生した場合に、その災害により被災した世帯に対し、り災見舞金またはり災弔慰金（以下これらを「り災見舞い金等」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象または火事もしくは爆発により生ずる被害をいう。

### (交付要件および対象災害)

第 3 条 り災見舞金は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定に基づいて本市に住民基本台帳に記載されている者がり災した場合に、次の各号いずれかに該当する被害を受けたとき、その者の属する世帯の世帯主またはその遺族に対し交付するものとする。

- (1) 住家の全焼または半焼
  - (2) 住家の全壊または半壊
  - (3) 住家の床上浸水
  - (4) 前 3 号に規定する被害に起因する死亡。ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づく災害弔慰金の支給の対象となる死亡を除く。
- 2 前項第 1 号から第 3 号までに規定する住家とは、その世帯の構成員が常時起居している建物とし、物置および倉庫等は含まないものとする。

### (被害の基準)

第 4 条 前条第 1 項に規定する全焼、全壊、半焼、半壊および床上浸水の基準は、次に定めるところによる。

- (1) 全焼または全壊 住家が焼失し、もしくは、損壊した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70 パーセント以上達したときまたはその住家を改築しなければ再び住家として使用することができないとき。
- (2) 半焼または半壊 住家が焼失し、もしくは損壊した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 20 パーセント以上 70 パーセント未満であって、その残存部分に補修を加えることによって住家として使用できるとき。
- (3) 床上浸水 住家の主たる居住部分の床以上に浸水したときまたは著しい量の土砂もしくは竹木の堆積により一時的にその住家に居住することができないとき。

### (り災見舞金等の額)

第 5 条 り災見舞金等の額は、次の表に定めるところによる。

種類	り災程度	金額
り災見舞金	全焼または全壊	1 世帯につき 30,000 円
	半焼または半壊	1 世帯につき 20,000 円
	床上浸水	1 世帯につき 10,000 円
り災弔慰金	死亡	死亡者一人につき 100,000 円

### (り災見舞金等の交付)

第 6 条 見舞金等は、火災報告取扱要領（昭和 43 年 11 月 11 日付け消防総発第 393 号消防庁長官通知）に規定する火災報告または草津市地域防災計画に規定する被害状況の調査により、被害の発生を了知した後速やかに交付する。

(遺族の範囲)

第7条 り災弔慰金を受けることができる遺族の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 配偶者（本人の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
  - (2) 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で、本人の死亡当時本人と生計を同じくしていた者。
- 2 前項に掲げる者の弔慰金を受ける順位は、同号各号の順位により、同項第2条に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順次による。

(適用除外)

第8条 この要綱は、被害者の故意に基づき災と認められたものについては、適用しない。

(事務処理)

第9条 り災見舞金等の交付事務は、健康福祉部人とくらしのサポートセンターにおいて処理する。

付 則

- 1 この要綱は昭和58年4月30日から施行する。
- 2 草津市罹災見舞金交付内規は廃止する。

付 則（平成4年5月1日告示第76号）

- 1 この要綱は、平成4年5月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条の規定は、平成4年4月1日以後に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

付 則（平成18年3月31日告示第101号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成21年4月1日告示第91号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成24年7月9日告示第168号）抄

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。  
(草津市り災見舞金およびり災弔慰金交付要綱の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第3条の規定による改正後の草津市り災見舞金およびり災弔慰金交付要綱第3条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後になされる申請について適用し、同日前になされた申請については、なお従前の例による。

付 則（平成29年4月12日告示第130号）

この要綱は、平成29年4月12日から施行する。

付 則（令和2年4月1日告示第87号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## I-9 草津市防災行政無線局管理運用規程

平成22年12月24日  
訓令第13号

### (趣旨)

第1条 この規程は、草津市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務および行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るために設置する草津市防災行政無線局(以下「防災行政無線局」という。)の管理および運用について、電波法(昭和25年法律第131号。以下「法」という。)および関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線設備 電波を送受するための電气的設備をいう。
- (2) 無線局 無線設備および無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まないものとする。
- (3) 基地局 陸上移動局との通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局をいう。
- (4) 陸上移動局 陸上を移動中または特定しない地点に停止中に運用する無線局をいう。
- (5) 無線従事者 無線設備の操作またはその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

### (防災行政無線局の構成等)

第3条 防災行政無線局は、基地局および陸上移動局で構成する。

2 防災行政無線局に、次に掲げる職員を置く。

- (1) 総括責任者
- (2) 管理責任者
- (3) 運用責任者

### (総括責任者)

第4条 総括責任者は、防災行政無線局の管理および運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

2 総括責任者は、危機管理監をもって充てる。

### (管理責任者)

第5条 管理責任者は、防災行政無線局の管理および運用の業務を行うとともに運用責任者を指揮監督する。

2 管理責任者は、防災事務を分掌する課等(以下「防災主管課」という。)の長の職にある者をもって充てる。

### (運用責任者)

第6条 運用責任者は、防災行政無線局の適正かつ効率的な運用を確保するとともに無線従事者および無線取扱者を指揮監督する。

2 運用責任者は、基地局にあっては防災主管課の課長補佐級以上の職にある者を、無線設備が配置された所属にあっては当該所属の長の職にある者をもって充てる。

### (無線従事者等)

第7条 無線設備の操作および管理の実務は、無線従事者および無線取扱者(以下「無線従事者等」という。)が行う。

2 無線従事者は、運用責任者の指揮監督のもと、無線設備の操作を行うほか、無線取扱者の行

- う無線設備の通信操作を管理する。
- 3 無線従事者は、無線局の業務に従事しているときは、無線従事者免許証を携帯していなければならない。
  - 4 総括責任者は、無線従事者の適正な配置および無線従事者等の養成に努めなければならない。

(管理の原則)

第8条 管理責任者は、防災行政無線局が常に良好な機能を果たせるよう善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(日常点検)

- 第9条 運用責任者は、無線局の無線設備について、毎日1回以上無線従事者等に点検をさせなければならない。
- 2 無線従事者等は、前項の点検の結果を運用責任者に報告しなければならない。

(定期点検)

第10条 管理責任者は、無線設備について、毎年1回以上定期点検をしなければならない。

(故障等の対応)

- 第11条 無線従事者等は、無線設備に故障等の異常を発見したときは、直ちにその状況を運用責任者に報告しなければならない。
- 2 運用責任者は、無線従事者等から無線設備に故障等の異常の報告を受けたときは直ちにその旨を管理責任者に報告しなければならない。
  - 3 管理責任者は、無線局の無線設備に故障等の異常があったときは、直ちにその旨を総括責任者に報告し、協議のうえ、遅滞なく復旧に必要な措置を執らなければならない。

(処理経過の記録整理)

第12条 管理責任者は、前条第3項の規定に基づく処理の経過を記録しなければならない。

(無線設備の変更等)

- 第13条 運用責任者は、無線設備またはその設置場所もしくは常置場所を変更する必要があるときは、速やかに管理責任者に申し出なければならない。
- 2 管理責任者は、前項の申し出を受けたときは、遅滞なく総括責任者と協議のうえ必要な措置を講じるものとする。

(無線従事者の選解任の届出)

第14条 総括責任者は、法第51条の規定に基づき無線従事者の選任または解任の届出を行わなければならない。

(書類等の備付け)

- 第15条 無線局に、無線局免許状を備え置き、かつ、陸上移動局には無線局免許証票を備え付けなければならない。
- 2 無線局には、前項の書類のほか次に掲げるものを備え付けるものとする。
    - (1) 正確な時計
    - (2) 無線局関係の各種申請書等の写し
    - (3) 無線従事者選解任届の写し
    - (4) その他必要な書類
  - 3 管理責任者は、前2項の規定により備え置かれた書類等を適正に保管しなければならない。

(通信の原則)

- 第16条 通信は、草津市地域防災計画に基づく災害対策に係る業務および行政事務に関するものでなければならない。
- 2 必要のない無線通信は、行ってはならない。
  - 3 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
  - 4 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
  - 5 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。
  - 6 他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、その通信が終了した後でなければ呼出しをしてはならない。ただし、非常通信および緊急通信を行う場合はこの限りでない。

(運用時間)

第17条 無線局の運用時間は、常時とする。

(運用状況の把握)

- 第18条 総括責任者は、すべての無線局の運用状況を常に把握するとともに、管理責任者に対して必要な助言または適切な指示を行わなければならない。
- 2 管理責任者は、通信の実施状況を電磁的方法により記録し、必要に応じ、書面を作成するものとする。

(通信の種類および定義)

第19条 通信の種類および定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 非常通信 地震、台風、洪水、津波、雪害および火災(以下「災害」という。)その他非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保または秩序の維持のために行う無線通信をいう。
- (2) 緊急通信 災害その他非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、人命、財産の保護および国土の保全のために行う通信ならびに平時において早急に連絡しなければ時機を失し、かつ、効果が消滅すると判断される通信をいう。
- (3) 一斉通信 同一事項について2以上の相手方と同時に行う通信をいう。
- (4) 試験通信 無線設備の保守点検等のために試験的に行う通信をいう。
- (5) 普通通信 前各号に掲げる以外の通信をいう。

(通信の取扱い順序)

第20条 通信の取扱いは、原則として、非常一斉通信、非常通信、緊急一斉通信、緊急通信、普通一斉通信、普通通信および試験通信の順序で優先して行う。

(通信統制)

- 第21条 災害その他非常の事態が生じたとき、またはそのおそれがあるときは、総括責任者は、通信の統制を行うことができる。
- 2 通信統制に係る防災行政無線局の運用は、管理責任者がこれを行う。

(非常事態の通信統制の確保)

- 第22条 総括責任者は、前条の規定により通信の統制を行うときは、管理責任者に対して通信の確保に必要な措置を執るよう指示しなければならない。
- 2 管理責任者は、前項の規定に基づく指示を受けたときは、通信に必要な体制を確保しなければならない。

(通信統制の通知)

第23条 管理責任者は、通信の統制を開始し、または終了する都度運用責任者に通知しなければならない。

(研修)

第24条 総括責任者は、無線従事者等に対して、無線設備の運用上必要な知識および技能について定期的に研修を行うものとする。

(通信訓練)

第25条 総括責任者は、防災行政無線局における通信の円滑な運用を図るため、定期的に通信訓練を行うものとする。

(委任)

第26条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年1月1日から施行する。  
(草津市防災行政無線局管理規程の廃止)
- 2 草津市防災行政無線局管理規程(平成3年2月13日施行)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

## I-10 草津市地域防災無線協議会規約

(目的)

第1条 本会は、草津市およびその周辺地域において、草津市の開設する地域防災無線システムの適切な運用により、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、および応急の復旧を図るための通信を確保することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、草津市地域防災無線協議会と称する。

(組織)

第3条 本会は、草津市、防災関係機関および生活関連機関の代表を会員として組織する。

(事務所の位置)

第4条 本会の事務所は、草津市総合政策部危機管理課内に置く。

(役員)

第5条 本会に会長および副会長を置く。

2 会長は、草津市長をもって充てる。

3 副会長は、草津市副市長をもって充てる。

4 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

(総会)

第6条 本会に総会を置く。

2 総会は、年1回定期的に開催する。

3 前項に掲げるもののほか、必要がある場合は、臨時に総会を開催することができる。

4 総会は、会長が招集する。

5 会長は、総会の議長となる。

6 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。

7 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第7条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 規約の制定および改廃に関する事項

(2) 地域防災無線の運用計画、訓練計画および実施に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(地域防災通信の実施)

第8条 会員は、草津市地域防災計画に基づき、会長の指揮のもとに地域防災通信を行う。

(無線局の管理および運用)

第9条 会員は、別に定めるところにより、無線局を適正に管理し、運用しなければならない。

(通信訓練)

第10条 会員は、常に非常時に際して円滑な通信を実施できるよう訓練を行うものとする。

(無線局管理者の選任)

第11条 会員は、それぞれ無線局管理責任者を定めるものとし、会長に届け出るものとする。これを変更する場合も同様とする。

(無線局運用証明書)

第12条 会長は、会員に無線局運用証明書(別記様式)を交付する。

2 会員は、無線局を運用するときは、必ず無線局運用証明書を携帯しなければならない。

(規約等の届出)

第13条 本会の規約および会員名簿は、近畿電気通信監理局長に届け出るものとする。規

約および会員名簿の内容について変更があった場合も同様とする  
(細目)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

付 則

この規約は、平成 5 年 3 月 10 日から施行する。

別記様式(第 12 条第 1 項関係)

運用者の住所および氏名	
運用する無線局免許番号	第 号
運用する無線局の目的	防 災 行 政 用
運 用 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

草津市が免許を受けている無線局を上記の者が運用していることを証明します。  
年 月 日

免許人 住 所 草津市草津三丁目 13 番 30 号  
氏 名 草津市長

草津市地域防災無線協議会会員名簿

職	名
	草津市長
	草津市副市長
	草津市教育長
	草津市総合政策部長
	草津市総務部長
	草津市まちづくり協働部長
	草津市環境経済部長
	草津市健康福祉部長
	草津市子ども未来部長
	草津市都市計画部長
	草津市建設部長
	草津市上下水道部長
	草津市教育部長
	国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所草津維持出張所長
	滋賀県南部土木事務所長
	滋賀県警察草津警察署長
	西消防署長・南消防署長
	草津市消防団長
	西日本旅客鉄道(株)草津駅長
	大阪ガスネットワーク(株)京滋事業部

## I-11 草津市緊急通報システム利用要綱

平成4年10月15日

告示第128号

改正 平成12年3月31日告示第65号

平成21年4月1日告示第56号

平成22年4月1日告示第77号

平成22年9月1日告示第213号

平成26年12月1日告示第332号

平成29年3月28日告示第58号

(目的)

第1条 この要綱は、在宅ひとり暮らし高齢者等（以下「高齢者等」という。）の自宅に携帯用無線発信機および緊急通報機器（以下これらを「緊急通報機器」という。）を設置し、速やかな救急活動等を行うことにより、高齢者等の日常生活の不安の解消および安全の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「緊急通報システム」とは、緊急通報機器を高齢者等に貸与するとともに、その利用に供し、緊急通報システム受信センター（以下「受信センター」という。）を設置し、緊急の対応が必要と認められる高齢者等に対する速やかな救急活動を行うほか、健康相談等適切な対応を行う制度をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、草津市とする。ただし、緊急通報システム利用の決定に関する事務を除き、この事業の一部を事業者へ委託して行うことができるものとする。

(利用対象者)

第4条 緊急通報システムを利用することができる者は、市内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 65歳以上の、ひとり暮らし高齢者または高齢者世帯に属する者
- (2) その他市長が特に必要と認めた者

(利用申請)

第5条 緊急通報システムを利用しようとする者は、緊急通報システム利用登録申請

書（別記様式第1号）に緊急通報システム利用承諾書（別記様式第2号）および緊急通報システム協力員承諾書（別記様式第3号）を添付して、担当区域の民生委員を経由して、市長に提出するものとする。

（許可決定等）

第6条 前条の申請を受理したときは、市長は、速やかに必要な調査をし、利用の可否を決定し、緊急通報システム利用許可（棄却）決定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による利用の決定をしたときは、利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）に緊急通報機器を貸与するものとする。

（協力員の設置）

第7条 緊急通報システムの効果的な運用を図るため、緊急通報システム協力員（以下「協力員」という。）を置く。

2 協力員の職務は、次のとおりとする。

(1) 受信センターその他の機関からの連絡を受理したときは、速やかに利用者宅を訪問し、その状況確認を行い、その結果を関係機関等へ連絡すること。

(2) その他緊急通報システムが円滑に行われるための協力に関すること。

（緊急活動等）

第8条 受信センターは、利用者から緊急通報を受けた場合において、利用者、協力員等の情報により緊急対応が必要と認めたときは、速やかに湖南広域消防局に通報を行うものとする。

2 受信センターは、利用者から健康相談を受けたときは、的確に対応するものとし、定期的に安否確認を行う等利用者の不安の軽減に努めるものとする。

（機器の管理および譲渡等の禁止）

第9条 利用者は、機器を善良な管理者の注意をもって使用するものとし、故意または重大な過失により機器を破損し、または故障させたときは、その補てんに要する費用を負担するものとする。

2 利用者は、機器を譲渡し、転貸し、その他緊急通報システムの目的以外に使用してはならない。

（異動等の届出）

第10条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、緊急通報システム利用異動（変更）届出書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 緊急通報システムの利用を止めるとき。
- (3) 緊急通報システム利用登録申請書の内容に変更が生じたとき。
- (4) 長期入院または施設に入所したとき。

（利用の停止）

第11条 市長は、前条に規定する届出書の提出があつたとき、または不適切な利用があつたと認めるときは、利用の決定を取消し、緊急通報システム利用取消通知書（別記様式第6号）により利用者あて通知するものとする。

（台帳の作成）

第12条 市長は、緊急通報システム機器の利用者台帳（別記様式第7号）を作成し、機器の管理に当たらなければならない。

（細目）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成4年10月15日から施行する。

付 則（平成12年3月31日告示第65号）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成21年4月1日告示第56号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成22年4月1日告示第77号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成22年9月1日告示第213号）

1 この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に緊急通報システムを利用している者については、当分の間は、なお従前の例による。

付 則（平成26年12月1日告示第332号）

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

付 則（平成 29 年 3 月 28 日告示第 58 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にサービスを利用している者は、第 1 条の規定による改正後の草津市高齢者ふとんクリーンサービス事業実施要綱第 2 条、第 2 条の規定による改正後の草津市高齢者日常生活用具給付等実施要綱第 2 条、第 3 条の規定による改正後の草津市緊急通報システム利用要綱第 4 条および第 4 条の規定による改正後の草津市高齢者福祉理髪サービス事業実施要綱第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別記様式第1号(第5条関係)

別記様式第1号(第5条関係)

緊急通報システム利用登録申請書					年	月	日	
草津市長		様		申請者 住所 氏名				
下記のとおり、緊急通報システムを利用したいので許可の申請をします。								
利 用 者	住所	電話						
	氏名	(ふりがな)	男・女	生年 月日	明・大・昭	年	月 日	
者	緊急通報システムが必要な理由							
	病 名			医 療 機 関	名 称			
					電 話			
					主治医			
同 居 者	氏名	(ふりがな)	男・女	生年 月日	明・大・昭	年	月 日	
者	病 名			医 療 機 関	名 称			
					電 話			
					主治医			
協 力 員	氏名	本人との 関係	住 所		電 話			
	1	(ふりがな)				.....		
	2	(ふりがな)				.....		
緊 急 連 絡 先	1	(ふりがな)				.....		
	2	(ふりがな)				.....		
介護保険サービス事業所等								
担当区域の民生委員			印					
(備考)								

自宅付近の略図(特に目印となるものを明記してください。)

様式第2号（第5条関係）

様式第2号(第5条関係)

緊急通報システム利用承諾書				
				年 月 日
草津市長		様		
申請者 住 所				
氏 名				印
緊急通報システムを利用するにあたり、下記事項を承諾します。				
<p>1 緊急通報を発し、受信センターからの確認電話に応答しないときなど、緊急に状況を確認する必要が生じた場合は、協力員・関係機関職員等の住宅への立ち入りを認めます。</p> <p>2 緊急通報システム利用登録申請書に記入した私の個人情報について、緊急通報システム受信センターおよび本事業の実施に必要な関係機関へ提示することに同意します。</p> <p>3 緊急時に協力員、関係機関職員等が住宅内に立ち入る場合、住宅等の一部に破損が生じても、修復責任を問いません。</p> <p>4 緊急事態発生時は、下記親族等に連絡してください。</p> <p style="text-align: right;">(利用申請書緊急連絡先)</p>				
緊急 連絡 先	氏 名	本 人 の 関 係	住 所	電 話
	1			
	2			
	3			

様式第3号（第5条関係）

様式第3号(第5条関係)

緊急通報システム協力員承諾書		年	月	日
草津市長	様			
	申請者	住	所	
		氏	名	印
		電	話	
緊急通報システム利用者	の協力員として下記事項について協力することを承諾します。			
1 緊急通報システム受信センターもしくは湖南広域消防局からの連絡を受理したときは、速やかに利用者宅を訪問し、その状況確認を行うこと。				
2 1の状況の結果を速やかに関係機関等へ連絡すること。				
3 本承諾書に記入した私の個人情報について、緊急通報システム受信センターおよび本事業の実施に必要な関係機関へ提示することに同意すること。				
4 その他本事業が円滑に行われるために協力すること。				

様式第4号（第6条第1項関係）

様式第4号(第6条第1項関係)

緊急通報システム利用許可(棄却)決定通知書

第 号  
年 月 日

様

草津市長 印

年 月 日付けで申請のありました緊急通報システム利用について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 利用を許可します。

装置の設置予定日 年 月 日 時ごろ

2 申請を棄却します。

(理由)

様式第5号（第10条関係）

様式第5号(第10条関係)

緊急通報システム利用異動(変更)届出書

年 月 日

草津市長 様

申請者 住 所

氏 名

緊急通報システム利用について、下記のとおり異動(変更)しましたので、お届けします。

記

異動事項	
変更事項	
異動(変更)年月日	年 月 日

様式第6号（第11条関係）

様式第6号(第11条関係)

緊急通報システム利用取消通知書

第 号  
年 月 日

様

草津市長

印

年 月 日付けで異動(変更)届出のありました緊急通報システム機器については、下記事由により緊急通報システムの利用を取り消しましたので、返還するよう通知します。

記

- 1 利用取消年月日 年 月 日
- 2 取消事由

\*撤去日については、後日、日程調整させていただきます。



(目的)

第1条 この要綱は、在宅ひとり暮らしの重度身体障害者（一日のうち相当の時間をひとりで生活することとなる重度身体障害者を含む。以下「重度身体障害者等」という。）が緊急通報システムを利用することにより、急病等の緊急時に速やかな救急活動等が行われる体制を整え、当該重度身体障害者等の日常生活の不安の解消および安全の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「緊急通報システム」とは、緊急通報システム受信センター（以下「受信センター」という。）を設置し、緊急の対応が必要と認められる重度身体障害者等に対する速やかな救急活動や通報等を行うほか、健康相談等適切な対応を行う制度をいう。

(実施主体)

第3条 市長は、緊急通報システム利用の決定に関する事務を除き、この事業の一部を事業者に委託して行うことができるものとする。

(対象者)

第4条 緊急通報システムを利用することができる者は、市内に住所を有し、草津市障害者等日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年草津市告示第214号）で貸与された緊急通報装置（以下「緊急通報装置」という。）を自宅に設置する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 重度身体障害者等で、緊急事態の際に迅速な行動が困難な者
- (2) その他市長が特に必要と認めた者

(利用申請)

第5条 緊急通報システムを利用しようとする者は、緊急通報システム利用登録申請書（別記様式第1号）に緊急通報システム利用に係る承諾書（別記様式第2号）および緊急通報システム協力員承諾書（別記様式第3号）を添付して、市長に提出するものとする。

(許可決定等)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに必要な調査を実施のうえ、利用の可否を決定し、緊急通報システム利用許可（棄却）決定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

(協力員の設置)

第7条 緊急通報システムの効果的な運用を図るため、緊急通報システム協力員（以下「協力員」という。）を置く。

2 協力員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 受信センターその他の機関からの連絡を受理したときは、速やかに利用者宅を訪問し、その状況確認を行い、その結果を関係機関等へ連絡すること。
- (2) その他緊急通報システム事業が円滑に行われるための協力に関すること。

(緊急活動等)

第8条 受信センターは、利用者から緊急通報を受けた場合において、利用者、協力員等の情報により緊急性が認められたときは、速やかに湖南広域消防局に通報を行うものとする。

2 受信センターは、利用者から健康相談を受けたときは、的確に対応するものとし、定期的に安否確認を行う等利用者の不安の軽減に努めるものとする。

(異動等の届出)

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、緊急通報システム利用異動（変更）届出書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 第4条に規定する対象者でなくなったとき。
- (2) 緊急通報システムの利用を辞退するとき。
- (3) 緊急通報システム利用登録申請書の内容に変更が生じたとき。  
(利用の取消し)

第10条 市長は、前条第1号または第2号の届出書の提出があったときまたは不適切な利用があったと認めるときは、利用の承諾を取り消し、緊急通報システム利用承諾取消通知書（別記様式第6号）により利用者に通知するものとする。

(台帳の作成)

第11条 市長は、緊急通報システム事業の利用者台帳（別記様式第7号）を作成しなければならない。

(その他の事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年2月6日から施行する。  
(草津市障害者緊急通報装置給付事業運営要綱の廃止)
- 2 草津市障害者緊急通報装置給付事業運営要綱（平成12年草津市告示第126号）は、廃止する。

別記  
様式第1号（第5条関係）

緊急通報システム利用登録申請書				
草津市長		様		年 月 日
申請者 住所				
氏名 印				
下記のとおり、緊急通報システムを利用したいので登録を申請します。				
利 用 者	住所	草津市		電話
	氏名	男・女	生年 月日	年 月 日
	緊急通報システムが必要な理由			
	病名	(血液型)	医療 機 関	名 称
			電 話	
			主治医	
同 居 者	氏名		続柄	
	身体状況			
協 力 員	氏名	本人との 関係	住 所	電 話
	1			
	2			
	3			
緊 急 連 絡 先	1			
	2			
	3			
住居管理者				

様式第2号（第5条関係）

<p>緊急通報システム利用に係る承諾書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>草津市長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 印</p> <p>緊急通報システムを利用するに当たり、下記事項を承諾します。</p>				
<p>1 緊急通報を発し、緊急通報受信センターからの確認電話に応答しないときなど、緊急に状況を確認する必要がある場合は、協力員・関係機関職員等の住宅への立ち入りを認めます。</p> <p>2 緊急通報システム利用登録申請書に記入した私の個人情報について、緊急通報システム受信センターおよび本事業の実施に必要な関係機関へ提示することに同意します。</p> <p>3 緊急時に協力員、関係機関職員等が住宅内に立ち入る場合、住宅等の一部に破損が生じても、修復責任を問いません。</p> <p>4 緊急事態発生時は、下記親族等に連絡してください。</p> <p style="text-align: right;">（利用申請書緊急連絡先）</p>				
緊急 連絡 先	氏 名	本人と の関係	住 所	電 話
	1			
	2			
	3			

様式第3号（第5条関係）

緊急通報システム協力員承諾書	
	年 月 日
草津市長	様
	住 所
	氏 名
	印
	電 話 ー
緊急通報システム利用者	の協力員として下記事項に ついて協力することを承諾します。
記	
1 緊急通報システム受信センターまたは湖南広域消防局からの連絡を受けたときは、速やかに利用者宅を訪問し、その状況確認を行うこと。	
2 1の状況確認の結果を速やかに、関係機関等へ連絡すること。	
3 本承諾書に記入した私の個人情報について、緊急通報システム受信センターおよび本事業の実施に必要な関係機関へ提示することに同意すること。	
4 その他本事業が円滑に行われるために協力すること。	

様式第4号（第6条関係）

緊急通報システム利用決定通知書

第 号  
年 月 日

様

草津市長 印

年 月 日付けで申請のありました緊急通報システム利用について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 決定の内容
2. 利用を承諾しない場合の理由

様式第5号（第9条関係）

緊急通報システム利用異動（変更）届出書

年 月 日

草津市長 様

申請者 住 所  
氏 名 印

緊急通報システム利用について、下記のとおり異動（変更）しましたので、お届けします。

記

異 動 事 項	
変 更 事 項	
異 動 （ 変 更 ） 年 月 日	年 月 日

様式第6号（第10条関係）

緊急通報システム利用承諾取消通知書

第 号  
年 月 日

様

草津市長

印

年 月 日付けで異動（変更）届出のありました緊急通報システムについては、下記事由により緊急通報システムの利用の承諾を取り消しましたので、通知します。

記

1 利用承諾取消年月日 年 月 日

2 取消事由

※装置の撤去予定日には、必ず自宅にいてください。都合の悪い場合は、速やかにまで連絡してください。

様式第7号 (第11条関係)  
緊急通報システム利用者台帳

No.	氏名	住所	電話	設置日	廃止日	備考

## I-13 草津市自主防災組織設置要綱

昭和61年6月14日  
告示第67号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の町内会等が地域住民の自主的な防火・防災活動の促進を図ることを目的として自主防災組織（防災活動全般を行う組織をいい、自衛消防隊を含む。）を設置する場合について必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第2条 町内会等またはマンション管理組合の代表者（以下「町内会長等」という。）は、自主防災組織を設置しようとするときは、自主防災組織設置届（別記様式第1号）に、次の各号の区分に応じて当該各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 設置者が町内会等の場合 自主防災組織会則、自主防災組織組織図および自主防災組織組織台帳

(2) 設置者がマンション管理組合の場合 自主防災組織会則、自主防災組織組織図、自主防災組織組織台帳およびマンション管理組合規約

2 町内会等とマンション管理組合が同一またはマンション管理組合に町内会等が含まれると認められる組織が自主防災組織を設置しようとするときは、町内会等またはマンション管理組合のいずれかの組織から前項の規定による自主防災組織設置届を市長に提出しなければならない。

3 設置者が第1項第2号の場合は、あらかじめ、その属する町内会等の代表者に確認を受けなければならない。

(変更届)

第3条 町内会長等は、前条の規定により届け出た事項を変更する必要があるときは、速やかに自主防災組織設置変更届（別記様式第2号）に変更しようとする事項を記入した書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(廃止)

第4条 町内会長等は、自主防災組織を廃止しようとするときは、速やかに自主防災組織廃止届（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、自主防災組織の設置に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この要綱は、昭和61年6月14日から施行する。

付 則（平成4年10月1日告示第120号）

この要綱は、平成4年10月1日から施行する。

付 則（平成18年2月1日告示第5号）

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

付 則（令和4年10月14日告示第280号）

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

付 則（令和6年6月28日告示第191号）

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

令和 年 月 日

草津市長 様

町内会またはマンション管理組合名  
会長 または理事長

自主防災組織設置届

当町内会では、コミュニティ防災組織づくりの一環として、 年 月 日付  
けで自主防災組織を結成しましたので、草津市自主防災組織設置要綱第2条の規定に基づ  
き、次のとおり設置届を提出します。

記

町内会

- ア 自主防災組織会則 別添
- イ 自主防災組織組織図 別添
- ウ 自主防災組織台帳 別添

マンション管理組合

- ア 自主防災組織会則 別添
- イ 自主防災組織組織図 別添
- ウ 自主防災組織台帳 別添
- エ マンション管理組合 別添

※該当する組織にチェックを記入してください。

**【町内会等に所属されるマンション管理組合のみ記入ください。】**

<u>町内会等の</u> <u>代表者</u> <u>確認</u>	<input type="checkbox"/>	確認年月日	年 月 日
---	--------------------------	-------	-------

自主防災組織台帳

町内会名またはマンション管理組合	
名称	
結成年月日	年 月 日
隊員総数	

隊長名	任期(年月日まで)	住所	電話番号
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		

	年	月	日		
	年	月	日		
	年	月	日		
	年	月	日		
	年	月	日		
	年	月	日		
	年	月	日		
	年	月	日		

表彰関係

受彰者	内容	受彰年月日

自主防災組織・組織台帳(設備・備品)

購入年度	購入設備・備品	数量	備考
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

草津市長 様

町内会またはマンション管理組合名

会長名 印

### 自主防災組織設置変更届

当町内会の自主防災組織の設置につきましては 年 月 日付けでお届けしたところですが、お届けした事項の一部に変更が生じたので草津市自主防災組織設置要綱第3条の規定に基づき、次のとおり設置変更届を提出します。

### 記

#### 1 変更事項

#### 2 変更事由の発生した日

年 月 日

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

草津市長 様

町内会またはマンション管理組合名

会長

自主防災組織廃止届

年 月 日付で設置いたしました自主防災組織を、年 月  
日付で廃止しましたので、草津市自主防災組織設置要綱第4条の規定に基づき、お届けしま  
す。

(趣旨)

第1条 市長は、地域住民の自主的な防災活動の促進を図るために、草津市自主防災組織設置要綱（昭和61年告示第67号。以下「設置要綱」という。）第2条の規定に基づき設置された自主防災組織が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で草津市自主防災組織事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自主防災組織運営事業
- (2) 自主防災組織防災備品等購入事業
- (3) 自主防災組織防災啓発事業
- (4) 滋賀県自治振興交付金対象自主防災組織防災備品等購入事業（備品等の購入金額の合計が600,000円を超え、かつ、購入する備品等に救助用資機材の種類の備品等を含むものに限る。）

2 前項各号の事業に係る補助対象経費、補助率および補助限度額は、次の表のとおりとする。

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
運営事業	自主防災組織の運営に要する経費	10分の10	19,000円
防災備品等購入事業（別表第1関係）	別表第1に掲げる備品等の購入等に要する経費	事業費の <u>2分の1</u>	500,000円
防災備品等購入事業（別表第2（消費））	別表第2に掲げる備品等の購入等に要する経費	事業費の <u>2分の1</u>	防災啓発事業と合算して <u>200,000円</u>

防用ホースを除く。) 関係)	費		
防災啓発事業	防災啓発誌等（自ら企画立案したもので全戸配布するものに限る。）、町内会が災害時に使用するための様式等の作成に係る印刷製本費等	事業費の <u>2分の1</u>	防災備品等購入事業（別表第2関係）と合算して <u>200,000円</u>
滋賀県自治振興交付金対象自主防災組織防災備品等購入事業	別表第3に掲げる備品等の購入等に要する経費	市補助費の2分の1	300,000円

3 前項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

4 設置要綱第2条第2号の規定により設けられた自主防災組織については、当該組織を設けたマンション等に他法令で設置が義務付けられている備品等は補助対象から除外するものとする。

5 第1項第4号の事業に係る補助金の交付は、一の補助事業者（補助対象事業を行う組織をいう。以下同じ。）につき1回限りとする。

（補助金交付申請書の添付書類）

第3条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書の添付書類は、同項の規定にかかわらず次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる書類とする。

(1) 自主防災組織運営事業

自主防災組織運営事業計画書（別記様式第1号）

(2) 自主防災組織防災備品等購入事業

自主防災組織防災備品等購入計画書（別記様式第2号）および当該事業に係る防災備品等の設置予定位置図

(3) 自主防災組織防災啓発事業

自主防災組織防災備品等購入計画書（別記様式第2号）

(4) 滋賀県自治振興交付金対象自主防災組織消火器具等購入事業

自主防災組織消火器具等購入計画書（別記様式第2号）および当該事業に係る  
消火器具等の設置予定位置図

（補助金交付変更申請書）

第4条 規則第7条第1項に規定する申請は、草津市自主防災組織事業補助金交付変更申請書（別記様式第3号）により行うものとする。

（補助金の交付）

第5条 市長は、補助金を規則第16条第2項に規定する概算払により交付することができるものとし、第3条の2号または第3号に該当する補助事業者はあらかじめ補助金概算払請求書（別記様式第4号）により請求するものとする。

（補助事業等実績報告書の添付書類等）

第6条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる書類とし、その提出期日は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月10日までとする。

(1) 自主防災組織運営事業

自主防災組織運営事業実績報告書（別記様式第5号）

(2) 自主防災組織防災備品等購入事業

自主防災組織防災備品等購入実績報告書（別記様式第6号）ならびに当該事業に係る防災備品等の明細の分かるもの（請求書、納品書その他これらに準ずるもの）および領収書それぞれの写し、写真1部ならびに設置位置図

(3) 自主防災組織防災啓発事業

自主防災組織防災備品等購入実績報告書（別記様式第6号）ならびに当該事業に係る印刷製本費の明細の分かる物（請求書、納品書その他これらに準ずるもの）および領収書それぞれの写しならびに成果物1部

(4) 滋賀県自治振興交付金対象自主防災組織消火器具等購入事業

自主防災組織消火器具等購入実績報告書（別記様式第6号）ならびに当該事業に係る消火器具等の請求明細書および領収書それぞれの写し、写真1部ならびに設置位置図

付 則

この要綱は、昭和59年6月1日から施行し、昭和59年度以降の補助金について適用する。

付 則（昭和61年3月15日告示第15号）

この要綱は、昭和61年4月1日から施行し、改正後の草津市自衛消防隊事業補助金交付要綱の規定は、同日以後になされる補助金の交付申請について適用し、同日前になされた補助金の交付申請については、なお従前の例による。

付 則（平成4年10月1日告示第121号）

- 1 この要綱は、平成4年10月1日から施行する。
- 2 改正後の草津市自衛消防隊事業補助金交付要綱の規定は、平成4年4月1日以後になされる補助金の交付申請について適用し、同日前になされた補助金の交付申請については、なお従前の例による。

付 則（平成5年6月1日告示第58号）

- 1 この要綱は、平成5年6月1日から施行する。
- 2 改正後の草津市自衛消防隊事業補助金交付要綱の規定は、平成5年4月1日以後になされる補助金の交付申請について適用し、同日前になされた補助金の交付申請については、なお従前の例による。

付 則（平成7年5月1日告示第65号）

この要綱は、平成7年5月1日から施行し、改正後の草津市自衛消防隊事業補助金交付要綱の規定は、平成7年度以後の年度分の補助金について適用する。

付 則（平成8年5月21日告示第87号）

この要綱は、平成8年5月21日から施行し、改正後の草津市自衛消防隊事業補助金交付要綱の規定は、平成8年度以後の年度分の補助金について適用する。

付 則（平成9年5月30日告示第104号）

この要綱は、平成9年5月30日から施行し、改正後の草津市自衛消防隊事業補助金交付要綱の規定は、平成9年度以後の年度分の補助金について適用する。

付 則（平成12年6月15日）

この要綱は、平成12年6月15日から施行し、改正後の草津市自衛消防隊事業補助金交付要綱の規定は、平成12年度以後の年度分の補助金について適用する。

付 則（平成13年6月15日告示第100号）

この要綱は、平成13年6月15日から施行し、改正後の草津市自衛消防隊事業補助金交付要綱の規定は、平成13年度以後の年度分の補助金について適用する。

付 則（平成16年5月24日告示第101号）

この要綱は、平成16年5月24日から施行し、改正後の草津市自衛消防隊事業補助金交付要綱の規定は、平成16年度以後の年度分の補助金について適用する。

付 則（平成17年5月20日告示第90号）

この要綱は、平成17年5月20日から施行し、改正後の草津市自衛消防隊事情補助金交付要綱は、平成17年度以降の年度分の補助金について適用する。

付 則（平成19年8月3日告示第171号）

この要綱は、平成19年8月3日から施行し、改正後の草津市自主防災組織事業補助金交付要綱の規定は、平成19年度以降の年度分の補助金について適用する。

付 則（平成20年7月1日告示第138号）

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則（平成22年4月1日告示第72号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年7月15日告示第174号）

この要綱は、平成23年7月15日から施行する。

付 則（平成26年4月18日告示第148号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年4月1日告示第119号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成29年4月1日告示第106号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成31年4月24日告示第139号）

この要綱は、平成31年4月24日から施行する。

付 則（令和4年3月31日告示第85号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市自主防災組織事業補助金交付要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

付 則 (令和5年4月20日告示第159号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月20日から施行する。

(様式に関する経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市自主防災組織事業補助金交付要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

別表第1 (第2条第2項関係)

種別	備品等
大型防災用備品	小型動力ポンプ
	浄水装置

別表第2 (第2条第2項関係)

種別	備品等
消火用資機材	消火栓器具
	消火器
	組立式水槽
	軽可搬式動力ポンプ
	消防用ホース
	消火用バケツ
救助用資機材	発電機
	投光器
	コードリール
	可搬式ウインチ
	チェーンソー
	エンジンカッター

	救助用工具（工具袋、油圧式ジャッキ、番線カッター、バール、おの、鉄ハンマー、折込式のこぎり）
救護用資機材	救急セット（医薬品のみの購入は除く。）
	担架
	車椅子
	自動体外式除細動器(AED)
防災用被服類	ヘルメット
	法被
	ジャンパー
	腕章
	活動服一式（消火活動用）
	消防用長靴
	チェーンソー・エンジンカッター保護衣一式
通信器具類	携帯用無線機
	トランシーバー
	携帯拡声器
	防災スピーカー（設置工事費含む。）
防災倉庫	資機材倉庫（設置工事費含む。）
炊出器具類	鍋、釜類
	かまどベンチ（製作に要する経費を含む。）
	炊飯装置
	ガスコンロ（ガスボンベ等燃料のみの購入を含む。）
災害用備蓄品	非常食品（アルファ米、カンパン、飲料水等のうち5年以上長期保存できるもの）
	毛布・寝袋
	トイレ用凝固剤
	携帯トイレ
	紙おむつ・生理用品
	トイレトペーパー

	ブルーシート等のビニールシート
	土のう袋
その他	テント
	仮設トイレ
	リヤカー
	避難誘導棒
	安全コーン
	隊旗・誘導旗・のぼり旗
	脚立、はしご
	エレベータ用防災セット（中身のみの購入は除く。）

※ 補助対象品目は、原則として上表に掲げるものとするが、第2条に規定する用に供するもので、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

別表第3（第2条第2項関係）

種別	備品等
消火用資機材	組立式水槽
	可搬式動力ポンプ
	小型動力ポンプ
	その他市長が認めるもの
救助用資機材	携帯用無線機
	発電機
	投光器
	可搬式ウインチ
	チェーンソー
	エンジンカッター
	油圧式ジャッキ
	その他市長が認めるもの
その他	炊飯装置
	資機材庫
	掛矢

	ヘルメット
	法被
	手袋
	その他市長が認めるもの



様式第2号（第3条第2号、第3号、第4号関係）

自主防災組織防災備品等購入計画書

1 備品等購入計画

備品等の名称	購入予定日	購入予定金額	規格	付属品
	月 日	円		
	月 日	円		
	月 日	円		
	月 日	円		
	月 日	円		
	月 日	円		
	月 日	円		

注 備品等ごとに、設置位置図、見積書の写しを添付してください。ただし、法被、ヘルメット、ジャンパー、腕章、活動服一式（消火活動用）、消防用長靴など防災隊が身に着けるものの購入については見積書のみを添付してください。

2 啓発誌、様式等作成計画

規格等	数量	単価	金額
		円	円

活動計画	啓発誌等内容

注 見積書の写しを添付してください。

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

草津市長 様

印

草津市自主防災組織事業補助金交付変更申請書

年 月 日付けで申請しました草津市自主防災組織事業補助金交付申請書  
を下記のとおり変更したいので、草津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により準用す  
る同規則第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

変更前補助金額 \_\_\_\_\_ 円

変更後補助金額 \_\_\_\_\_ 円

変更理由 \_\_\_\_\_

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

草津市長 様

住所 \_\_\_\_\_

会長 \_\_\_\_\_ 印

年度草津市自主防災組織事業補助金概算払請求書

年 月 日付け草 第 号で交付の決定の通知があつた草津市自主防災組織事業補助金を下記のとおり交付されるよう、草津市補助金等交付規則第16条第2項の規定により請求します。

記

金 \_\_\_\_\_ 円

下記の口座に振り込んで下さい。

金融機関名 \_\_\_\_\_ 本・支店名 \_\_\_\_\_

預金種別 \_\_\_\_\_ 口座番号 \_\_\_\_\_

フリガナ  
口座名義 \_\_\_\_\_



様式第6号（第6条第2号、第3号、第4号関係）

自主防災組織防災備品等購入実績報告書

1 備品等購入実績

備品等の名称	購入日	購入金額	規格	付属品
	月 日	円		
	月 日	円		
	月 日	円		
	月 日	円		

注 備品等ごとに、明細の分かる物（請求書、納品書などそれらに準ずるもの。）および領収書それぞれの写し、写真1部ならびに設置位置図を添付してください。ただし、法被、ヘルメット、ジャンパー、腕章、活動服一式（消火活動用）、消防用長靴など防災隊が身に着けるものの購入について設置位置図は不要です。

2 啓発誌等作成実績

規格等	数量	単価	金額
		円	円

活動実績	啓発誌等内容

注 印刷製本費の明細の分かる物（請求書、納品書などそれらに準ずるもの。）および領収書それぞれの写し、成果物1部を添付してください。

## I-15 草津市自主防災組織等一覧

R7.4.1 現在

学区	町内会名	自主防災組織名	設置年月日
志津学区	馬場町	馬場町内会自主防災会組織	S43.01.15
	山寺町	山寺町自主防災組織	H18.04.01
	山寺新田	山寺新田自主防災会	H17.11.01
	笠井町	笠井町内会自主防災会	H19.06.11
	山寺大空	山寺大空防災会	H27.06.03
	岡本町	岡本町自主防災会	H19.07.01
	青地第一	青地第一町自主防災組織	S55.03.10
	青地第二	青地第二町内会自主防災会	S59.11.00
	エメラルドマンション草津青地自治会	エメラルドマンション草津青地Ⅰ・Ⅱ防災会	H06.12.11
	追分町	追分町自主防災会	H17.04.01
	上尾	上尾町内会自主防災会	H25.06.01
	ロクハタウン自治会	ロクハタウン自主防災会	不明
12/12			
志津南学区	追分鴨田	追分鴨田防災会	H20.05.18
	コージーガーデン自治会	コージーガーデン防災会	H21.05.16
	かがやきの丘	かがやきの丘町内会自主防災会	H28.09.01
	追分南	追分南町内会自主防災会	H26.04.01
	追分南八丁目	追分南8丁目町内会自主防災会	R2.1.27
	若草1丁目	若草1丁目町内自主防災会	H20.04.20
	若草2丁目	若草2丁目町内自主防災会	H20.04.20
	若草3丁目	若草3丁目町内自主防災会	H20.04.20
	若草4丁目	若草4丁目町内自主防災会	H20.04.20
	若草5丁目	若草5丁目町内自主防災会	H20.04.20
	若草6丁目	若草6丁目町内自主防災会	H20.04.20
	若草7丁目	若草7丁目町内自主防災会	H20.04.20
	若草8丁目	若草8丁目町内自主防災会	H20.04.20
岡本町西	岡本町西町内自主防災会	H20.04.20	
14/14			
草津学区	高樋町	高樋町防災会	H19.06.01
	上砂原町自治会	上砂原町自治会自主防災会	H26.10.01
	砂原町	砂原町内自衛消防隊	S61.06.08
	上東町	上東町自主防災組織	H21.04.01
	東草津	東草津町内会自主防災隊	S59.05.08
	東元町	東元町自主防災組織	S62.06.11
	元一	元一町内会自主防災隊	不明
	元二	元二防災推進会	H21.02.20
	元三	元三町内会防災会	H19.04.01
	元四	元四町内会防災会	H19.04.01
	元五	元五町内会防災会	H19.04.01
	本一	本町一丁目自主防災組織	H20.06.01
	川端町	川端町自主防災組織	H20.05.14
	本二	本二町内会防災会	H19.12.01
	本三	本三親交会	H17.04.03
	本四	本四町防災会	H19.04.01
	本五	本五町内会自主防災会	H22.04.03
	本六	本六町内会自主防災隊	H14.04.01
	宮町	宮町自主防災隊	S55.10.01
	西一	西一自衛消防隊	不明
草津団地	草津団地町内会自主防災隊	H17.11.01	

	湖都町	湖都町町内会自主防災会	S57. 10. 01
学区	町内会名	自主防災組織名	設置年月日
草津学区	グリーンピア草津	グリーンピア草津自主防災組織	H20. 09. 02
	ベルヴィ草津	ベルヴィ草津自主防災会	H19. 09. 24
	エルシティ草津	エルシティ町内会自主防災会	H28. 11. 28
	パールタウン	パールタウン自主防災組織	H14. 09. 01
	草倉		
	高樋単身者寮行連区	(短期居住型により、地域コミュニティが存在しない) 避難計画提出済み	
26/28			
大略地区	南町	南町自衛消防隊	S46. 05. 29
	中之町	中之町自主防災会	H19. 06. 01
	北中町	北中町自主消防団	S62. 04. 01
	北町	北町自主防災会	H19. 06. 01
	大宮町	大宮町自主防災会	S52. 09. 25
	新屋敷町	新屋敷自衛消防隊	S56. 08. 00
	世基町	世基町自主防災会	H19. 06. 01
	神楽町	神楽町自主防災会	H19. 06. 01
	生栄町	生栄町自衛消防隊	S44. 05. 00
	栄二	栄二自衛消防隊	S47. 04. 00
	新屋敷第二	新屋敷第二町内会自主防災隊	H10. 04. 01
	エルティ	エルティ町内会自主防災隊	H19. 05. 13
	デリード草津駅前	デ・リード草津駅前自主防災会	H18. 12. 01
	マーメイドシティ草津	(共同住宅の震災計画の届出済・防災型)	
	伽羅コート	伽羅コート町内会自主防災会	H28. 9. 23
	TOWER 111自治会	TOWER111自治会防災会	H17. 06. 01
	アウルコート大略自治会	(共同住宅の消防計画の届出済・消防型)	
	伽羅ガーデンスクエア	(共同住宅の震災計画の届出済・防災型)	
	西大路第一	西大路第一町内会自衛消防隊	H15. 08. 01
	西大路第三	西大路第三町内会自主防災隊	H08. 04. 01
	シャルマンコーポ草津	シャルマンコーポ草津自衛消防隊	S61. 05. 00
	ファミリーハイツ草津	ファミリーハイツ草津管理組合自主防災会	H28. 06. 10
	ユニハイム草津ユトリオ自治会		
クサツウエストロイヤルタワー自治会	クサツウエストロイヤルタワー自治会自衛消防組織	R05. 09. 28	
若竹本町	若竹本町自衛消防隊	H12. 04. 02	
プレサンスロジェ草津	プレサンスロジェ草津町内会自主防災隊	H27. 04. 14	
22/26			
渋川学区	渋川南	町内会防災自衛消防隊	H17. 04. 01
	渋川中町	中町自衛消防隊	S56. 05. 20
	北町第一	北町第一町内会自主防災	S54. 04. 01
	北町第二	渋川北町第二消防隊	S55. 04. 01
	北町第三	渋川北町第三町内会自衛消防隊	S55. 04. 01
	北町第四	渋川北町第四町内会自衛消防隊	S58. 04. 01
	北町第五	渋川北町第五町内会自衛消防隊	H07. 04. 01
	ユニハイム草津	ユニハイム草津自主防災隊	H27. 11. 19
	みらいまち草津	みらいまち草津町内会自主防災会	H30. 05. 21
	中出第一	中出第一町内会自衛消防隊	H03. 10. 01
	中出第二	中出第二町内会自衛消防隊	S61. 04. 01
	中出第三	中出第三町内会自衛消防隊	H05. 04. 01
	中出第四	中出第四町内会自主防災隊	S63. 04. 01
	中出第五	中出第五町内自衛消防隊	H11. 04. 01

	渋川中町第二	渋川中2自主防災隊	H08.07.01
	渋川南三	渋川南三町内会自主防災会	H19.08.01
	渋川南二	渋川南二町内会自主防災会	H22.11.29
17/17			
学区	町内会名	自主防災組織名	設置年月日
矢倉学区	矢倉町	矢倉町自主防災・自衛・婦人消防隊	S51.04.01
	室木町	室木町自衛消防隊	S56.07.31
	東室木町	東室木町内会自主防災部	H08.04.01
	中尾町	中尾町自主防災隊	S57.05.01
	玄甫町	玄甫町自主防災会	S52.11.26
	玄甫団地	(共同住宅の震災計画の届出済・防災型)	
	馬池町自治会	馬池町防災部(自衛消防隊は存続される)	S56.04.01
	大塚団地	大塚団地自主防災会	S61.05.11
	矢倉団地	矢倉団地自治会自主防災会	H19.04.01
	グランドール南草津	グランドール南草津町内会自主防災組織	H24.04.01
	草津みらい町	草津みらい町自主防災団	H20.03.09
	南草津ピースタウン	南草津ピースタウン町内会自主防災会	H20.04.01
	医大宿舎行連区	(共同住宅の消防計画の届出済・消防型)	
11/13			
老上学区	野路町川ノ下	野路町第二部自衛消防隊	S48.09.10
	野路下北池	野路下北池町自主防災会	H07.08.01
	アメニティ南草津Ⅱ	アメニティ南草津自主防災組織	H26.08.01
	南草津西	南草津西町内会自主防災会	H28.09.01
	南笠町	南笠町内会自主防災会	S56.04.20
	湖州平自治会	湖州平自主防災会	H18.10.29
	南草津団地自治会	南草津団地自治会自主防災隊	H21.11.20
	大町	大町自主防災会	H19.06.12
	プリムタウン第1		
8/9			
老上西学区	鳩が森町	鳩が森町内会自主防災隊	S46.04.00
	新浜町	新浜町内会自主防災対策本部	S55.04.04
	東新浜町	東新浜町町内会自主防災会	H04.06.01
	ベルヴィタウン新浜町	ベルヴィタウン新浜町自主防災会	H19.11.17
	南新浜自治会	南新浜町防災会	H19.03.19
	リバーサイド新浜町	リバーサイド新浜町防災会	H20.07.12
	新浜町四ノ坪	新浜町四の坪防災会	H20.08.25
	ベルヴィ東新浜町		
	ヴァンデュール南草津・新浜自治会		
	矢橋東	矢橋東町内会防災会	H28.03.15
	矢橋町自治会	矢橋町自衛婦人消防隊	S40.08.12
	よし池町	よし池町防災隊	H04.06.20
	花ノ木	花ノ木自治会自主防災組織	H21.12.25
	ヴィア・プレッソ自治会	ヴィア・プレッソ自治会自主防災会	H24.10.01
	ベルヴィ矢橋		
	矢橋殿坪	矢橋殿坪自主防災	H30.07.19
	橋岡町自治会	橋岡町自主防災会	S47.10.00
	中林自治会	中林自治会防災防犯委員会	H19.04.01
	開華	開華町内会自主防災会	H25.05.01
16/19			
玉川学区	野路町	野路自主防災会	S48.11.00
	野路小林町	野路小林町自衛消防隊	H15.06.01
	桜ヶ丘	桜ヶ丘防災会(防災防犯委員会)	S56.04.00

	ローレルコート南草津	ローレルコート南草津自主防災会	H20.10.26
4/4			
学区	町内会名	自主防災組織名	設置年月日
南 笠 東 学 区	新南笠町	新南笠町自主防災隊	S57.00.00
	滋賀医科大学南笠	(共同住宅の消防計画の届出済・消防型)	
	東南笠	東南笠町内会自主防災組織「チームつながり」	H20.07.18
	笠山町	笠山町防災委員会	H03.08.24
	狼川町	狼川町自主防火防災隊	S63.04.01
	南笠ニュータウン	南笠ニュータウン町内会自主防災団	H07.09.01
	滋賀医科大学看護師宿舎連区	(共同住宅の消防計画の届出済・消防型)	
5/7			
山 田 学 区	北山田町	北山田町自主防災会	S27.01.03
	五条	五条町自警団	S43.05.00
	山田町	山田町自衛消防隊	S53.06.18
	南山田町	南山田町自主防災会	H06.05.30
	南山田町岡	岡町内会自衛消防隊	H03.04.21
	南山田町不動浜	不動浜自主防災組織	H07.08.01
	南山田団地	南山田団地町内会自衛消防隊	S55.07.01
	木川町	木川町自主防災組織	S50.01.03
	木川町出屋敷	出屋敷町自衛消防隊	S56.09.05
	木川町新田	木川町新田町自衛消防隊	S63.07.16
	陽ノ丘団地	陽の丘団地町内会自主防災	S47.04.01
	三ツ池町	三ツ池町防犯・防災の会	H20.03.14
	出屋敷団地	出屋敷団地自主防災組織	H17.01.31
	御倉町	御倉町自衛消防隊	H09.09.01
	14/14		
笠 縫 学 区	上笠町第一	上笠第一町内会自衛消防隊(婦人)	S60.06.02
	上笠町第二	上笠町第二町内会自衛消防隊	H15.07.18
	上笠町第三	上笠町第三町内会自主防災隊	S61.06.30
	上笠町第四	上笠町第四町内会自衛消防隊	S59.09.09
	上笠町第五	上笠町第五町内自主防災隊	H20.10.01
	上笠町第六	上笠町第六町内会自衛消防隊	H17.02.12
	野村・上笠NT	野村・上笠NT町内会自主防災隊	H29.04.01
	野村西町	野村西町自衛消防隊	不明
	野村南町	野村南町自主防災会	H05.09.15
	丸ノ内町	丸ノ内町防災組織	H16.08.01
	野村中央町	野村中央町防災組織	H16.04.01
	下笠町馬場	下笠町馬場自衛消防隊	S57.04.01
	下笠町下出	下出町自衛消防隊	S62.00.00
	下笠町井之元	井之元町自主防災隊	S58.02.09
	下笠町市場	市場町自衛消防隊	H16.12.01
	下笠町北出	北出町内会自衛消防隊	H07.04.17
	下笠町南出	南出町自衛消防隊	S58.01.00
	下笠町小屋場	小屋場町自主防災会	S63.10.23
	下笠町浜	浜町内会自衛消防隊	S63.03.20
	下笠町松原	松原町自主防災会	H17.06.01
	下笠町寺内	寺内町自衛消防隊	H07.02.01
	松陽台	松陽台自衛消防隊	H15.12.20
	0・Hプラザ草津	0・Hプラザ草津町内会自主防災会	H24.04.01
	笠縫団地	笠縫団地自主防災会	H28.06.01
下笠ニュータウン	下笠ニュータウン町内会自主防災会	H29.08.01	
ユートピアタウン下笠	ユートピアタウン下笠自主防災会	R3.04.01	

26/26			
学区	町内会名	自主防災組織名	設置年月日
笠縫東学区	野村町	野村町自主防災団	S60.10.01
	草津グリーンハイツ北	草津グリーンハイツ北町自主防災隊	H17.07.01
	草津グリーンハイツ南	草津グリーンハイツ南町自主防災会	H17.11.01
	平井東町	平井東町自主防災隊	H14.04.01
	平井南	平井南町自主防災会	H17.10.01
	平井中町	平井中町自主防災会	H17.02.01
	平井西町自治会	平井西町自衛消防隊	H16.11.23
	平井元町	平井元町自主防災会	H17.12.15
	平井北町	平井北町内会自主防災会	H17.04.05
	ディオフェルティ草津	ディオフェルティ草津自主防災会	H17.04.01
	川原町自治会	川原町自主防災組織	S58.04.01
	駒井沢町自治会	駒井沢町自主防災会	S59.02.19
	新堂町	新堂町自衛消防隊	S40.04.01
	集町	集町自衛消防隊	S61.04.00
	野村町むつみ行連区	(短期居住型により、地域コミュニティが存在しない) 避難計画提出済み	
	疋田マンション行連区	(短期居住型により、地域コミュニティが存在しない) 避難計画提出済み	
14/16			
常盤学区	片岡町	片岡町自主防災委員会	S63.06.11
	下寺町	下寺町自衛消防隊	S61.06.30
	下寺町津田江	津田江町自衛消防隊	S63.03.13
	下物町	下物町自衛消防隊	S52.08.00
	芦浦町東	芦浦町東自衛消防隊	S61.06.30
	芦浦町自治会	芦浦町自主防災会	S63.00.00
	長束町	長束町自衛消防隊	H07.09.01
	上寺町	上寺町自衛消防隊	H06.04.01
	穴村町	穴村町自衛消防隊	H04.06.01
	北大萱町	北大萱町自衛消防隊	S62.03.20
	志那町	志那町自主防災組織	S55.04.01
	志那町吉田	吉田町自主防災隊	H10.04.01
	志那中町自治会	志那中町自衛消防隊	S57.04.01
	常盤団地自治会	常盤団地町内会自主防災会	H28.08.22
	片岡東自治会	片岡東自治会自主防災防犯会	H18.06.30
ホープタウン芦浦	ホープタウン芦浦自主防災会	H19.04.08	
16/16			

組織率	町内会割	<u>92.7%</u> [ <u>205</u> (組織) / 221 (町内会・行連区) ]
	行連区を除く町内会割	<u>94.9%</u> [ <u>205</u> (組織) / <u>216</u> (町内会) ]
	<u>マンション防災</u>	<u>4マンション</u>

自主防災組織等の設置が困難な町内会（行連区含む）が、消防法第八条に基づき当該防火対象物に防火管理者（政令で定める資格を有する者）を定め、当該防火対象物について消防計画(\*)を作成し、同条第1項第2号に基づき西消防署長に届出をしている町内会等。

消防計画(\*)に定める事項・・・自衛消防組織の編成、火災予防上の自主検査、消防用設備等・特殊消防用設備等の点検整備、避難施設の維持管理等、防火上の構造の維持管理、収容人員の適正化、訓練の実施、防災教育、火災等の災害に対する自衛消防活動、消防機関との連携、改築など工事中の火気の使用等の監督、地震対策、放火防止対策等で、入居者や従業員等に対する周知徹底や教育等を十分にしておくことが大切である。

<p>共同住宅の消防計画 届出町内会等（6町内会等）</p>	<p>伽羅コート・アウルコート大路・滋賀医科大学南笠・医大宿舎行連区・教職員住宅行連区・滋賀医科大学看護師宿舎行連区</p>
<p>共同住宅の震災計画 届出町内会等（町内会等）</p>	<p>エルシティ草津・マーメイドシティ草津・伽羅ガーデンスクエア・ファミリーハイツ草津・玄甫団地・グランドール南草津・アメニティ南草津Ⅱ・常盤団地・草津警察署官舎行連区</p>
<p>防災（避難）計画届出町内会 （3町内会）</p>	<p>早期の自主防災組織の設置が諸事情により困難な町内会が、市や消防署の指導により、現町内会で最大限取り組める範囲で「防災（避難）計画」を作成し、住民の防災意識に変化が見られる等前向きな姿勢（取り組み）が期待でき、自主防災組織の設置に向け努力している町内会を「自主防災組織設置済」と認める。</p>

## I-16 草津市建築物の浸水対策に関する条例

平成18年6月30日  
条例第27号

### (目的)

第1条 この条例は、集中豪雨等による建築物およびその利用者の被害を未然に防止するために、市と市民および事業者の責務を明らかにするとともに、建築物の浸水対策に関する必要な事項を定め、もって市民が安心して暮らすことができる安全なまちづくりに寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民市内に住所を有する者および市内に存する土地または建物の所有者および管理者をいう。
- (2) 事業者 市内で商業、工業その他の事業を営む者をいう。
- (3) 浸水のおそれのある区域 浸水の発生が予想される区域として規則で定める区域をいう。
- (4) 特定建築物 防災活動の拠点となる施設、草津市地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき作成された計画をいう。）に定める避難所、広域避難所等で規則で定めるものをいう。

### (市の責務)

- 第3条 市は、水害に強いまちづくりを推進するために、建築物の浸水対策に関する指針を定めるものとする。
- 2 市は、浸水のおそれのある区域および前項に定める指針の情報提供を行い、市民および事業者の理解と協力を得るよう努めるものとする。
  - 3 市は、市が設置し、または管理する建築物の浸水に対する安全性の確保その他の浸水対策を行うよう努めるとともに適切な維持保全に努めるものとする。

### (市民および事業者の責務)

第4条 市民および事業者は、水害に強いまちづくりについての理解と関心を深め、自らの責任において、建築物の浸水に対する安全性の確保その他の浸水対策を行うよう努めるものとする。

### (特定建築物の安全の確保)

- 第5条 特定建築物を建築しようとする者は、規則で定める浸水対策上必要な措置を講じなければならない。
- 2 既存の特定建築物を所有し、または管理する者は、前項に定める措置を講ずるよう努めるものとする。

### (届出)

第6条 特定建築物、浸水のおそれのある区域内において地下室（建築物の周囲の地面もしくは道路面より低い位置に床を有する建築物または建築物の部分で居室、倉庫等の用に供するものをいう。）を設ける建築物または建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第34条第2項の規定に基づき非常用エレベーターを設置する建築物を建築しようとする者は、法第6条に定める確認申請書または法第18条第2項に定める計画通知を提出する日までに、規則で定めるところにより、浸水対策の内容を市長に届け出

るものとする。

(助言および指導)

第7条 市長は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る浸水対策について、必要な助言および指導を行うことができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この条例は、平成18年9月1日から施行する。ただし、第5条第1項および第6条の規定については、この条例の施行の日以後に確認申請書または計画通知が提出される建築物について適用する。

## I-17 草津市建築物の浸水対策に関する条例施行規則

平成18年9月1日

規則第48号

改正 平成21年4月1日規則第25号

(目的)

第1条 この規則は、草津市建築物の浸水対策に関する条例（平成18年草津市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(浸水のおそれのある区域)

第2条 条例第2条第3号の規則で定める区域は、別に定め、これを告示するものとする。

(特定建築物)

第3条 条例第2条第4号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、市長が周囲の地盤の高低差等により浸水のおそれがないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 市役所
- (2) 西消防署
- (3) 南消防署
- (4) 草津警察署
- (5) 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき告示された救急病院
- (6) 滋賀県南部合同庁舎
- (7) その他市長が必要と認める建築物

(浸水対策上必要な措置)

第4条 条例第5条第1項の規則で定める浸水対策上必要な措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 次に掲げる設備の設置については、浸水のおそれのある区域内において浸水した場合に想定される水深（以下「想定水位」という。）を考慮すること。
    - ア 受変電設備
    - イ 非常用電気設備
    - ウ 受水槽設備
    - エ 分電盤および端子盤
  - (2) 地下室を設ける場合は、浸水を可能な限り生じさせない構造とすること。
- 2 浸水のおそれのある区域以外に位置する特定建築物にあつては、前項第1号に規定する想定水位を50センチメートルとして必要な措置を行うものとする。
  - 3 第1項第1号に掲げる設備の機能に支障のないよう浸水対策を行う場合は、同号の想定水位を考慮することを要しない。

(届出)

第5条 条例第6条の規定による届出は、浸水対策検討（変更）届出書（別記様式）によるものとする。届出をした内容を変更するときも、同様とする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、配置図、平面図および断面図
- (2) 浸水対策の内容を明記した書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前項第1号の位置図、配置図、平面図および断面図に浸水対策の内容が記載されている場合は、同項第2号の書類を省略することができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成21年4月1日規則第25号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（令和元年12月4日規則第22号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年12月4日から施行する。  
（様式に関する経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

別記様式(第5条関係)

浸水対策検討(変更)届出書

年 月 日

草津市長 宛

住 所  
氏 名  
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地・  
名称および代表者の氏名〕

草津市建築物の浸水対策に関する条例第6条の規定により、次のとおり建築物の浸水対策について届け出ます。

建築物の場所	草津市		
建築物の種類	<input type="checkbox"/> 特定建築物(防災活動の拠点となる施設・避難所)		
	<input type="checkbox"/> 地下室を設ける建築物 ・ <input type="checkbox"/> 非常用エレベーターを設ける建築物		
主要用途		延べ面積(戸数)	m <sup>2</sup> ( 戸)
建築物の構造	造一部 造	地上 階・地下 階	地下室面積 m <sup>2</sup>
工事種別	新築・増築・改築	地下室の用途	
工事着手予定年月日		工事完了予定年月日	
設計者	住 所		
	氏 名		電 話
工事施工者	住 所		
	氏 名		電 話
浸水対策実施概要			
変更概要			

※	第 号
本件届出書については、草津市建築物の浸水対策に関する条例に基づく特定建築物の整備基準または、整備指針に照らし、次のとおり通知します。	
年 月 日 草津市長	

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 建築物の種類については該当するものの□にレ印を記入のこと。
  - 3 浸水対策実施概要・変更概要欄に記載できない場合は別紙に記載のこと。
  - 4 ※欄は記入しないこと。
  - 5 確認申請書または計画通知を提出する日までに届け出てください(2部)。

[ II 協定關係]

## 災害時応援協定締結状況(令和8年3月現在)

### ○国との協定

番号	協定等名称	相手先	協定日
1	災害時等の応援に関する申し合わせ	近畿地方整備局	H24. 6. 25

### ○地方公共団体との協定

番号	協定等名称	相手先	協定日
1	災害支援・友好交流基本協定	大分県別府市	H9. 2. 14
2		大阪府摂津市	H9. 2. 20
3		岡山県津山市	H9. 3. 3
4		千葉県君津市	H9. 3. 7
5	災害時における相互応援協定	静岡県焼津市	H24. 12. 12
6	災害支援・友好交流基本協定	三重県津市	H18. 10. 18
7		岐阜県多治見市	H18. 12. 8
8	東海道五十三次市区町 災害時相互応援に関する協定	東京都品川区、大田区、 神奈川県横浜市、大磯町、小田原市、 箱根町、静岡県函南町、三島市、清水 町、長泉町、藤枝市、掛川市、袋井 市、愛知県豊明市、三重県桑名市、鈴 鹿市、亀山市、滋賀県甲賀市、 湖南市、大津市	H28. 4. 1
9	災害時における相互応援・連携基本 協定	守山市、栗東市、野洲市	H17. 7. 1
10	災害時の相互応援に関する協定	香川県観音寺市	H24. 11. 2
11	滋賀県市長会「災害相互応援協定」	12団体（大津市、彦根市、長浜市、 近江八幡市、守山市、栗東市、 甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、 東近江市、米原市）	H24. 11. 27
12	大規模災害時における相互応援に関 する協定	福島県伊達市	H25. 1. 31
13	大規模災害等の発生時における公共 施設の応急使用に関する協定	草津警察署	H25. 8. 8

14	消防活動支援情報としての住民基本データ外部提供に関する協定	湖南広域行政組合	H26. 10. 1
15	災害時要援護者情報の提供に関する協定	湖南広域行政組合	H27. 2. 13
16	災害時における相互応援に関する協定	神奈川県伊勢原市	H29. 10. 10
17	災害時等における滋賀県斎場施設連絡協議会構成火葬場の相互応援協力に関する協定	彦根愛知犬上広域行政組合、 八日市布引ライフ組合、 湖北広域行政事務センター、 守山野洲行政事務組合、近江八幡市、 甲賀市、湖南市、大津市、高島市	R2. 11. 6

○民間事業所等との協定

●情報通信

番号	協定等名称	相手先	協定日
1	災害発生時における草津市と草津市内郵便局の協力に関する協定	草津市内郵便局	H28. 10. 31
2	「安心」が得られるまちづくりに関する協定	生活協同組合コープしが	H25. 3. 28
3		朝日新聞サービスアンカーASA草津	H25. 10. 18
4		朝日新聞サービスアンカーASA草津西	H25. 10. 18
5		京都新聞草津販売所	H25. 10. 18
6		聖教新聞草津販売店	H25. 10. 18
7		中日新聞草津専売店きのせ新聞舗	H25. 10. 18
8		有限会社ニューズ読売YC 草津中央・草津大路	H25. 10. 18
9		株式会社YKS	H25. 10. 18
10		佐川急便株式会社西日本支社	H25. 10. 18
11		有限会社あすか運送	H25. 10. 18
12		株式会社小寺運輸	H25. 10. 18
13		西村運輸倉庫株式会社 片岡営業所	H25. 10. 18
14		有限会社ヤマモト運送	H25. 10. 18
15		京滋ヤクルト販売株式会社	H25. 10. 18
16		京都新聞 草津東販売所	H25. 12. 20
17		読売センター東草津	H25. 12. 20

18		読売センター草津西・草津上笠	H25. 12. 20
19		布亀株式会社	H27. 7. 6
20		ワタミフードシステムズ株式会社	H27. 7. 6
21		株式会社セブン - イレブン・ ジャパン (草津志那中、草津川原、草津平井町、草津野村1丁目、草津野村5丁目、草津下笠、草津大路2丁目、草津中学校前、草津湖南農業高校前、草津青地町、草津若草、草津追分町、草津矢倉2丁目、草津野路老上、近江草津バイパス、草津パナソニック前、草津野路、南草津、草津矢橋北)	H27. 11. 19
22		あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	H29. 2. 24
23		ヤマト運輸株式会社滋賀主管支店	H29. 8. 9
24		宅配クック123 草津守山店	H30. 1. 26
25	災害時等における放送の実施に関する協定	株式会社えふえむ草津	H21. 3. 20
26	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	H26. 9. 15
27	防災への取り組みに関する協定	Google Ireland Limited	H26. 10. 1
28	おうみ自治体クラウド災害協定	おうみ自治体クラウド協議会 トーテックアメニティ株式会社 キステム株式会社	H27. 11. 26
29	災害時等における無人航空機の運用に関する協定	アガタ電子株式会社	H31. 1. 31
30	災害時等における情報提供に関する協定	大阪ガスネットワーク株式会社	R2. 2. 10
31	防災行政無線等の再送信に関する防災協定書	株式会社ZTV	R6. 12. 1

●避難施設

番号	協定等名称	相手先	協定日
1	浸水時における緊急時避難協力施設としての一時使用に関する協定	帝産湖南交通株式会社 帝産湖南交通社屋	H26. 10. 31
2		草津都市開発株式会社 エルティ 932	H26. 10. 31
3		南興業株式会社 ホテル ポストンプラザ草津	H26. 10. 31
4		株式会社クサツエストピアホテル クサツエストピアホテル	H26. 10. 31
5		アーバンホテルシステム株式会社 アーバンホテル草津	H26. 10. 31
6		アーバンホテルシステム株式会社 アーバンホテル南草津	H26. 10. 31
7		有限会社伊藤生商事 ビジネスホテル HIBARI	H26. 10. 31
8		株式会社平和堂アル・プラザ草津店 アル・プラザ草津	H26. 10. 31
9		綾羽株式会社 A・SQUARE	H26. 10. 31
10		株式会社アヤハディオ草津店 ディオワールド草津店	H26. 10. 31
11		株式会社近鉄百貨店草津店 近鉄百貨店草津店	H26. 10. 31
12		株式会社モリノビル HOTEL 21	H26. 10. 31
13		株式会社草津第一ホテル 草津第一ホテル	H26. 10. 31
14		株式会社びわこ乃千松 びわこの千松	H26. 10. 31
15		富士通ネットワーク ソリューションズ株式会社 南草津駅自転車自動車駐車場	H26. 10. 31
16		株式会社平和堂フレンドマート 志津東草津店	H28. 1. 19
17		宗教法人無量壽寺	H28. 1. 19
18		宗教法人西方寺	H28. 1. 19
19	災害時における指定福祉避難所等の開設・運営に関する協定	滋賀県立草津養護学校	R7. 11. 21

20		滋賀県立障害者福祉センター	R8. 3. 13
21	災害時における福祉避難所等の開設・運営に関する協定	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会滋賀県立聴覚障害者センター	H27. 3. 19
22		社会福祉法人びわこ学園 びわこ学園医療福祉センター草津	H27. 3. 19
23		社会福祉法人グロー 滋賀県立むれやま荘	H27. 3. 19
24		社会福祉法人しあわせ会 障害福祉サービス事業所第二むつみ園	H27. 3. 19
25		社会福祉法人若竹会 ワークステーションわかたけ	H27. 3. 19
26		社会福祉法人 あすこみっと 滋賀県障害者雇用支援センター	H27. 3. 19
27		特定非営利活動法人 アイ・コラボレーション アイ・コラボレーション	H27. 3. 19
28		社会福祉法人こなんSSN こなんSSN	H30. 3. 1
29		社会福祉法人こなんSSN シエスタ	H27. 3. 19
30		特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター JALAN	H27. 3. 19
31		社会福祉法人にぎやか会 にぎやか工房	H27. 3. 19
32		社会福祉法人メイプル メイプル滋賀工場	H27. 3. 19
33		社会福祉法人にぎやか会 にぎやか塾	H27. 3. 19
34		特定非営利活動法人きらら ワークパートナーきらら穴村	H27. 3. 19
35		特定非営利活動法人きらら ワークパートナーきらら北山田	H27. 3. 19
36		社会福祉法人若竹会 若竹作業所	H27. 3. 19
37		社会福祉法人しあわせ会 障害福祉サービス事業所むつみ園	H27. 3. 19

38	特定非営利活動法人すまいる スマイルくさつ	H27. 2. 27
39	社会福祉法人若竹会 山寺作業所	H27. 3. 19
40	社会医療法人誠光会 “介護老人保健施設草津ケアセンター”	H27. 3. 19
41	医療法人社団よつば会 “介護老人保健 施設ケアタウン 南草津”	H27. 3. 19
42	社会福祉法人よつば会 特別養護老人ホーム 風和里	H27. 3. 19
43	社会福祉法人よつば会 特別養護老人ホーム 帆の里	H27. 3. 19
44	社会福祉法人しあわせ会 特別養護老人ホーム やわらぎ苑(しあわせ)	H27. 3. 19
45	社会福祉法人しあわせ会 特別養護老人ホーム やまでら	H27. 3. 19
46	社会福祉法人しあわせ会 特別養護老人ホーム ゆうすいのさと	H27. 3. 19
47	社会福祉法人聖優会 特別養護老人ホーム 菖蒲の郷	H27. 3. 19
48	社会福祉法人聖優会 特別養護老人ホーム 第二菖蒲の郷	H27. 3. 19
49	社会福祉法人みのり 特別養護老人ホーム ぽぶら	H27.10.30
50	社会福祉法人みのり 介護老人福祉施設 なみき	H27.10.30
51	医療法人社団よつば会 ケアタウン南草津グループホーム	H27.11.9
52	医療法人社団よつば会 グループホーム クローバー	H27. 12. 1
53	社会福祉法人誠光福祉会 グループホーム なぎさ	H27. 12. 14
54	社会福祉法人華頂会グループホームは るか	H27. 12. 15

55		社会福祉法人寿会グループホーム 常輝の里	H27. 12. 15
56		有限会社オアフ グループホームオアフ	H28. 8. 22
57		グループホームマハナ	H29. 5. 23
58		社会福祉法人よつば会 特別養護老人 ホーム萩の里	R3. 2. 19
59		特別養護老人ホーム えんゆうの郷	R3. 9. 28
60		特別養護老人ホーム 茜の郷	R6. 8. 7
61		社会福祉法人びわこ学園 びわこ学園障害者支援センター 重症心身障害者通所施設かなえ	R6. 8. 7
62		社会医療法人誠光会 淡海医療センター	R6. 8. 1
63		社会医療法人誠光会 草津看護専門学校	R6. 8. 3
64	災害時における指定避難所としての使用に関する協定	草津シティプール PFI サービス株式会社	R6. 8. 1

●帰宅困難

番号	協定等名称	相手先	協定日
1	一時滞在施設への一斉帰宅抑制対象者 および市民の受入に関する協定	株式会社UACJ 製箔滋賀製造所	R2. 1. 22
2	クロスアベニュー草津における災害時の 避難協力施設としての一時的利用およ び維持管理に関する協定	北中西・栄町地区市街地再開発組合	R3. 2. 4
3	草津市立市民交流プラザにおける帰宅 困難者一時滞在施設の設置に関する協 定	ビバ・テルウェル西日本グループ	R4. 6. 1
4	草津市立市民総合交流センター（キラ リエ草津）における帰宅困難者一時滞 在施設の設置に関する協定	草津商工会議所・キラリエ草津管理組合	R6. 2. 1
5	草津市立プールにおける一時滞在施設 の設置に関する協定書	草津シティプール PFI サービス株式会社	R6. 8. 1

●土木・建築・設備

番号	協定等名称	相手先	協定日
1	災害時における水道施設の応急措置支援に関する協定	草津市管工事協同組合	H20. 10. 1
2	災害時における電気設備の応急復旧支援に関する協定	滋賀県電気工事工業組合	H20. 11. 20
3	災害時における応急復旧支援に関する協定	特定非営利活動法人草津の未来を建設する市内業者会	H27. 12. 15
4	災害時における井戸水の使用に関する協定	日東電工株式会社メンブレン事業部滋賀営業所	H24. 9. 5
5	災害時における井戸水の使用に関する協定	パナソニック株式会社アプライアンス社	H24. 9. 5
6	災害時における井戸水の使用に関する協定	学校法人 立命館	H30. 1. 22
7	災害時等における拠点の使用に関する協定	大阪ガスネットワーク株式会社	R2. 2. 10
8	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	R2. 4. 17
9	自然災害時における下水道管渠施設に係る応急対策の支援協力に関する協定	一般社団法人滋賀県下水道管路維持協会	R2. 4. 17
10	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	R2. 4. 17
11	災害時等における井戸水の使用に関する協定	株式会社 メタルアート	R3. 9. 1
12	大規模災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する協定	関西電力送配電株式会社 滋賀支社	R5. 2. 1
13	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書	株式会社アクティオ西日本支社	R6. 7. 1
14	災害時における井戸水の使用に関する協定	株式会社エコシティサービス	R2. 1. 31

●医療・救護・援助

番号	協定等名称	相手先	協定日
1	災害時における救援活動の支援に関する協定	山田漁業協同組合	H21. 4. 21
2	災害時における救援活動の支援に関する協定	志那漁業協同組合	H21. 4. 21

3	災害時における被災者救援の協力に関する協定	綾羽株式会社	H22. 1. 15
4	災害時における被災者救援の協力に関する協定	イオンモール株式会社 株式会社マイカル草津サティ	H20. 10. 12
5	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人草津栗東医師会	H25. 5. 9
6	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人草津栗東守山野洲歯科医師会	H25. 5. 9
7	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人びわこ薬剤師会	H25. 5. 9
8	災害時におけるストーマ装具等の調達に関する協定	株式会社ケンコー	H28. 3. 4
9	災害時におけるストーマ装具等の調達に関する協定	株式会社増田医科器械	H28. 3. 4
10	災害時におけるストーマ装具等の調達に関する協定	株式会社三笑堂	H28. 3. 4
11	災害時等における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	滋賀県葬祭事業協同組合	H30. 8. 27

●エネルギー

番号	協定等名称	相手先	協定日
1	災害時におけるエルピーガスの供給等に関する協定	一般社団法人滋賀県エルピーガス協会草津支部	H22. 1. 15

●物資供給

番号	協定等名称	相手先	協定日
1	災害時の地域内輸送拠点指定に関する承諾	立命館大学	H8. 4. 18
2	災害時における食料品および日用品等の調達に関する協定	株式会社マイカル草津サティ	H20. 10. 12
3	災害時における日用品等の調達に関する協定	株式会社赤ちゃん本舗	H22. 1. 15
4	災害時における日用品等の調達に関する協定	株式会社アヤハディオ	H22. 1. 15
5	災害時における食料品および日用品等の調達に関する協定	株式会社近鉄百貨店草津店	H22. 1. 15
6	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社ファミリーマート	H22. 1. 15

7	災害時における食料品および日用品等の調達に関する協定	株式会社平和堂	H22. 1. 15
8	災害時における飲料の提供協力および災害救援型自動販売機の設置に関する協定	コカ・コーラウエスト株式会社	H22. 3. 13
9	災害時における物資の調達および輸送の協力に関する協定	富士産業株式会社	H24. 9. 5
10	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	キンキダンボール株式会社 レンゴー株式会社	H28. 3. 4
11	災害時における物資調達に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	H28. 9. 2
12	災害時における量の提供等に関する協定	「5日で5000枚の約束。」プロジェクト実行委員会	H29. 1. 13
13	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社カインズ	H29. 8. 24
14	災害時等における支援に関する包括協定	草津ライオンズクラブ	R2. 11. 25
15	災害時対応および地域まちづくりに関する協定	草津市農業協同組合	R2. 12. 17
16	災害時における食料品等の供給等に関する協定	株式会社バローホールディングス	R5. 7. 7
17	災害時における生活物資の供給等に関する協定	パナソニックホールディングス株式会社	R5. 9. 26
18	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	株式会社 IDOM Gulliver 草津南店	R6. 7. 30
19	災害時における物資調達に関する協定書	スギホールディングス株式会社	R6. 11. 19
20	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	ネットトヨタびわこ株式会社	R7. 9. 18
21	災害時における物資調達に関する協定書	アイリスオーヤマ株式会社	R7. 12. 1
22	災害時における物資調達に関する協定書	コーナン商事株式会社	R8. 2. 2
23	災害時における電動車両等の支援に関する協定書	株式会社リパティ (BYD AUTO 滋賀)	R8. 3. 1

●衛生

番号	協定等名称	相手先	協定日
1	災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定	大五産業株式会社	H25. 3. 7
2	災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定	草津環境管理サービス企業組合	H25. 3. 7
3	災害時における廃棄物の収集運搬等に関する協定	有限会社滋賀環境センター	H25. 3. 7
4	災害および感染症等の発生時における一般廃棄物の収集運搬業務等に関する相互連携協定	大五産業株式会社 有限会社滋賀環境センター 草津環境管理サービス企業組合 滋賀県環境整備事業協同組合	R3. 9. 3
5	災害時における浴場施設利用等に関する協定	株式会社ビーバーレコード	R5. 9. 6
6	滋賀県災害等廃棄物の処理に係る相互支援に関する協定	滋賀県と県内市町および湖北広域行政事務センター、中部清掃組合、甲賀広域行政組合、湖東広域衛生管理 sd 組合、彦根愛知犬上広域行政組合	R7. 4. 1

●ボランティア

番号	協定等名称	相手先	協定日
1	草津市災害ボランティアセンターの運営等に関する協定	社会福祉法人草津市社会福祉協議会	H27. 1. 15
2	災害時の被災者支援に関する相互協力協定書	社会福祉法人草津市社会福祉協議会 公益社団法人草津青年会議所	R1. 6. 28

●地図

番号	協定等名称	相手先	協定日
1	災害時等における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	H27. 2. 6

●行政支援

番号	協定等名称	相手先	協定日
1	災害時における被災者支援に関する協定	滋賀県行政書士会	R6. 1. 30

## 防犯協定

### ●その他

番号	協定等名称	相手先	協定日
1	特殊詐欺等の被害防止のための連携・協定に関する協定	浄土宗滋賀地区・草津警察署・栗東市	H27.7.13
2	犯罪被害者等支援の連携協力に関する協定	公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センター	R4.9.12

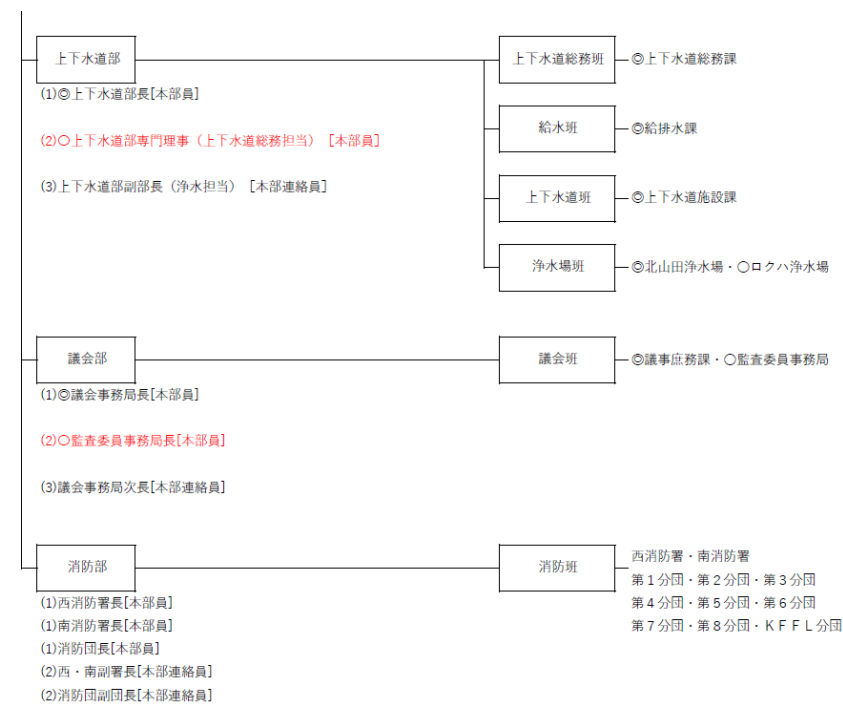
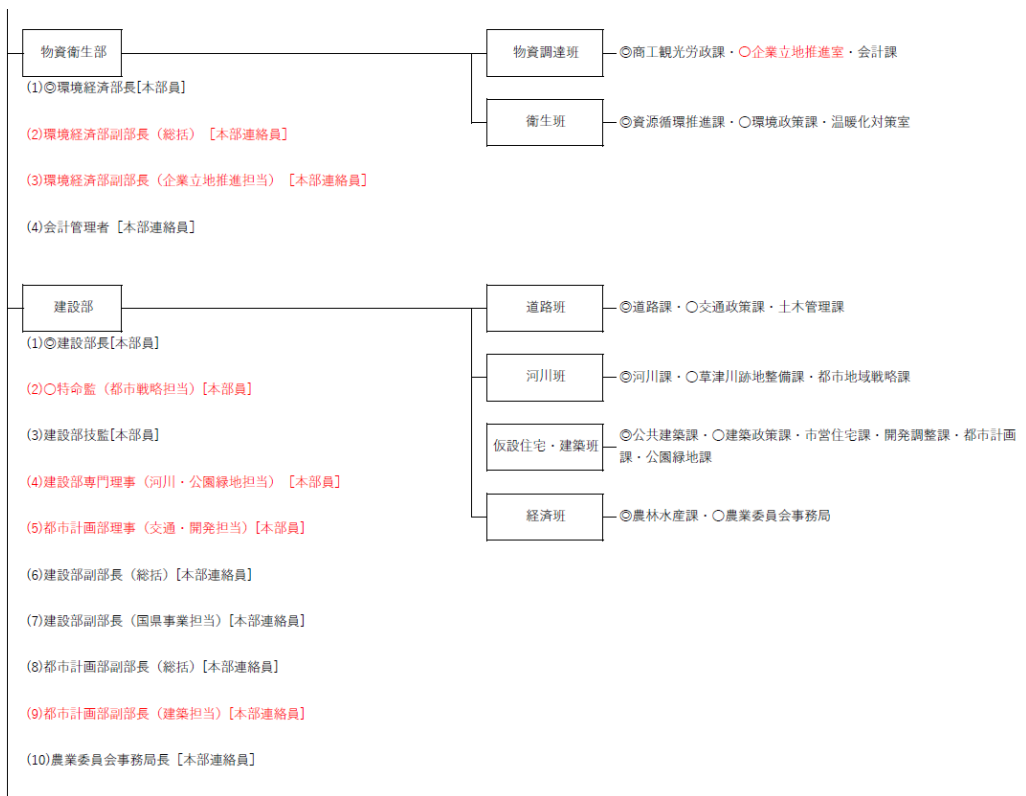
[Ⅲ 防災関係組織・体制、連絡先等]

### Ⅲ-1 草津市災害対策本部組織

### 草津市災害対策本部組織表

(草津市災害警戒本部、草津市国民保護対策本部、草津市緊急対応事態対策本部)





※各班の班長は◎を付した課の課長等(副部長級職員等が兼務の場合は当該副部長級職員等)  
 ※各種施設・職員等の管理についても所管の部・課等が実施するものとする

Ⅲ-2 各班の任務分担表

各班の任務分担表 **令和7年度**

各班の任務分担表 R7

※構成課欄内の◎は班長、○は副班長を担当する課を示す

部名及び担当職	班名	構成課	任 務 分 担
総務部 部長 危機管理監 副部長 総合政策部長 本部員 総合政策部理事（草津未来 研究所担当） 総合政策部理事（経営・D X戦略担当） 総務部長兼法令遵守監 総務部専門理事（契約検査 担当） 本部連絡員 総合政策部副部長（総括） 総合政策部副部長（男女共 同参画担当） 総務部副部長（総括） 総務部主監	総括班	◎危機管理課 ○職員課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策の全般的な企画に関するこ と。</li> <li>・ 災害対策本部の設置及び廃止に関する こと。</li> <li>・ 県、警察並びに消防機関等の防災機関 との連絡調整に関すること。</li> <li>・ 支援に関すること。</li> </ul>
	情報収集班	◎企画調整課 ○男女共同参画センター 草津未来研究所 経営戦略課（行政経 営係）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害情報の収集、受理及び通報に関する こと。</li> <li>・ 被害情報の収集、報告に関すること。</li> <li>・ 災害通信に関すること。</li> </ul>
	情報機器復旧 班	◎経営戦略課（DX戦 略係）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンピュータシステムの保守管理に関 すること。</li> </ul>
	広報渉外班	◎広報課 ○契約検査課 秘書課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難等の伝達に係る広報活動に関する こと。</li> <li>・ 報道機関との連絡調整に関すること。</li> <li>・ 被災地の視察・慰問に関すること。</li> <li>・ 災害記録に関すること。</li> </ul>
	支援要請班	◎総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自衛隊の支援要請に関すること。</li> <li>・ 関係機関への支援要請に関すること。</li> <li>・ 総務各班の支援に関すること。</li> <li>・ 車両の確保・配車に関すること。</li> <li>・ 市有財産の緊急使用に関すること。</li> <li>・ 来庁者の避難誘導に関すること。</li> </ul>
	財務班	◎財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害予算に関すること。</li> <li>・ 総務各班の支援に関すること。</li> </ul>
	調査班	◎税務課 ○納税課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家屋被害状況調査に関すること。</li> <li>・ 罹災台帳の作成及び罹災証明の発行に 関すること。</li> <li>・ 仮設住宅・建築班の支援に関するこ と。</li> </ul>

部名及び担当職	班名	構成課	任 務 分 担
避難対策部 部長 まちづくり協働部長 副部長 教育部長 本部員 <b>教育部理事</b> <b>(スポーツ担当)</b> 教育部理事 <b>(学校教育担当)</b> <b>子ども若者部長(兼務)</b> 本部連絡員 総合政策部副部長 <b>(人権政策担当)</b> まちづくり協働部副部長 <b>(総括)</b> <b>子ども若者部副部長</b> <b>(総括)</b> 教育部副部長(総括) <b>教育部副部長</b> <b>(国スポ・障スポ担当)</b> 教育部副部長 <b>(図書館担当)</b> 教育部副部長 <b>(学校教育担当)</b>	避難所班	◎まちづくり協働課 ○教育総務課 ○人権政策課 ○幼児課 幼児施設課 <b>子ども家庭若者課</b> 家庭児童相談室 <b>子ども若者政策課</b> スポーツ推進課 国スポ・障スポ推進室 生涯学習課 各保育所 各こども園 人権センター 図書館 教育研究所 学校給食センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難状況の総括に関する事。</li> <li>・ 避難者の安否情報の収集に関する事。</li> <li>・ 避難所の災害復旧対策に関する事。</li> <li>・ 避難所の開設・運営に関する事。</li> <li>・ 避難者名簿の作成に関する事。</li> <li>・ 外国人避難者に関する事。</li> <li>・ 帰宅困難者対策に関する事。</li> </ul>
	捜索班	◎生活安心課 ○市民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者の人命救助に関する事。</li> <li>・ 行方不明者等の捜索、収容並びに埋(火)葬に関する事。</li> <li>・ 戸籍関係届出に関する事。</li> <li>・ 安否確認のまとめ・報告・回答に関する事</li> </ul>
	学校対策班	◎学校教育課 ○歴史文化財課 草津宿街道交流館 学校政策推進課 児童生徒支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒の安全に関する事。</li> <li>・ 学校施設の管理点検及び再開に関する事。</li> <li>・ 避難所班との連携に関する事。</li> <li>・ 文化財の保護に関する事。</li> </ul>
援 助 部 部長 健康福祉部長 副部長 <b>子ども若者部長</b> 本部員 健康福祉部理事(健幸都市づくり・地域共生社会推進担当) 本部連絡員 健康福祉部副部長(総括) 健康福祉部副部長(生活支援・障害福祉・保険担当)	調整班	◎総括保健師 ○保険年金課 <b>援護班(1)</b> <b>教護班(1)</b> <b>要支援者支援班(3)</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険医療福祉調整本部の設置及び廃止に関する事。</li> <li>・ 保健医療福祉活動に係る総合調整に関する事。</li> <li>・ 保健医療福祉地方調整本部(草津保健所)との情報連絡に関する事。</li> </ul>
	援護班	◎健康福祉政策課 ○生活支援課 人とくらしのサポートセンター(くらしサポート係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救援金品の受付及び配分計画に関する事。</li> <li>・ 罹災見舞金及び災害弔慰金の支給等に関する事。</li> <li>・ ボランティアの応援受付及び要請に関する事。</li> <li>・ 災害救助法に関する事</li> </ul>

部名及び担当職	班名	構成課	任 務 分 担
健康福祉部副部長 (健康増進担当) こども若者部副部長 (総括)(兼務)	救護班	◎健康増進課 ○人とくらしのサポートセンター(地域保健係) 子育て相談センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救護所の開設に関すること。</li> <li>・ 医療機関及び保健所との連携に関すること。</li> <li>・ 医療機器、医薬品及び救護医薬品の受領及び保管に関すること。</li> <li>・ 感染症に関すること。</li> <li>・ 避難者の健康管理に関すること。</li> <li>・ 災害派遣保健・医療・福祉チームの活動調整に関すること。</li> </ul>
	要支援者支援班	◎長寿いきがい課 ○障害福祉課 介護保険課 発達支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時要支援者の避難支援に関すること。</li> <li>・ 災害時要支援者の安否確認に関すること。</li> <li>・ 避難所との連携に関すること。</li> <li>・ 福祉避難所の開設に関すること。</li> </ul>
物資衛生部 部長 環境経済部長 本部連絡員 環境経済部副部長(総括) 環境経済部副部長(企業立地推進担当) 会計管理者	物資調達班	◎商工観光労政課 ○企業立地推進室 会計課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 救援食料品の保管配分に関すること。</li> <li>・ 緊急物資の調達及び管理に関すること。</li> <li>・ 災害関係経費の出納に関すること。</li> <li>・ 応急輸送及び移送に関すること。</li> <li>・ 救援班の応援に関すること。</li> <li>・ <u>水害の場合、別紙「水防体制動員基準」の水防体制による任務を兼ねる。</u></li> </ul>
	衛生班	◎資源循環推進課 ○環境政策課 温暖化対策室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ し尿及び倒壊家屋等廃棄物処理に関すること。</li> <li>・ 各施設の災害復旧対策に関すること。</li> </ul>
建設部 部長 建設部長 副部長 特命監(都市戦略担当) 本部員 建設部技監 建設部専門理事(河川・公園緑地担当) 都市計画部理事(交通・開発担当) 本部連絡員	道路班	◎道路課 ○交通政策課 土木管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路の災害復旧及び被害調査に関すること。</li> <li>・ 通行不能箇所の調査及びその対策に関すること。</li> <li>・ 建設事業者への応援依頼等連絡調整に関すること。</li> <li>・ 応急輸送及び移送に関すること。</li> <li>・ 捜索班の応援に関すること。</li> </ul>
	河川班	◎河川課 ○草津川跡地整備課 都市地域戦略課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川の災害復旧対策及び被害調査に関すること。</li> <li>・ 応急輸送及び移送に関すること。</li> <li>・ 捜索班の応援に関すること。</li> </ul>

部名及び担当職	班名	構成課	任 務 分 担
建設部副部長（総括） 建設部副部長 （国県事業担当） 都市計画部副部長（総括） <b>都市計画部副部長</b> （建築担当） 農業委員会事務局長	仮設住宅・建築班	◎公共建築課 ○建築政策課 市営住宅課 開発調整課 都市計画課 公園緑地課	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設住宅に関すること。</li> <li>倒壊家屋解体撤去に関すること。</li> <li>公営住宅の災害復旧に関すること。</li> <li>各種建築物の応急補強対策に関すること。</li> <li>各種建築物の応急危険度判定に関すること。</li> <li>各種宅地の応急危険度判定に関すること。</li> <li>捜索班の応援に関すること。</li> </ul>
	経済班	◎農林水産課 ○農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産業施設の復旧対策及び被害調査に関すること。</li> <li>捜索班の応援に関すること。</li> </ul>
	各班共通		<ul style="list-style-type: none"> <li>建設部内の応援については、適時実施。特に水防時の河川班、震災当初の建築班への支援</li> <li><u>水害の場合、別紙「水防体制動員基準」の水防体制による任務を兼ねる。</u></li> </ul>
上下水道部 部長 上下水道部長 副部長 <b>上下水道部専門理事</b> （上下水道総務担当） 本部連絡員 上下水道部副部長（浄水担当）	上下水道総務班	◎上下水道総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>上下水道部の情報の集約および連絡調整に関すること。</li> </ul>
	給水班	◎給排水課	<ul style="list-style-type: none"> <li>飲料水の供給に関すること。</li> </ul>
	上下水道班	◎上下水道施設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>上下水道施設の復旧対策及び被害調査に関すること。</li> <li>給水班および浄水場班の応援に関すること。</li> </ul>
	浄水場班	◎北山田浄水場 ○ロクハ浄水場	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄水の確保に関すること。</li> </ul>
議会部 部長 議会事務局長 副部長 <b>監査委員事務局長</b> 本部連絡員 議会事務局次長	議会班	◎議事庶務課 ○監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>市議会の連絡調整に関すること。</li> <li>監査委員に関すること。</li> </ul>
消防部 本部員 西消防署長 南消防署長 消防団長 本部連絡員 西消防署副署長 南消防署副署長 消防団副団長	消防班	消防署 消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難措置に関すること。</li> <li>災害防衛及び応急措置に関すること。</li> </ul>

Ⅲ-3 草津市職員警戒体制時動員計画

令和7年度職員警戒体制時動員計画(地震時)

部名	班名	警戒1号体制 (草津市震度4)	警戒2号体制 (草津市震度5弱)	警戒本部 (草津市震度5強)	災害対策本部 (草津市震度6弱以上)	
総務部		1 危機管理監	10 危機管理監 総合政策部長 総合政策部理事 (草津未来研究所担当) 総合政策部理事 (経営・DX戦略担当) 総務部長兼法令遵守監 総務部専門理事 (契約検査担当) 総合政策部副部長 (総括) 総合政策部副部長 (男女共同参画担当) 総務部副部長 (総括) 総務部主監			部長 副部長 本部員 " " " " 本部員 " " "
	総括班 (危機管理課) (職員課)	6 危機管理課長  (5)	6 危機管理課長  (5)			班長 副班長
	初動特別支援要員		13			
	情報収集班 (企画調整課) (男女共同参画センター) (草津未来研究所) (経営戦略(行政経営係))		1 企画調整課長			班長 副班長 (班員) "
	情報機器復旧班 (経営戦略(DX戦略係))		1 経営戦略課長			班長
	広報渉外班 (広報課) (契約検査課) (秘書課)		1 広報課長			班長 副班長 (班員)
	支援要請班 (総務課)		1 総務課長			班長
	財務班 (財政課)		1 財政課長			班長
	課査班 (税務課) (納税課)		1 税務課長			班長 副班長

全  
職  
員  
出  
動

全  
職  
員  
出  
動

部名	班名	警戒1号体制 (草津市震度4)	警戒2号体制 (草津市震度5弱)	警戒本部 (草津市震度5強)	災害対策本部 (草津市震度6弱以上)	
避難対策部			12 まちづくり協働部長 教育部長 教育部理事 (スポーツ担当) 教育部理事 (学校教育担当) こども若者部長(兼務) 総合政策部副部長 (人権政策担当) まちづくり協働部副部長 (総括) こども若者部副部長 (総括) 教育部副部長 (総括) 教育部副部長 (国スポ・障スポ担当) 教育部副部長 (図書館担当) 教育部副部長 (学校教育担当)			部長 副部長 本部長 〃 〃 本部長 〃 〃 〃 〃 〃
避難所班	(まちづくり協働課) (教育総務課) (人権政策課) (幼児課) (幼児施設課) (こども家庭若者課) (家庭児童相談室) (こども若者政策課) (スポーツ推進課) (国スポ・障スポ推進室) (生涯学習課) (各保育所) (各こども園) (人権センター) (図書館) (教育研究所) (学校給食センター)		1 まちづくり協働課長	全 職 員 出 動	全 職 員 出 動	班長 副班長 副班長 副班長 (班員) 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
捜索班	(生活安心課) (市民課)	1 生活安心課長	班長 副班長			
学校対策班	(学校教育課) (歴史文化財課) (草津宿街道交流館) (学校政策推進課) (児童生徒支援課)	1 学校教育課長	班長 副班長 (班員) 〃 〃			

部名	班名	警戒1号体制 (草津市震度4)	警戒2号体制 (草津市震度5弱)	警戒本部 (草津市震度5強)	災害対策本部 (草津市震度6弱以上)	
救援部			7 健康福祉部長 こども若者部長 健康福祉部理事(健康都市づくり・地域共生社会推進担当) 健康福祉部副部長(総括) 健康福祉部副部長(生活支援・障害福祉・保険担当) 健康福祉部副部長(健康増進担当) こども若者部副部長(総括)	全 職 員 出 動	全 職 員 出 動	部長 副部長 本部長 本部長 " "
	救援班 (健康福祉政策課) (保険年金課) (生活支援課) (人とくらしのサポートセンター) (くらしサポート係)		1 健康福祉政策課長			班長 副班長 (班員) "
	救援班 (健康増進課) (人とくらしのサポートセンター) (地域保健係) (子育て相談センター)		1 健康増進課長			班長 副班長 (班員)
	要支援者支援班 (長寿いきがい課) (障害福祉課) (介護保険課) (発達支援センター)		1 長寿いきがい課長			班長 副班長 (班員) "
物資衛生部			4 環境経済部長 環境経済部副部長(総括) 環境経済部副部長(企業立地推進担当) 会計管理者	全 職 員 出 動	全 職 員 出 動	部長 本部長 " "
	物資調達班 (商工観光労政課) (会計課)		1 商工観光労政課長			班長 副班長
	衛生班 (資源循環推進課) (環境政策課) (温暖化対策室)		1 資源循環推進課長			班長 副班長 (班員)

部名	班名	警戒1号体制 (草津市震度4)	警戒2号体制 (草津市震度5弱)	警戒本部 (草津市震度5強)	災害対策本部 (草津市震度6弱以上)	
建設部			10 建設部長 特命監(都市戦略担当) 建設部技監 建設部専門理事 (河川・公園緑地担当) 都市計画部理事 (交通・開発担当) 建設部副部長 (総括) 建設部副部長 (国策事業担当) 都市計画部副部長 (総括) 都市計画部副部長(建築担当) 農業委員会事務局長	全 職 員 出 動	全 職 員 出 動	部長
						副部長
						本部長
						本部長
						連絡員
	道路班 (道路課) (交通政策課) (土木管理課)		1 道路課長			班長
	河川班 (河川課) (草津川跡地整備課) (都市地域戦略課)		1 河川課長			副班長 (班員)
	仮設住宅・建築班 (公共建築課) (建築政策課) (市営住宅課) (開発調整課) (都市計画課) (公園緑地課)		1 公共建築課長			班長
	経済班 (農林水産課) (農業委員会事務局)		1 農林水産課長			副班長 (班員)
						班長
						副班長

令和7年度職員警戒体制時動員計画(風水害時)

部名	班名	警戒1号体制	警戒2号体制	警戒本部	災害対策本部	
総務部		5 危機管理監 総合政策部長 総合政策部理事 (草津未来研究所担当) 総合政策部理事 (経営・DX戦略担当) 総務部長兼法令遵守監	6 危機管理監 総合政策部長 総合政策部理事 (草津未来研究所担当) 総合政策部理事 (経営・DX戦略担当) 総務部長兼法令遵守監  総合政策部副部長 (総括)	10 危機管理監 総合政策部長 総合政策部理事 (草津未来研究所担当) 総合政策部理事 (経営・DX戦略担当) 総務部長兼法令遵守監 総務部専門理事 (契約検査担当) 総合政策部副部長 (総括) 総合政策部副部長 (男女共同参画担当) 総務部副部長 (総括) 総務部主監		部長 副部長 本部長 " " " 本部長 " " "
	総括班 (危機管理課) (職員課)	6 危機管理課長  (5)	6 危機管理課長  (5)	全職員 出動	全 職 員 出 動	班長 副班長
	初動特別支援委員	※気象状況により、避難所を開設する際、必要に応じて参集する場合がある。				
	情報収集班 (企画調整課) (男女共同参画センター) (草津未来研究所) (経営戦略課(行政経営係))		11 企画調整課長  (10)	全職員 出動		班長 副班長 (班員) "
	情報機器復旧班 (経営戦略課(DX戦略係))		2 経営戦略課長 (1)	全職員 出動		班長
	広報渉外班 (広報課) (契約検査課) (秘書課)	2 広報課長  (1)	8 広報課長 秘書課長  (6)	全職員 出動		班長 副班長 (班員)
	支援要請班 (総務課)		4 総務課長  (3)	全職員 出動		班長
	財務班 (財政課)		1 財政課長	3 財政課長 (2)		班長
	調査班 (税務課) (納税課)		2 税務課長 納税課長	8 税務課長 納税課長  (6)		班長 副班長



部名	班名	警戒1号体制	警戒2号体制	警戒本部	災害対策本部	
救援部		1 健康福祉部長	3 健康福祉部長	7 健康福祉部長 こども若者部長 健康福祉部理事(健康都市づくり・地域共生社会推進担当) 健康福祉部副部長(総括) 健康福祉部副部長(生活支援・障害福祉・保険担当) 健康福祉部副部長(健康増進担当) こども若者部副部長(総括)	全 職 員 出 動	部長 副部長 本部長 本部長 連絡員 " "
	救援班 (健康福祉政策課) (保険年金課) (生活支援課) (人とくらしのサポートセンター) (くらしサポート係)		1 健康福祉政策課長	4 健康福祉政策課長 保険年金課長  (2)		班長 副班長 (班員) "
	救援班 (健康増進課) (人とくらしのサポートセンター) (地域保健係) (子育て相談センター)		2 健康増進課長	5 健康増進課長  (4)		班長 副班長 (班員)
	要支援者支援班 (長寿いきがい課) (障害福祉課) (介護保険課) (発達支援センター)	4 長寿いきがい課長	7 長寿いきがい課長 障害福祉課長	20 長寿いきがい課長 障害福祉課長  (18)		班長 副班長 (班員) "
		(3)	(5)			
物質衛生部		1 環境経済部長	2 環境経済部長 環境経済部副部長(総括)	3 環境経済部長 環境経済部副部長(総括) 環境経済部副部長(企業立地推進担当) 会計管理者	全 職 員 出 動	部長 本部長 連絡員 " "
	物質関連班 (商工観光労政課) (企業立地推進室) (会計課)		全職員 出動	全職員 出動		班長 副班長 班員
	衛生班 (資源循環推進課) (環境政策課) (温暖化対策室)		10 資源循環推進課長 環境政策課長  (8)	全職員 出動		班長 副班長 (班員)

部名	班名	警戒1号体制	警戒2号体制	警戒本部	災害対策本部	
建設部		5 建設部長 特命監(都市戦略担当) 建設部技監 建設部専門理事 (河川・公園緑地担当) 都市計画部理事 (交通・開発担当)	10 建設部長 特命監(都市戦略担当) 建設部技監 建設部専門理事 (河川・公園緑地担当) 都市計画部理事 (交通・開発担当) 建設部副部長 (総括) 建設部副部長 (園芸事業担当) 都市計画部副部長 (総括) 都市計画部副部長(建築担当) 農業委員会事務局長	10 建設部長 特命監(都市戦略担当) 建設部技監 建設部専門理事 (河川・公園緑地担当) 都市計画部理事 (交通・開発担当) 建設部副部長 (総括) 建設部副部長 (園芸事業担当) 都市計画部副部長 (総括) 都市計画部副部長(建築担当) 農業委員会事務局長	<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; width: 100px; margin: 0 auto;">             全 職 員 出 動           </div>	部長
						副部長
						本部長
						本部長
						本部長
道路班 (道路課) (交通政策課) (土木管理課)	水防体制動員基準に加え 必要に応じて動		全職員出動			班長
河川班 (河川課) (葦津川跡地整備課) (都市地域戦略課)			全職員出動			副班長 (班員)
仮設住宅・建築班 (公共建築課) (建築政策課) (市営住宅課) (開発調整課) (都市計画課) (公園緑地課)			全職員出動			班長 副班長 (班員) " "
経済班 (農林水産課) (農業委員会事務局)			全職員出動			班長 副班長

部名	班名	警戒1号体制	警戒2号体制	警戒本部	災害対策本部	
上下水道部		1 上下水道部長	3 上下水道部長 上下水道部専門理事 (上下水道総務担当) 上下水道部副部長 (浄水担当)	3 上下水道部長 上下水道部専門理事 (上下水道総務担当) 上下水道部副部長 (浄水担当)	全職員出動	部長 副部長 本部長 連絡員
	上下水道総務班 (上下水道総務課)		2 上下水道総務課長 (1)	全職員出動		班長
	給水班 (給排水課)		2 給排水課長 (1)			班長 (班員)
	上下水道班 (上下水道施設課)		3 上下水道施設課長 (2)			班長
	浄水場班 (北山田浄水場) (ロウハ浄水場)		4 北山田浄水場長 ロウハ浄水場長 2(北山田1+ロウハ1)	6 北山田浄水場長 ロウハ浄水場長 4(北山田2+ロウハ2)		班長 副班長
議会部		1 議会議務局長	1 議会議務局長	3 議会議務局長 監査委員事務局長 議会議務局次長	全職員出動	部長 副部長 本部長 連絡員
	議会班 (議事庶務課) (監査委員事務局)			1 議事庶務課長		班長 副班長
消防部		常備消防の配備体制  西消防署長 南消防署長 消防団長 西・南副署長 消防団副団長	常備消防の配備体制  西消防署長 南消防署長 消防団長 西・南副署長 消防団副団長	常備消防の配備体制  西消防署長 南消防署長 消防団長 西・南副署長 消防団副団長		本部長 " " 本部長 " "

### III-4 水防体制動員基準

令和7年度水防体制動員基準

		配 置 人 員						
水防体制 (ウエザーニュース指標)		レベル2 体制	レベル2.5 体制	レベル3 体制	レベル4 体制	レベル5 体制	レベル6 体制	
指 標	時間雨量	予測・実測 20mm/h以上	リスクスケールとしては レベル3であるが、レベ ル3体制をとる必要の ない場合、または、リス クスケール2であるが、 現場対応が多い場合。	予測・実測 30mm/h以上	予測50mm/h以上 実測40mm/h以上			
	積算雨量	予測・実測 30mm/3h		予測・実測 50mm/3h	予測・実測 70mm/3h 150mm/24h			
	その他	(※)				西矢倉(草津川)水位 注意水位超過(310cm)	西矢倉(草津川)水位 避難判断水位超過(340cm)	
水防事務局	指揮監			(指揮監) 建設部専門理事(河川・公園緑地担当)				
	副指揮監			(副指揮監) 危機管理監 建設部総括副部長 建設部副部長(国庫担当)	(副指揮監) 技監 危機管理監 建設部総括副部長【内水・園道担当】 建設部副部長(国庫)【一級河川担当】			
					都市計画部部長 環境経済部部長 都市計画部理事 都市計画部総括副部長 【運輸業所・交通整理担当】 環境経済部総括副部長 【農林担当】			
	事務局長		(河川課長) 1 (河川課長補佐) 1	(河川課長) 1 (河川課長補佐) 1	(河川課長) 1 (河川課長補佐) 1	(河川課長) 1 (河川課長補佐) 1	(河川課長) 1 (河川課長補佐) 1	
	●水防事務局長(河川課長) 副局長(河川課長補佐)	河川課 3 道路課 3	河川課 2 道路課 3	河川課 2 道路課 1	河川課 2 道路課 1	河川課 4 道路課 3	河川課 3 道路課 4	
連絡調整担当【広報含む】 ●危機管理課長	危機管理課 1	危機管理課 1	危機管理課 1	危機管理課 1	危機管理課 5	危機管理課 5		
	班員数<小計(A)	7	5	5	13	13		
課 室 班	●課室班長(道路課長) 副班長(農林水産課長) 副班長(道路課道路係長)	農林水産課 1	(道路課長) 1 (農林水産課長) 1 (道路係長) 1	(道路課長) 1 (農林水産課長) 1 (道路係長) 1	(道路課長) 1 (農林水産課長) 1 (道路係長) 1	(道路課長) 1 (農林水産課長) 1 (道路係長) 1	(道路課長) 1 (農林水産課長) 1 (道路係長) 1	
	【レベル5以降】 【内水・園道・パトロール担当】(副指揮監が担当) 【一級河川/パトロール担当】(副指揮監が担当) 【運輸業所・交通整理担当】(副指揮監が担当) 【農林担当】(副指揮監が担当)		農林水産課 2 市営住宅課 1 公園緑地課 3 草津川跡地整備課 1 都市地域戦略課 1	農林水産課 2 市営住宅課 3 公園緑地課 3 草津川跡地整備課 4 都市地域戦略課 2	農林水産課 3 市営住宅課 3 公園緑地課 3 草津川跡地整備課 3 土木管理課 1	農林水産課 3 市営住宅課 5 公園緑地課 10 草津川跡地整備課 7	道路課 5 農林水産課 8 市営住宅課 5 公園緑地課 5 土木管理課 2 都市地域戦略課 2 建築政策課 2 開発調整課 2 公共建築課 5 交通政策課 1	農林水産課 1 土木管理課 2 都市計画課 2 都市計画課 5 交通政策課 5 市営住宅課 1 商工観光労働課 3
	(各担当は状況により変更となる)	(B)	1	10	17	31	61	
	●資材工作班長(土木管理課長) *NPO市内業者会調整 副班長(道路課管理用地係長) 副班長(河川課河川係長)		(土木管理課長) 1 (管理用地係長) 1 (河川係長) 1 河川課 1 道路課 1 土木管理課 1	(土木管理課長) 1 (管理用地係長) 1 (河川係長) 1 河川課 1 道路課 2 土木管理課 1	(土木管理課長) 1 (管理用地係長) 1 (河川係長) 1 河川課 1 道路課 2 農林水産課 1 土木管理課 1 都市計画課 2 交通政策課 1 市営住宅課 1 公園緑地課 1	(土木管理課長) 1 (管理用地係長) 1 (河川係長) 1 河川課 1 道路課 2 農林水産課 3 土木管理課 1 都市計画課 2 交通政策課 1 市営住宅課 1 公園緑地課 1	(土木管理課長) 1 (管理用地係長) 1 (河川係長) 1 河川課 1 道路課 2 農林水産課 5 土木管理課 2 都市計画課 5 交通政策課 5 市営住宅課 1 公園緑地課 1	
		(C)	0	5	6	14	27	
全体人数		8	24	37	68	118		
内 訳	班員(水防事務局長含む4名) ●印	0	4	4	4	4		
	副本部長・指揮監・副指揮監	0	0	0	0	0		
	水防事務局 (A)	7	5	5	13	13		
	2班合計人数 (B)+(C)	1	15	23	45	88		
	他班から建設部への応援(初動特別支援要員)	0	0	0	0	13		
救助班・工作班・資材調整班	湖南広域消防局西消防署、湖南広域消防局南消防署、草津市消防団 NPO法人 草津の未来を建設する市内業者会							

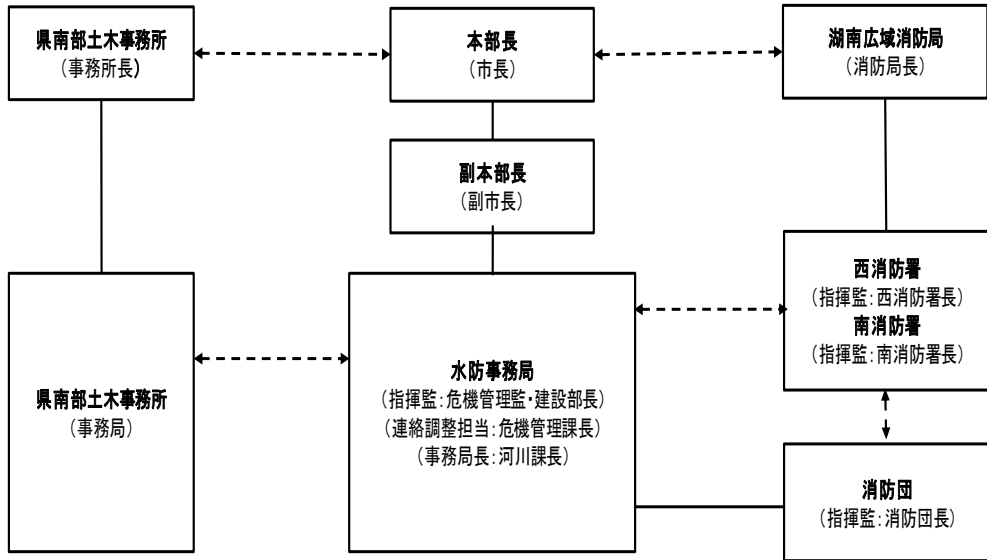
(※) 周辺雨量地点で10分間で10mm以上の降雨を観測し、雨量が草津市内に影響ありそうな時は、水防体制指標に限らずレベルを発令する場合がある。

(#) 他班からの応援についてはレベル6体制からとするが、レベル4体制においても、状況によっては応援を要請するが、災对本部設置後に従事する。

(\*) 避難所開設を決定した場合、レベルにかかわらず前線基地班・避難所班および物資調達班へ応援を要請する。

III-5 水防組織

(水防初動体制)



- 河川砂防関係
- 道路関係
- 建設業協会湖南支部

- NPO市内業者会
- 調査班
- 資材工作班

- 第1分団
- 第2分団
- 第3分団
- 第4分団
- 第5分団
- 第6分団
- 第7分団
- 第8分団
- KFFL分団

Ⅲ-6 水防区域の分担

河川名	担当分団	集合場所
伯 母 川	1・2〃	各分団詰所
十 禅 寺 川	3・8〃	
伊 佐 々 川	5・7〃	
天 満 川	5 〃	
駒 井 川	5・6 〃	
山 寺 川	4 〃	
境 川	6 〃	
中 ノ 井 川	5 〃	
北 川	<u>1</u> ・3・8〃	
前 川	3・8〃	
狼 川	3 〃	
菖 蒲 谷 川	2 〃	
草 津 川	1・2・3・4〃	
葉 山 川	5・6・7〃	
伊 佐 々 川 放 水 路	5 〃	
美 濃 郷 川	2 〃	

### Ⅲ-7 防災関係機関情報交換担当部署

関係機関名	担当部署	電話番号	県防災行政無線
草津市	危機管理課 (市本部総括班)	(代) 563-1234 (ダイヤルイン) 561-2325	206
西消防署 南消防署	庶務管理係	(代) 568-0119 (代) 564-4951	
滋賀県(県本部)	防災危機管理局	(代) 524-1121 (ダイヤルイン) 528-3432	100-819 ~824
南部環境・総合事務所	総務課		
南部土木事務所	河川砂防課	(代) 564-7211 (ダイヤルイン) 567-5442	110-862 110-875
南部健康福祉事務所 (草津保健所)	健康福祉課	(代) 564-7211 (ダイヤルイン) 562-3527	110-830
草津警察署	地域課	563-0110	
西日本旅客鉄道(株)	草津保線区	562-0266 562-3295	
<u>NTT 西日本(株)</u>	滋賀支店	510-0961	
草津用水土地改良区		568-3149	
日本通運(株)	草津営業課	562-3014	
関西電力送配電(株)滋賀 <u>本部</u>		0800-777-3081 (送配電コンタクトセンター)	
大阪ガスネットワーク (株)	(昼)導管計画チーム 導管計画グループ	075-315-8942	
京滋事業部	(休日・夜間) 中央保安指令部 中央指令室	075-321-0632	
草津市消防団	団本部(西消防署内)	568-0119	
国土交通省滋賀国道事 務所草津維持出張所	管理係	(代) 562-0842	
水資源開発公団 琵琶湖開発総合管理所	湖南管理所	(代) 562-0335	

NTT 西日本(株)は、災害その他の非常事態により、電気通信の疎通が著しく困難となった場合、上記の公共機関および救急活動に直接関係する加入電話の通話を優先的に確保するため、他の加入電話の利用制限を行う。

また、上記の加入電話が被災した場合は優先的に応急復旧を行う。

### Ⅲ-8 訓練メニュー

訓練内容		所要時間	組織レベル	備考
消火訓練	バケツリレー	15分	初級	バケツ
	消火器取扱い訓練	20分	初級	水消火器
	消火栓取扱い訓練（点検要領含む）	30分	中級	消火栓器具
	小型動力ポンプ取扱い訓練	30分	上級	小型ポンプ
救出訓練	災害救出工具取扱い訓練	20分	中級	救助工具一式
	倒壊家屋等救助訓練	20分	上級	救助工具一式
	ロープ結び訓練	30分	上級	練習用ロープ
救護訓練	救護搬送法	30分	中級	毛布、竿
	応急手当（止血、骨折処置等）	60分	中級	タオル、三角布
	普通救命講習Ⅰ（AED含む）	180分	上級	
その他の訓練	防火防災ビデオ	20分	初級	ビデオデッキ
	防火防災講話・座談会	30分	初級	
	防災指導車（地震体験）	30分	初級	
	D I G（災害図上）訓練	120分	初級	地図、マジック
	H U G（避難所運営）訓練	120分	中級	地図、マジック
	発災対応型訓練（シナリオなし）	30分	中級	
	総合訓練	30分	上級	

（組織レベル）

初級：自主防災組織（自衛消防隊等）の未結成の自治会、事業所など

中級：自主防災組織（自衛消防隊等）が結成され、過去に数回の訓練を実施している自治会、事業所

上級：自主防災組織（自衛消防隊等）が結成され、毎年訓練を実施している自治会、事業所

[IV 避難所・避難場所、輸送、備蓄等]

IV-1 避難所等一覧表

(避難所)

(1人当り 2 m<sup>2</sup>)

施設名	収容可能面積 (m <sup>2</sup> )	運動場面積(m <sup>2</sup> )	電話番号	収容可能 人員(人)
志津まちづくりセンター	310		562-0047	155
志津南まちづくりセンター	239		563-6206	119
草津まちづくりセンター	276		564-4999	138
大路まちづくりセンター	300		563-5673	150
渋川まちづくりセンター	235		569-0350	117
矢倉まちづくりセンター	197		565-1560	98
老上まちづくりセンター	192		564-1430	96
老上西まちづくりセンター	233		565-1995	116
玉川まちづくりセンター	247		564-0189	123
南笠東まちづくりセンター	315		561-8469	157
山田まちづくりセンター	182		562-0044	91
笠縫まちづくりセンター	235		562-0071	117
笠縫東まちづくりセンター	215		568-3164	107
常盤まちづくりセンター	268		568-1970	134
志津こども園	148	753	562-0147	74
草津中央おひさまこども園	113	792	562-7180	56
たちばな大路こども園	241	1,385	516-0180	120
矢倉こども園	111	672	566-7222	55
老上こども園	141	881	562-6320	70
玉川こども園	150	723	564-0043	75
山田こども園	140	1,960	562-1340	70
笠縫こども園	144	1,160	562-6275	72
笠縫東こども園	168	878	564-6595	84
常盤こども園	120	1678	568-1053	60
草津第二保育所	151	1,351	563-1282	75
草津第三保育所	104	461	563-1279	52
草津第四保育所	88	604	568-0305	44
矢橋ふたばこども園	137	569	563-1266	68
西一会館	285		562-5448	142
西一教育集会所	254		563-1275	127
橋岡会館	295		562-5864	147
橋岡教育集会所	180		563-3818	90
新田会館	301		563-1281	150
新田教育集会所	423		562-5668	211
常盤東総合センター	450		568-0224	225
芦浦教育集会所	65		568-0224	32
計				3,809

(福祉避難所)

(1人当り 2 m<sup>2</sup>)

施設名	建物面積(m <sup>2</sup> )	運動場面積(m <sup>2</sup> )	電話番号	収容可能 人員(人)
なごみの郷	2,462		568-4753	200
長寿の郷ロクハ荘	1,709		563-5021	200
市立障害者福祉センター	1,577		569-0351	150
市立発達支援センター	434		569-0353	100
計				650

福祉避難所（協定締結施設）

施設名	電話番号	収容可能人員
滋賀県立聴覚障害者センター	561-6111	10
びわこ学園医療福祉センター草津	566-0701	100
滋賀県立むれやま荘	568-0294	5
障害福祉サービス事業所第二むつみ園	565-1456	20
ワークステーションわかたけ	569-5697	30
滋賀障害者雇用支援センター	563-4005	30
アイ・コラボレーション	569-4777	5
こなんSSN	568-2411	45
シエスタ	561-8856	30
JALAN	569-5125	20
にぎやか工房	565-2500	30
メイプル滋賀工場	561-6910	40
にぎやか塾	567-2920	10
ワークパートナーきらら穴村	568-2807	50
ワークパートナーきらら北山田	565-8480	5
若竹作業所	565-0178	20
障害福祉サービス事業所むつみ園	565-1456	40
スマイルくさつ	563-2363	5
山寺作業所	565-0178	20
Workshop tetote	532-1103	6
介護老人保健施設 草津ケアセンター	567-1122	20
介護老人保健施設 ケアタウン南草津	562-1001	5
特別養護老人ホーム風和里	561-7500	10
特別養護老人ホーム帆の里	566-8620	5
特別養護老人ホームやわらぎ苑（しあわせ）	564-6500	15
特別養護老人ホームやまでら	564-8216	30
特別養護老人ホームゆうすいのさと	568-3600	15
特別養護老人ホーム菖蒲の郷	566-3888	20
特別養護老人ホーム第二菖蒲の郷	566-5366	20
特別養護老人ホームぼぶら	563-0030	10
介護老人福祉施設なみき	563-6600	3
特別養護老人ホーム萩の里	567-8560	8
ケアタウン南草津 グループホーム	562-1124	5
グループホーム クローバー	562-1254	※1
グループホームなぎさ	568-5100	3
社会福祉法人 華頂会 グループホームはるか	567-0073	2
グループホーム常輝の里	568-2406	8
グループホームオアフ	516-0678	10
グループホームマハナ	569-5103	30
特別養護老人ホーム えんゆうの郷	598-1866	20
特別養護老人ホーム 茜の郷	598-1866	6
重症心身障害者通所施設かなえ	516-4778	※1

※1 は利用者のみ対応可能

指定福祉避難所

<u>施設名</u>	<u>電話番号</u>	<u>収容可能人員</u>
<u>滋賀県立草津養護学校</u>	<u>566-0012</u>	<u>※50</u>
<u>滋賀県立障害者福祉センター</u>	<u>564-7327</u>	<u>60</u>

※在校生および卒業生のみ避難可能

IV-2 広域避難所一覧表

(広域避難所)

(1人当り 2 m<sup>2</sup>)

(注)※は、ヘリコプター発着場所

学区区分	施設名	運動場面積 (m <sup>2</sup> )	収容可能 面積(m <sup>2</sup> )	電話番号	収容可能 人員(人)
志津学区	志津小学校	9,131	660	562-0341	330
	高穂中学校 ※	15,121	1,317	565-3611	658
	高等技術専門校草津	6,395	630	564-3296	315
	校舎(テクノカレッジ草津)				
志津南学区	志津南小学校	9,545	660	564-3666	330
草津学区	草津小学校 ※	12,978	663	562-0124	331
	草津中学校	13,600	1,364	562-2125	682
	湖南農業高等学校	17,953	983	564-5255	491
	ふれあい体育館	8,000	592	564-0271	296
大 路 区	草津第二小学校	10,259	655	563-3800	327
	<u>草津市立プール</u>		<u>3,282</u>	<u>596-3775</u>	<u>1,641</u>
渋川学区	渋川小学校	9,581	655	566-6116	327
	草津東高等学校	29,376	2,608	564-4681	1,304
	綾羽高等学校	6,941	917	563-3435	458
矢倉学区	矢倉小学校	11,658	635	564-4388	317
老上学区	老上小学校	11,242	663	562-0440	331
	老上中学校 ※	16,729	1,317	564-4394	658
	光泉中・光泉	19,529	837	564-5600	418
	高等学校				
老上西学区	老上西小学校	8,000	752	566-2401	376
	<u>草津看護専門学校</u>		<u>594</u>	<u>516-2567</u>	<u>297</u>
玉川学区	玉川小学校	15,538	635	563-1271	317
	玉川中学校	15,323	1,276	566-3631	638
	玉川高等学校	25,200	1,230	565-1581	615
	草津クリアホール		645	564-5815	322
南笠東学区	南笠東小学校	9,447	660	562-9540	330
山田学区	山田小学校	14,402	618	563-3744	309
	草津高等学校	23,340	1,230	562-1220	615
	武道館		1,121	565-7997	560
笠縫学区	笠縫小学校	12,103	663	562-0352	331
	松原中学校	9,183	1,264	568-0246	632
	総合体育館	17,600	<u>3,485</u>	568-3150	<u>1,742</u>
	くさつシティアリーナ	29,255	3,132	563-1265	1,566
笠縫東学区	笠縫東小学校	14,181	625	564-4391	312
	新堂中学校	15,714	1,323	568-2990	661
常盤学区	常盤小学校 ※	7,274	668	568-0002	334
計					<u>19,171</u>

IV-3 避難集合場所等候補地一覧表

名 称	面積 m <sup>2</sup>	所 在 地
馬場第一児童遊園	653	馬場町字小丸地内
馬場第二児童遊園	407	馬場町字岩川原 1060-7
笹谷児童公園	5,235	山寺町 529-2 他
山の神公園	3,145	山寺町 61-6
笠井児童遊園	299	山寺町字笠井 1154-46
山寺瀬畑児童遊園	628	山寺町字瀬畑 1109-7 他
山寺十徳児童遊園	553	山寺町字十徳 1091-6 他
山寺新田児童遊園	887	山寺町字新田 781
山寺四反田児童遊園	514	山寺町字四反田 1125-46 他
岡本下田児童遊園	233	岡本町字下田 1070-27
岡本東鴻ノ池児童遊園	202	岡本町字東鴻ノ池 1115-17
岡本西鴻ノ池児童遊園	187	岡本町字西鴻ノ池 1371-11
岡本奥山田児童遊園	280	岡本町字奥山田 1090-8
岡本児童遊園	208	岡本町字祐前 198-1
青地大定木児童遊園	768	青地町字大定木 380-32
青地大定木第二児童遊園	408	青地町字大定木 394-11
青地野中児童遊園	292	青地町字野中 1259-2 他
青地亀池児童遊園	180	青地町字亀池 361-32
青地後町児童遊園	165	青地町字後町 566-15
青地後町第二児童遊園	150	青地町字後町 607-22
青地後町第三児童遊園	150	青地町字後町 598-21
青地後町第四児童遊園	163	青地町字後町 636-16
青地上田児童遊園	191	青地町字上田 864-3
青地第二児童遊園	297	青地町字溝枕 218-3
青地第三児童遊園	222	青地町字横枕 231-2 他
青地柳児童遊園	228	青地町字柳 700-5
青地柳第二児童遊園	662	青地町字柳 655-2 他
青地八反田児童遊園	550	青地町字八反田 1595 番 7
ロクハ公園	132,000	追分七丁目他
田白児童公園	1,245	追分町字田白 121-1
水田児童公園	1,000	追分町字水田 1205
大將軍公園	3,128	追分町字大將軍 1340
追分丸尾北公園	4,253	追分町 1626
追分丸尾南公園	1,585	追分町 1965

追分上尾児童遊園	190	追分町字上尾 629-87
追分鴨田児童遊園	173	追分町字鴨田 1171-15
追分鴨田第二児童遊園	150	追分町字鴨田 1189-8
追分鴨田第三児童遊園	150	追分町字鴨田 1187-11
追分鴨田第四児童遊園	439	追分町字鴨田 1183-80
追分鴨田第五児童遊園	268	追分南二丁目字鴨田 1183-90 他
追分口畑児童遊園	166	追分町字口畑 203-8
追分中尾児童遊園	153	追分町字中尾 560-33
追分中尾第二児童遊園	187	追分町字中尾 558-1
追分丸尾児童遊園	150	追分町字丸尾 1008-18
追分丸尾第二児童遊園	428	追分町字丸尾 976-9
追分丸尾第三児童遊園	506	追分町字丸尾 971-1
追分丸尾第四児童遊園	164	追分町字丸尾 1009-9
追分道然保児童遊園	301	追分町字道然保 775-100
追分南三丁目児童遊園	694	追分南三丁目字丸尾 1147-9
追分荒堀第一児童遊園	154	追分町字荒堀 707-8
追分荒堀第二児童遊園	233	追分町字荒堀 688-43
追分荒堀第三児童遊園	140	追分町字荒堀 704-14
追分荒堀第四児童遊園	233	追分町字荒堀 727-12
追分荒堀第五児童遊園	248	追分町字荒堀 685-5
田白へソ塚児童遊園	391	追分町字田白 126-2
追分上尾第二児童遊園	208	追分六丁目字上尾 640 番 12
若草東児童公園	1,996	若草二丁目 6-1
若草中央児童公園	7,387	若草五丁目 12-1
若草西児童公園	2,023	若草八丁目 5-4
若草一丁目児童遊園	400	若草一丁目 9-1
若草三丁目児童遊園	400	若草三丁目 5-8
若草四丁目児童遊園	918	若草四丁目 12-1
若草六丁目児童遊園	400	若草六丁目 2-3
キロメキ児童遊園	150	東草津二丁目字キロメキ 626-8
東草津大丸児童遊園	186	東草津三丁目字大丸 8-22
東草津高樋児童遊園	167	東草津三丁目字高樋 201-17
上東児童遊園	167	東草津三丁目字中砂原 146-15
東草津上野田第一児童遊園	183	東草津二丁目字上野田 620-22
東草津上野田第二児童遊園	164	東草津二丁目字上野田 621-7
東草津高樋第二児童遊園	157	東草津三丁目字高樋 211 番 27

込田公園	5,400	草津三丁目字的場 553 の一部他
草津南森部児童公園	1,331	草津町字南森部 1553-45
草津筋違児童遊園	455	草津町字筋違 1496-4
草津宮ノ後児童遊園	570	草津町字宮ノ後 1747-6 他
宮町上門田児童遊園	179	草津四丁目字上門田 750-8
草津駒坂児童遊園	166	草津町字駒坂 1874-9
湖都町児童遊園	165	草津町字糖他 1515-25
草津持生児童遊園	207	草津町字持生 1879 番 2
西一粃干場児童公園	1,000	西草津一丁目字粃干場 1335 の一部
西一第一児童遊園	916	草津町字六ノ坪 1356-1
西一第二児童遊園	342	西草津二丁目 1630-44
西一北中ノ町児童遊園	198	西草津一丁目字北中ノ町 1373-3
西一粃干場第一児童遊園	151	西草津一丁目字粃干場 1300-2
西一粃干場第二児童遊園	945	西草津一丁目字粃干場 1306-3 他
西一粃干場第三児童遊園	337	西草津一丁目字粃干場 1280-2
西一粃干場第四児童遊園	414	西草津一丁目字粃干場 1341 の一部
草津川跡地公園（区間 5）	38,000	大路二丁目 4 番 1 1 号
大路五反田児童遊園	150	大路二丁目字五反田 173-5
大路砂田児童遊園	490	大路三丁目字砂田 50-33
大路へラ田児童遊園	150	大路三丁目字へラ田 19-4
若竹神子作児童遊園	150	若竹町字神子作 209-14
若竹横田児童遊園	242	若竹町字横田 226
西大路列草児童遊園	600	西大路町字列草 567-9
西渋川児童公園	1,162	西渋川二丁目字下過上寺 129-2
西渋川東公園	2,216	西渋川二丁目字甲田 267-12 他
渋川中央児童遊園	488	渋川一丁目 4-19
樋ノ上児童遊園	369	渋川二丁目 1013-9
せせら公園	275	西渋川一丁目 408-8
中出四児童遊園	109	西渋川一丁目字詰り 354-4
西大路笠ノ庄児童遊園	302	西大路町字笠ノ庄 674-6
西渋川スダレ西第三児童遊園	208	西渋川二丁目字スダレ 26-5、 27-5
西渋川丸ノ内児童遊園	150	西渋川一丁目字丸ノ内 752-6
西渋川南三十六児童遊園	150	西渋川二丁目字南三十六 240-8

西渋川スダレ西児童遊園	564	西渋川二丁目字スダレ 43-43
西渋川スダレ西第二児童遊園	165	西渋川二丁目字スダレ 18-4
西渋川トシ児童遊園	165	西渋川二丁目字トシ十六 235-5
西渋川五位児童遊園	189	西渋川二丁目字五位 143-8 他
西渋川上深田児童遊園	2,458	西渋川一丁目字上深田 495-3
馬池北児童公園	1,087	東矢倉二丁目字中池 580-220
馬池中央児童遊園	731	東矢倉二丁目字新池 578-201 他
馬池東児童遊園	343	東矢倉四丁目字山田 513-10
馬池東第二児童遊園	369	東矢倉四丁目字山田 528-1
馬池南児童遊園	360	東矢倉四丁目字山田 554-28
矢倉池田児童遊園	365	矢倉一丁目字池田 924-24
矢倉南平児童遊園	152	矢倉一丁目字南平 160-7
矢倉室木児童遊園	228	東矢倉二丁目字室ノ木 296
東矢倉玄甫第一児童遊園	318	東矢倉三丁目字玄甫 364-87 他
東矢倉玄甫第二児童遊園	340	東矢倉三丁目字玄甫 398-16
西矢倉辻海道児童遊園	862	西矢倉三丁目字辻海道 1050-59 他
西矢倉桧塚児童遊園	150	西矢倉三丁目字桧塚 1328-16
西矢倉桧塚第二児童遊園	141	西矢倉三丁目字桧塚 1339-26
大塚団地児童遊園	821	西矢倉三丁目 200-60
大塚団地東児童遊園	823	西矢倉三丁目字西浦 1105-8
さわ公園	1,491	南草津四丁目 8
南草津西公園	1,292	南草津三丁目 31
南草津駅東山道記念公園	5,095	野路町字片原3034他
南草津北公園	2,492	野路町字岡田765-1他
野路池之内児童遊園	577	野路町字池ノ内 490-15 他
野路岡田児童遊園	180	野路町字岡田 761-3
野路片原児童遊園	166	野路町字片原 664-11
野路片原第二児童遊園	150	野路町字片原 661-15
野路下北池児童遊園	299	野路町字下北池 136-19
野路下北池北児童遊園	180	野路町字下北池 2425-3
野路下北池西児童遊園	167	野路町字下北池 2419-6
野路下北池南児童遊園	365	野路町字下北池 148-8
鳩ヶ森・よし池児童遊園	220	南笠町字鳩ヶ森 1074-18
南笠開華第一児童遊園	913	南笠町字開華 1904-17
南笠開華第二児童遊園	1,065	南笠町字開華 1896-4

南笠笠堂児童遊園	436	南笠町字笠堂 1162-5
南草津団地児童公園	1,546	橋岡町字池ノ下3-68他
橋岡第一児童遊園	258	橋岡町 73-1 の一部他
橋岡第二児童遊園	886	橋岡町 39-5 他
橋岡第四児童遊園	226	橋岡町字大町 17-17
橋岡第五児童遊園	192	橋岡町字大町 23-22 他
橋岡第六児童遊園	363	橋岡町字庄司田 203-41
橋岡第七児童遊園	311	橋岡町字池ノ下 3-122 他
橋岡第八児童遊園	165	橋岡町字名林 93-37
矢橋公園	7,200	矢橋町字先出地内
湖州平北児童公園	1,172	矢橋町字馬池下 23-32
湖州平南児童公園	1,095	矢橋町字古池下 52-60
新浜上川中児童遊園	201	新浜町字上川中 499-36
新浜上川中第二児童遊園	150	新浜町字上川中 503-13
新浜四ノ坪児童遊園	153	新浜町字四ノ坪 480-2 他
新浜四ノ坪第二児童遊園	410	新浜町四ノ坪 478-5、477-3
新浜三ツ池児童遊園	7,886	新浜町字上川中 495-3 の一部他
新浜尺迦野児童遊園	300	新浜町字尺迦野 460-41
新浜尺迦野第二児童遊園	145	新浜町字尺迦野 464-18 他
新浜尺迦野第三児童遊園	220	新浜町字尺迦野 463-7
新浜上屋敷第一児童遊園	367	新浜町字上屋敷 23-22
新浜上屋敷第二児童遊園	249	新浜町字上屋敷 8-11
新浜上屋敷第三児童遊園	170	新浜町字上屋敷 12-2
新浜上屋敷第四児童遊園	530	新浜町字上屋敷 55-22
新浜上屋敷第五児童遊園	166	新浜町字上屋敷 10-24
矢橋殿坪児童遊園	311	矢橋町字殿坪 77-19
矢橋中ノ沢児童遊園	307	矢橋町字中ノ沢 385-12
矢橋水曾呂児童遊園	1,155	矢橋町字水曾呂 76-7 他
矢橋花ノ木児童遊園	157	矢橋町字畑ヶ田 965-12 他
矢橋古池下児童遊園	695	矢橋町字古池下 54-4 他
矢橋中林第一児童遊園	183	矢橋町字中林 1531-1
矢橋中林第二児童遊園	170	矢橋町字中林 1520-9 他
桜ヶ丘中央児童公園	4,111	野路町字アイヅリ谷 1922-475 他
桜ヶ丘西児童公園	1,708	野路町字丸塚 1915-149
はさま公園	2,003	野路一丁目 4-9
狼川河川公園	6,360	野路東七丁目地先

野路公園 ※1	24,000	野路八丁目地先
野路小林児童遊園	268	野路町字岡田 868 他
野路池之尻児童遊園	890	野路一丁目字池之尻 12-2
野路姥ヶ尻児童遊園	174	野路町字姥ヶ尻 1073-23
野路上北池公園	150	野路町字上北池 23-11
野路観音堂児童遊園	149	野路町字観音堂 2224-4、2225-14
野路御林山第二児童遊園	168	野路町字御林山 1993-26
野路狸山児童遊園	298	野路町字狸山 1827-47
野路狸山第二児童遊園	150	野路町字狸山 1869-12
野路狸山第三児童遊園	149	野路町字狸山 1168-29 他
野路廣野児童遊園	162	野路町字廣野 1368-3
野路山桃児童遊園	167	野路町字小野山 2047-12
野路御林山児童遊園	368	野路町字御林山 1981-47 他
野路小野山児童遊園	604	野路町字小野山 2049-90
野路中山田児童遊園	165	野路町字中山田 1743-5
野路荒田児童遊園	150	野路東三丁目字荒田 1951-28
野路荒田第二児童遊園	150	野路東四丁目字荒田 1959-42
野路桜ヶ丘北児童遊園	190	桜ヶ丘一丁目字石坂 1903-105
野路桜ヶ丘西児童遊園	393	桜ヶ丘二丁目字丸塚 1915-148
野路桜ヶ丘南児童遊園	910	桜ヶ丘三丁目字荒田 1917-20 他
桜ヶ丘北口児童遊園	597	桜ヶ丘一丁目字荒田 1906-53 他
桜ヶ丘三丁目児童遊園	260	桜ヶ丘三丁目字アイヅリ谷 1922-92 の一部
東南笠児童公園	1,776	南笠東三丁目字唐堀 1520-3 他
南笠新毛児童遊園	150	南笠東三丁目字新毛 1550-5
南笠新毛第二児童遊園	180	南笠東三丁目字新毛 1583-26
新南笠児童遊園	214	南笠東二丁目字東寺 1491-5 の一部
狼川児童遊園	1,365	南笠東四丁目字笹ノ口 340-1
笠山ふれあい広場	1,730	笠山一丁目字笠山 404-2 他
師子舞谷児童公園	1,617	笠山六丁目字師子舞谷 156-88
笠山第一児童遊園	188	笠山三丁目字山口 1640-20
笠山第二児童遊園	167	笠山二丁目字笠山 242-5 他
南笠師子舞谷児童遊園	386	笠山四丁目字師子舞谷 157-32 他
南笠新池第一児童遊園	568	笠山五丁目字新池 108-35

南笠新池第二児童遊園	306	笠山五丁目字新池 108-32 他
南笠山口児童遊園	808	笠山三丁目字山口 1632-1 他
南笠第二児童遊園	272	笠山四丁目字笹ノ口 461-17
南笠第三児童遊園	543	笠山三丁目字笠山 332-78
南笠第四児童遊園	513	笠山四丁目字笹ノ口 449-17
南笠第五児童遊園	780	南笠東一丁目字月法 536-120
南笠第六児童遊園	244	笠山三丁目字笠山 322-126
南笠第七児童遊園	246	笠山四丁目字笹ノ口 434-50 他
南笠第八児童遊園	200	笠山四丁目字笹ノ口 434-29
南笠第九児童遊園	316	笠山三丁目字笠山 332-268
南笠第十児童遊園	286	笠山三丁目字笠山 322-359
木川六ノ坪児童公園	1,010	木川町六ノ坪 1350
木川四石舞児童公園	1,963	木川町字四石舞 896-3
木川四石舞第一児童遊園	320	木川町字四石舞 907-2
木川四石舞第二児童遊園	186	木川町字四石舞 909-12
木川四石舞第三児童遊園	559	木川町字四石舞 912-23
木川上野児童遊園	104	木川町字上野 1088-4 他
木川十九児童遊園	151	木川町字十九 100-24
山田里南児童遊園	165	山田町字里南 204-4
出屋敷児童遊園	555	木川町字出屋敷
新田西児童遊園	393	木川町 952-3
木川砂池児童遊園	346	木川町字砂池 955-40
木川神保ヶ町児童遊園	165	木川町字神保ヶ町 890-2
木川神保ヶ町第二児童遊園	165	木川町字神保ヶ町 840-8
木川中林児童遊園	512	木川町字中林 1230-17
木川柳原児童遊園	175	木川町字柳原 776-9
陽の丘児童遊園	330	木川町 1212
御倉児童遊園	462	御倉町字六石 567
あさかぜ広場	1907	山田町字里北 401
南山田児童公園	1,071	南山田町字三ノ坪 1100-49
不動浜児童遊園	369	南山田町字えり島 1315
北山田児童遊園	626	北山田町 846-5 他
草津川跡地公園（区間2）	56,000	北山田町 3268 番地 1
上笠道田児童遊園	133	上笠二丁目 385-3
上笠北田児童遊園	173	上笠二丁目字北田 378-6 他
上笠五反長児童遊園	297	上笠二丁目 288-4

上笠溝内児童遊園	394	上笠二丁目 50-58
上笠昼町児童遊園	281	上笠二丁目字昼町 159 他
上笠公園	800	上笠三丁目字海添 303-57
上笠四丁目大町児童遊園	1,105	上笠四丁目字大町 633-4
上笠四丁目下熊川児童遊園	1,350	上笠四丁目字下熊川 824-43
上笠堤児童遊園	50	上笠五丁目字堤 996-3
上笠堤南児童遊園	192	上笠五丁目字堤 963-11
野村東公園	3,000	野村一丁目字五位田地先
野村南堀池児童遊園	120	野村町字南堀池 286-18
野村上十九児童遊園	108	野村町(二丁目)字上十九 68-5
野村上小畑児童遊園	105	野村二丁目上小畑 280-2
野村下伊屋田児童遊園	148	野村三丁目字伊屋田 237-6
野村西町児童遊園	151	野村四丁目字諸ヶ池 664-18
野村西町第二児童遊園	102	野村四丁目字諸ヶ池 667-29
野村西出児童公園	1,021	野村五丁目字西出 384-1 他
野村南浦児童公園	1,181	野村五丁目字南浦 585-4
野村松田児童遊園	518	野村五丁目字松田 790-2
野村九反田児童遊園	470	野村五丁目字九反田 795-32
野村五丁目味噌内児童遊園	173	野村五丁目字味噌内 781-3 他
野村石池児童遊園	372	野村五丁目 576-24
野村西公園	3,171	野村六丁目字北堀池 9-10
野村北公園	2,768	野村七丁目字北東浦地先
弾正公園	59,000	下笠町字弾正 289-5 他
松陽台第一児童遊園	397	下笠町字野岸 673-5 他
松陽台第二児童遊園	182	下笠町字弾正 220-31
下笠北松原児童遊園	409	下笠町字北松原 334-4
下笠衣田児童遊園	320	下笠町字衣田 512-13
下笠水掛児童遊園	300	下笠町字水掛 601-8
平井一ノ坪児童遊園	237	西渋川二丁目 44-16 他
平井公園	2,400	平井一丁目地内
平井一丁目毛智字児童遊園	218	平井一丁目字毛智字 142-3 他
平井西町児童遊園	471	平井二丁目字桜 4-15
平井馬田児童遊園	88	平井五丁目字馬田 80-4
平井馬田第二児童遊園	165	平井五丁目字馬田 75-14
平井五丁目五ノ坪児童遊園	98	平井五丁目五ノ坪 23-8
平井六丁目西児童遊園	240	平井六丁目字横宗伯 425-36

平井鳶ヶ巣児童遊園	542	平井町字鳶ヶ巣 357-8
平井鷺ヶ巣第二児童遊園	300	平井町字鷺ヶ巣 362-5
平井尻細児童遊園	273	平井町字尻細 369 番 28
川原一丁目木津児童遊園	150	川原一丁目字木津 471-26
川原小久保児童公園	1,476	川原二丁目字小久保 376-40
川原柳之浦児童遊園	245	川原三丁目字柳之浦 97-11
川原児童遊園	200	川原四丁目字的場地内
川原納豆田児童遊園	365	川原町字納豆田 43-15 他
駒井沢湯屋田児童遊園	612	駒井沢町字湯屋田 135-11 他
駒井沢児童遊園	641	草津市駒井沢町 318 番地
新堂公園	1,716	新堂町字北中小路 172 他
片岡町下ツブ田児童遊園	553	片岡町字下ツブ田 172-21 他
水生植物公園みずの森	37,400	下物町字烏丸 1091
下物児童遊園	230	下物町字君ヶ門 306
芦浦第一児童遊園	453	芦浦町 319-6
芦浦第二児童遊園	700	芦浦町 461
芦浦第三児童遊園	343	芦浦町字西浦 747-45
芦浦第四児童遊園	321	芦浦町字教王寺 777-27
穴村公園	1,706	穴村町字浅ドノ 32-2
北大萱児童遊園	413	北大萱町字中出 498
平湖・柳平湖公園	1,470	志那町字コドロ 2961-2 他

※開発による帰属や廃止により追記・削除があります。

※1 野路公園については、現在事業中であり、面積については都市計画決定区域面積を記載しております。

IV-4 草津市防災行政無線設置場所・呼出番号一覧表

種別	番号	呼び出し名称	部署		配置場所
統制	100	ぼうさいくさつ	統制台		無線室
種別	番号	呼び出し名称	部署		配置場所
半固定	101	そうむぶ さいたいほんぶ	総務部災対本部		総務課
携帯	102	そうかつはん1	総務部災対本部	総括班 1	危機管理課
携帯	103	そうかつはん2	総務部災対本部	総括班 2	危機管理課
携帯	104	ちょうさはん	総務部災対本部	調査班	税務課
携帯	105	じょうほうしゅうしゅうはん	総務部災対本部	情報収集班	企画調整課
携帯	106	こうほうしょうがいはん	総務部災対本部	広報渉外班	広報課
携帯	107	ぜんぱじゅれいせんようき	総務部災対本部	全波受令専用機	
携帯	111	しょどう1	総務部災対本部	初動 1	仮草津東
携帯	112	しょどう2	総務部災対本部	初動 2	仮綾羽高
携帯	113	しょどう3	総務部災対本部	初動 3	仮湖南農
携帯	114	しょどう4	総務部災対本部	初動 4	仮光泉高
携帯	115	しょどう5	総務部災対本部	初動 5	仮草津高
携帯	116	しょどう6	総務部災対本部	初動 6	仮玉川高
携帯	117	しょどう7	総務部災対本部	初動 7	仮テクノカレッジ
携帯	118	しょどう8	総務部災対本部	初動 8	仮フェリエ
携帯	119	しょどう9	総務部災対本部	初動 9	仮草津看護
携帯	201	ひなんたいさくぶ	避難対策部		まちづくり協働課
携帯	202	ひなんじよはん2	避難対策部	避難所班 2	まちづくり協働課
携帯	203	きらりえくさつ	避難対策部	キラリエ草津	キラリエ草津
携帯	204	がっこうたいさくはん	避難対策部	学校対策班	学校教育課
携帯	205	そうさくはん1	避難対策部	搜索班 1	生活安心課
携帯	206	そうさくはん2	避難対策部	搜索班 2	生活安心課
半固定	211	ひがしきち くさつだい2しょうがっこう	避難対策部	東基地	草津第2小学校
携帯	212	ひがし2 しぶかわしょうがっこう	避難対策部	東 2	洪川小学校
携帯	213	ひがし3 しりつぶーる	避難対策部	東 3	市立ブルー
携帯	214	ひがし4 くさつしょうがっこう	避難対策部	東 4	草津小学校
携帯	215	ひがし5 くさつちゅうがっこう	避難対策部	東 5	草津中学校
携帯	216	ひがし6 やぐらしょうがっこう	避難対策部	東 6	矢倉小学校
携帯	217	ひがし7 ふれあいたいいくかん	避難対策部	東 7	ふれあい体育館
半固定	221	にしきち おいかみしょうがっこう	避難対策部	西基地	老上小学校
携帯	222	にし2 おいかみちゅうがっこう	避難対策部	西 2	老上中学校
携帯	223	にし3 おいかみにししょうがっこう	避難対策部	西 3	老上西小学校
携帯	224	にし4 やまだしょうがっこう	避難対策部	西 4	山田小学校
携帯	225	にし5 ぶどうかん	避難対策部	西 5	武道館
半固定	231	みなみきち たまがわしょうがっこう	避難対策部	南基地	玉川小学校

種別	番号	呼び出し名称	部署		配置場所
携帯	232	みなみ2 たまがわちゅうがっこう	避難対策部	南2	玉川中学校
携帯	233	みなみ3 みなみがさひがししょうがっこう	避難対策部	南3	南笠東小学校
携帯	234	みなみ4 しずしょうがっこう	避難対策部	南4	志津小学校
携帯	235	みなみ5 しずみなみしょうがっこう	避難対策部	南5	志津南小学校
携帯	236	みなみ6 たかほちゅうがっこう	避難対策部	南6	高穂中学校
携帯	237	みなみ7 くさつくれあほーる	避難対策部	南7	草津クレアホール
半固定	241	きたきち かさぬいしょうがっこう	避難対策部	北基地	笠縫小学校
携帯	242	きた2 かさぬいひがししょうがっこう	避難対策部	北2	笠縫東小学校
携帯	243	きた3 ときわしょうがっこう	避難対策部	北3	常盤小学校
携帯	244	きた4 まつばらちゅうがっこう	避難対策部	北4	松原中学校
携帯	245	きた5 しんどうちゅうがっこう	避難対策部	北5	新堂中学校
携帯	246	きた6 YMITありーな	避難対策部	北6	YMIT アリーナ
携帯	247	きた7 そうごうたいいくかん	避難対策部	北7	総合体育館
携帯	251	しずがっくさいたいほんぶ	志津学区災対本部		志津まちづくりセンター
携帯	252	しずみなみがっくさいたいほんぶ	志津南学区災対本部		志津南まちづくりセンター
携帯	253	くさつがっくさいたいほんぶ	草津学区災対本部		草津まちづくりセンター
携帯	254	おおじくさいたいほんぶ	大路学区災対本部		大路まちづくりセンター
携帯	255	しぶかわがっくさいたいほんぶ	洪川学区災対本部		洪川まちづくりセンター
携帯	256	やぐらがっくさいたいほんぶ	矢倉学区災対本部		矢倉まちづくりセンター
携帯	257	おいかみがっくさいたいほんぶ	老上学区災対本部		老上まちづくりセンター
携帯	258	おいかみにしがっくさいたいほんぶ	老上西学区災対本部		老上西まちづくりセンター
携帯	259	たまがわがっくさいたいほんぶ	玉川学区災対本部		玉川まちづくりセンター
携帯	260	みなみがさひがしがっくさいたいほんぶ	南笠東学区災対本部		南笠東まちづくりセンター
携帯	261	やまだがっくさいたいほんぶ	山田学区災対本部		山田まちづくりセンター
携帯	262	かさぬいがっくさいたいほんぶ	笠縫学区災対本部		笠縫まちづくりセンター
携帯	263	かさぬいひがしがっくさいたいほんぶ	笠縫東学区災対本部		笠縫東まちづくりセンター
携帯	264	ときわがっくさいたいほんぶ	常盤学区災対本部		常盤まちづくりセンター
半固定	301	きゆうえんぶ	救援部		健康福祉政策課
携帯	302	いりょうふくしたさいくほんぶ	救援部	医療福祉対策本部	健康増進課
携帯	303	きゆうごはん・ようしえんはん2	救援部	救護班・要支援班2	健康増進課
携帯	304	きゆうごはん・ようしえんはん3	救援部	救護班・要支援班3	健康増進課
携帯	305	きゆうごはん・ようしえんはん4	救援部	救護班・要支援班4	長寿いきがい課
携帯	306	きゆうごはん・ようしえんはん5	救援部	救護班・要支援班5	長寿いきがい課
携帯	307	きゆうごはん・ようしえんはん6	救援部	救護班・要支援班6	長寿いきがい課
携帯	308	きゆうごはん・ようしえんはん7	救援部	救護班・要支援班7	長寿いきがい課
携帯	401	ぶっしえいせいぶ	物資衛生部		商工観光労政課
携帯	402	ぶっしちようたつはん-えいせいはん2	物資衛生部	物資調達班-衛生班2	商工観光労政課
携帯	403	ぶっしちようたつはん-えいせいはん3	物資衛生部	物資調達班-衛生班3	資源循環推進課

種別	番号	呼び出し名称	部署		配置場所
携帯	404	クリーンセンター	物資衛生部		クリーンセンター
携帯	501	けんせつぶ	建設部		道路課
携帯	502	どうろはん・かせんはん1	建設部	道路班・河川班1	道路課
携帯	503	どうろはん・かせんはん2	建設部	道路班・河川班2	道路課
携帯	504	どうろはん・かせんはん3	建設部	道路班・河川班3	道路課
携帯	505	どうろはん・かせんはん4	建設部	道路班・河川班4	河川課
携帯	506	どうろはん・かせんはん5	建設部	道路班・河川班5	河川課
携帯	507	どうろはん・かせんはん6	建設部	道路班・河川班6	河川課
携帯	508	かせつじゅうたく・けんちくはん1	建設部	仮設住宅・建築班1	公共建築課
携帯	509	かせつじゅうたく・けんちくはん2	建設部	仮設住宅・建築班2	公共建築課
携帯	510	けいざいはん1	建設部	経済班1	農林水産課
携帯	511	けいざいはん2	建設部	経済班2	農林水産課
携帯	601	じょうげすいどうぶ	上下水道部		上下水道総務課
携帯	602	きゅうすいはん1	上下水道部	給水班1	給排水課
携帯	603	きゅうすいはん2	上下水道部	給水班2	給排水課
携帯	604	じょうげすいどうしせつはん1	上下水道部	上下水道施設班1	上下水道施設課
携帯	605	じょうげすいどうしせつはん2	上下水道部	上下水道施設班2	上下水道施設課
携帯	606	じょうげすいどうしせつはん3	上下水道部	上下水道施設班3	上下水道施設課
携帯	607	じょうすいじょうはん1	上下水道部	浄水場班1	ロクハ浄水場
携帯	608	じょうすいじょうはん2	上下水道部	浄水場班2	北山田浄水場
半固定	609	きたやまだじょうすいじょう	上下水道部		北山田浄水場
半固定	610	ろくはじょうすいじょう	上下水道部		ロクハ浄水場
半固定	701	じょうぼうぶ にししょうぼうしょ	消防部		西消防署
携帯	702	しょうぼうだんちょう	消防部		消防団長
携帯	703	だんほんぶ KFFL ぶんだんちょう	消防部		団本部 KFFL 分団長
携帯	704	だんほんぶ ふくだんちょう	消防部		団本部・副団長
携帯	705	だい2ほうめんたい ふくだんちょう	消防部		第2方面隊副団長
携帯	706	だい4ぶんだんちょう	消防部		第4分団長
携帯	707	だい5ぶんだんちょう	消防部		第5分団長
携帯	708	だい6ぶんだんちょう	消防部		第6分団長
携帯	709	だい7ぶんだんちょう	消防部		第7分団長
半固定	710	しょうぼうぶ みなみしょうぼうしょ	消防部		南消防署
携帯	711	しよげんばしき	消防部		署現場指揮
携帯	712	だい1ほうめんたい ふくだんちょう	消防部		第1方面隊・副団長
携帯	713	だい1ぶんだんちょう	消防部		第1分団長
携帯	714	だい2ぶんだんちょう	消防部		第2分団長
携帯	715	だい3ぶんだんちょう	消防部		第3分団長
携帯	716	だい8ぶんだんちょう	消防部		第8分団長

種別	番号	呼び出し名称	部署		配置場所
半固定	801	くさつけいさつしょ	草津警察署		草津警察署
半固定	802	JR くさつき	JR 草津駅		JR 草津駅
半固定	803	おおさかガス	大阪ガス		大阪ガス

市役所 2 階特大会議室（災害対策本部）緊急電話番号表

N T T 回線	077 (563) -7930
	077 (563) -7931
	077 (563) -7932
	077 (561) -2315
内線	3115、3116、3117、3118
	3119、3125、3126

#### IV-5 主要な県防災無線FAX一覧

無線局の名称	番号
県防災危機管理局	* 「7407, 7412, 7413」
県南部土木事務所 経理用地課	* -522-202
湖南広域消防局	1510
彦根地方気象台	1700
NHK大津放送局	1720
びわ湖放送(株)	1730
陸上自衛隊大津駐屯地	1740
滋賀県警察本部	5020

※全て、「6」発信

#### IV-6 草津市の県防災無線局

衛星端末局の名称	番号	機器の名称	設置場所
草津市端末局	206	無線装置 夜間専用電話機 着信専用電話機① 災害時 // ② 送信用電話機	無線室(2階) 1階コントロール室 危機管理課(平常時) 2階大会議室(災害時) 庁舎内線電話全機

IV-7 滋賀地区非常通信経路計画

非常通信経路

区間	市役所 (出張所) からの距離 Km	通信経路	県庁まで の距離 Km
草津市   大津市	1.2	(無線) 草津警察署 ———— 県警察本部 草津市野村3-1-11 大津市京町4-1-2 地域課 地域課	0.1
	1.0	(有線) J R 草津駅 ~~~~ J R 大津駅 草津市渋川1-1-16 大津市春日町1-3 駅長 駅長	0.5
	1.5	(無線・有線混在) 関電(株)草津営業所 ~~~ 関電(株)滋賀支店 草津市若竹町10-7 大津市におの浜4-1-15 当直者または窓口受付 支店長	2.0
	1.5	(無線) 国土交通省滋賀国道工事 国土交通省滋賀国道 事務所草津維持出張所 工事事務所 草津市渋川2-4-22 大津市竜が丘4-5 事務係 電気通信係または宿直者 (無線) ————— 県防災危機管理局 大津市京町4-1-1 防災情報担当	0
	5.5	(無線) 西消防署(移動局) ———— 湖南広域消防局 草津市上笠町477-1 栗東市小柿三丁目1-1 署員 職員 (湖南広域消防局から大津市消防局まで直接伝達できない場 合は、他の消防本部を中継する。)	
	1.0	(無線) 鉄道警察隊 ———— 県警察本部 草津市渋川1-1-14 大津市京町4-1-2 地域課	0.1

IV-8 貨物自動車運送一覧

事業社名	所在地	電話番号
日本通運(株)草津営業課	大路一丁目 1-1	562-3014
近江陸運(株)草津営業所	東草津一丁目 3-53	562-0606
グリーンエキスプレス(株)	駒井沢町 137-1	568-2727
江南工業(株)	野路町 1148-2	562-1204
光洋運輸産業(株)	青地町 1063-2	562-2129
(株)小寺運輸	下笠町 1319	568-2345
コトブキ運輸(株)	野路町 2115	562-5511
三興商運(有)	長束町 207	568-1255
(株)滋賀丸運	野路町 977-2	562-5406
センコー(株)草津営業所	穴村町 80-1	568-3571
土屋運輸送(株)草津営業所	南笠町 473-7	564-4815
西村運輸倉庫(株)	片岡町 267-1	568-2750
平井運輸(株)	北山田町 15-1	562-0760
中島運送(株)	南笠町 514	562-6727
松田運送(株)	大路二丁目 13-25	562-0245

IV-9 市公用車保有台数一覧

乗用			貨物		ダンプ			トラック			バス	応急作業車	普通
普通	小型	軽	小型	軽	4 t	2 t	軽	2 t	0.85 t	軽	(マイクロ)	(水道・道路)	特殊
7	6	27	22	51	0	1	1	1	1	4	2	5	4

IV-10 漁船一覧

漁業協同 組合名	所 在 地	電 話	動力漁船	
			ディーゼル	電気 点火
山田	草津市北山田町 3130	562-0509	22	10
志那	// 志那町1436-2	568-0011	2	6

IV-11 ヘリコプター離発着場

施設の名称	所在地	電話番号	面積 m <sup>2</sup>	林野火災 の適否		備考
				面積	水利	
松原中学校グラウンド	下笠町 110	568-0246	9,183	否	有	
草津小学校 //	草津三丁目- 14-5	562-0124	12,978	適	有	
高穂中学校 //	追分七丁目 6- 1	565-3611	15,121	適	有	
老上中学校 //	矢橋町 7-1	564-4394	16,729	適	有	
常盤小学校 //	志那中町 119	568-0002	7,274	否	有	
野村運動公園 //(注)	野村三丁目- 58-14	563-1265	26,574	否	有	
矢橋帰帆島多目的 (注)	矢橋町帰帆 2108	564-1900	11,180	-	-	
環境衛生センター //(注)	集町 404-1	568-0251	-	-	-	
湖南広域消防局西消防 署(注)	上笠町 477-1	568-0119	-	-	-	
烏丸半島多目的広場 (注)	下物 1091	568-4102	-	-	-	
滋賀医科大学付属病院 (注)	笠山七丁目字 獅子舞谷 126	548-2770	529	-	-	
淡海医療センター(注)	矢橋 1660	563-8866	400	-	-	

(注) 消防防災用ヘリコプター発着場 飛行場外離着陸場

IV-12 備蓄場所および備蓄品目

備蓄場所	備蓄品目（主なもの）
草津第二小学校	食糧（アルファ米等）、毛布、保温シート、ポリタンク、給水袋、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、ヘルメット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)、マンホールトイレ、燃料・オイル等 耐震性飲料水兼用防火水槽 60t 級
玉川小学校	食糧（アルファ米等）、毛布、保温シート、ポリタンク、給水袋、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、ヘルメット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)、マンホールトイレ、燃料・オイル等 耐震性飲料水兼用防火水槽 60t 級
老上小学校	食糧（アルファ米等）、毛布、保温シート、ポリタンク、給水袋、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、ヘルメット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)、マンホールトイレ、燃料・オイル等 耐震性飲料水兼用防火水槽 60t 級
笠縫小学校	食糧（アルファ米等）、毛布、保温シート、ポリタンク、給水袋、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、ヘルメット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)、マンホールトイレ、燃料・オイル等 耐震性飲料水兼用防火水槽 60t 級
志津小学校	食糧（アルファ米等）、毛布、保温シート、ポリタンク、給水袋、浄水装置、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)、風船式水槽 2t、燃料・オイル等
志津南小学校	食糧（アルファ米等）、毛布、保温シート、ポリタンク、給水袋、浄水装置、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)、 <u>マンホールトイレ</u> 、風船式水槽 2t、燃料・オイル等
矢倉小学校	食糧（アルファ米等）、毛布、保温シート、ポリタンク、給水袋、浄水装置、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)、風船式水槽 2t、燃料・オイル等
老上西小学校	食糧（アルファ米等）、毛布、保温シート、ポリタンク、給水袋、浄水装置、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)、風船式水槽 2t、燃料・オイル等
草津小学校	食糧（アルファ米等）、毛布、保温シート、ポリタンク、給水袋、浄水装置、仮設給水栓、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)、マンホールトイレ、風船式水槽 2t、燃料・オイル等
南笠東小学校	食糧（アルファ米等）、毛布、保温シート、ポリタンク、給水袋、浄水装置、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)、風船式水槽 2t、燃料・オイル等
山田小学校	食糧（アルファ米等）、毛布、保温シート、ポリタンク、給水袋、浄水装置、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)、 <u>マンホールトイレ</u> 、風船式水槽 2t、燃料・オイル等
笠縫東小学校	食糧（アルファ米等）、毛布、保温シート、ポリタンク、給水袋、浄水装置、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)、風船式水槽 2t、燃料・オイル等

常盤小学校	食糧（アルファ米等）、毛布、保温シート、ポリタンク、給水袋、浄水装置、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)、 <u>マンホールトイレ</u> 、風船式水槽 2t、燃料・オイル等
渋川小学校	食糧（アルファ米等）、毛布、保温シート、ポリタンク、給水袋、浄水装置、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)、 <u>マンホールトイレ</u> 、風船式水槽 2t、燃料・オイル等
くさつシティアリーナ	食糧（アルファ米等）、毛布、ポリタンク、給水袋、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)、マンホールトイレ、燃料・オイル等
松原中学校	食糧（アルファ米等）、毛布、ポリタンク、給水袋、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)、マンホールトイレ、燃料・オイル等
新堂中学校	食糧（アルファ米等）、毛布、ポリタンク、給水袋、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)、マンホールトイレ、燃料・オイル等
草津中学校	食糧（アルファ米等）、毛布、ポリタンク、給水袋、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)、マンホールトイレ、燃料・オイル等
老上中学校	食糧（アルファ米等）、毛布、ポリタンク、給水袋、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)、マンホールトイレ、燃料・オイル等
玉川中学校	食糧（アルファ米等）、毛布、ポリタンク、給水袋、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)、燃料・オイル等
高穂中学校	食糧（アルファ米等）、毛布、ポリタンク、給水袋、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、担架、救助道具セット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)、マンホールトイレ、燃料・オイル等
コミュニティ防災センター	食糧（アルファ米等）エンジンカッター、チェーンソー、毛布、発電機、車両用ブロック、ハシゴ、救助道具セット、投光機、ポリタンク、液体ミルク、粉ミルク、 <u>パーティション、トイレトーパー、長期保存水（ペットボトル）</u>
<u>教育研究所</u>	<u>チェーンソー、発電機、マンホールトイレ、救助道具セット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)、炊き出し用資機材、簡易ベッド、パーティション、ハンドリフト等</u>
弾正公園	給水用具 耐震性飲料水兼用防火水槽 60t 級
<u>草津市立プール</u>	<u>浄水装置、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、マンホールトイレ、救助道具セット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)等</u>
<u>ふれあい体育館</u>	<u>浄水装置、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、マンホールトイレ、救助道具セット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)等</u>
<u>草津クリアホール</u>	<u>浄水装置、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、マンホールトイレ、救助道具セット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)等</u>
<u>武道館</u>	<u>浄水装置、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、マンホールトイレ、救助道具セット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)等</u>
<u>草津クリアホール</u>	<u>浄水装置、エンジンカッター、チェーンソー、発電機、投光器、リヤカー、マンホールトイレ、救助道具セット、仮設トイレ(洋式、車椅子用、小使用)等</u>